

平成 18 年度林野庁補助事業
違法伐採総合対策推進事業

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査

インドネシアにおける合法性証明の実態調査
報 告 書

平成 1 9 年 3 月

社団法人 全国木材組合連合会
違法伐採総合対策推進協議会

目次

第1章	インドネシアの森林の概要	1
1-1	現在の森林面積と減少	1
1-2	森林の種類	2
第2章	インドネシア森林関連法規	3
2-1	森林関連法規の経緯	3
2-1-1	スハルト政権下の森林政策	3
2-1-2	スハルト政権後の森林政策	4
2-2	インドネシアの法律体系序列	8
2-3	今日のインドネシアの森林定義	9
2-3-1	国有林の機能区分	10
2-3-2	権利林 (<i>Hutan Hak</i>)	13
2-4	伐採についての法規	14
2-4-1	国有林 (<i>Hutan Negara</i>) での伐採	15
2-4-2	権利林 (<i>Hutan Hak</i>) での伐採	34
2-4-3	森林税について	34
2-5	森林保全について	35
2-6	木材加工、輸出について	36
2-6-1	山土場から加工工場まで	37
2-6-2	輸出について	45
2-6-3	林産物の輸出制限	49
第3章	インドネシア木材産業の概要と木材生産・流通の問題点	51
3-1	木材加工業の現状と原木調達、製品販売、輸出実態	51
3-1-1	原木調達量の縮小	51
3-1-2	製品生産量・輸出量の縮小	51
3-2	木材生産・流通の問題点	53
3-2-1	天然林伐採・管理方法の違法性	54
3-2-2	流通過程における違法行為の発生	55
3-2-3	輸出時の違法性	56
3-3	その他の問題点	57
3-3-1	伐採地内における持続可能な森林管理の課題	57
3-3-2	慣習林の課題	58
第4章	インドネシア政府やその他セクターの違法伐採への取組み	60
4-1	国際的な取組み ~インドネシア政府の取組みの背景	60
4-1-1	森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する EU 行動計画 (EU-FLEGT)	60
4-1-2	インドネシア-英国覚書に基づく取組み	62
4-2	インドネシア政府の取組み	63
4-2-1	木材合法性基準 (WLS Ver 4.0)	63
4-2-2	独立監査機関 (LPI) による事業者審査	64

4-2-3	法発令による規制の強化.....	64
4-3	その他セクターの違法伐採への取組み.....	65
4-3-1	アジア森林パートナーシップ(AFP)の合法性基準.....	65
4-3-2	NGO、消費者等の取組み.....	66
4-4	主要な認証制度について.....	69
4-4-1	森林管理協議会(FSC).....	69
4-4-2	インドネシアエコラベル協会(LEI).....	70
4-4-3	インドネシアにおける森林認証取得状況.....	71
4-5	その他の主要な自主的イニシアティブ.....	72
4-5-1	森林認証取得を目指した段階的アプローチ.....	72
4-5-2	主要な合法性検証プログラム.....	74
4-5-3	主要な木材トラッキング(追跡)システム.....	75
第5章	日本の合法性証明制度に対する関係者の対応、課題.....	77
5-1	インドネシア政府の対応、課題.....	77
5-2	業界団体の対応、課題.....	78
5-3	NGO、消費者の対応.....	82
第6章	まとめ.....	83
6-1	合法性を担保するための留意点.....	83
6-2	提言.....	84
参考文献	87
参考 WEB サイト	88
付録	89

図表一覧

図 2-1	インドネシアの法序列体系について.....	8
図 2-2	インドネシアの森林区分について.....	9
図 2-3	インドネシア森林伐採区分について.....	15
図 2-4	天然林材、IPK 材に関する伐採後の木材の流れと必要書類について.....	37
図 2-5	合法丸太証明書(SKSKB)の回覧手順について.....	40
図 2-6	丸太送り状(FA-KB)の回覧手順について.....	42
図 2-7	ETPIK 申請と BRIK 会員登録の流れ.....	45
図 2-8	BRIK エンドースメント申請と輸出文書提出について.....	46
図 3-1	BRIK エンドースメントの機能する範囲について.....	57
図 4-1	国際社会における違法伐採対策に関する枠組み構築の流れ.....	60
図 4-2	自主的二国間協定の仕組み.....	61
図 5-1	近年の IUPHHK 面積の推移.....	81

表 1-1	インドネシアの森林区分、および面積	1
表 1-2	主要な用材向け適種について	2
表 2-1	天然林 IUPHHK 取得のための技術的提案書に盛り込む内容一覧	17
表 2-2	環境影響評価 (AMDAL) が必要な対象地とその根拠について	19
表 2-3	天然林各事業計画書に盛り込む内容について	22
表 2-4	原則を守るために必須の天然林・泥炭湿地林における択伐方式の基準と指標	24
表 2-5	人工林 IUPHHK 取得のための技術的提案書に盛り込む内容	25
表 2-6	人工林各事業計画書に盛り込む内容	30
表 2-7	IPK における禁止事項一覧	32
表 2-8	BRIK エンドースメントを必要とする製品の HS コード	48
表 2-9	インドネシアにおいて輸出規制されている主な林産物について	50
表 3-1	インドネシアとマレーシアの木材製品別生産量の推移 (単位: 1000 m ³)	52
表 3-2	東カリマンタン州の JAS 認定工場について	53
表 3-3	バアイ村と木材伐採契約を結んだ企業について (交渉中を含む)	58
表 4-1	インドネシア-英国 MoU 行動計画について (仮訳)	62
表 4-2	木材合法性基準 (WLS ver. 4.0) の原則、基準、指標について	64
表 4-3	AFP の合法性基準	66
表 4-4	FSC の原則と指標について	69
表 4-5	LEI 認証の基準と指標について	70
表 4-6	インドネシアにおける FSC 森林認証取得状況について	71
表 4-7	インドネシアにおける LEI 森林認証取得状況について	71
表 4-8	MIV の要素一覧	74

調査概要

本調査は下記のような手法で実施した。

(1) インドネシアの森林事情に関する文献調査(平成 18 年 8 月～12 月)

インドネシアの森林施業関連法律や違法伐採問題に関するインドネシア政府および国際社会の対応、林業産業界の現状に関する情報を収集した。

(2) インドネシアの森林事情に関する聞き取り調査(平成 18 年 8 月～2 月)

収集した情報の信憑性の確認や不足部分を補うため、インドネシア省庁(林業省、商業省、内務省)、インドネシア NGO(インドネシア・エコラベル協会(LEI)、フォレスト・ウォッチ・インドネシア(FWI)、テラパック、ワルヒ(WALHI, IHSA)、インドネシア業界団体(BRIK、APHI(HPH 協会))、インドネシア合板企業(ダヤサクティ社(南カリマンタン)、メランティサクティ社、スガラティンバー社(東カリマンタン))、を訪問した。また、日本 NGO(熱帯雨林行動ネットワーク、Traffic)や、日本森林技術協会にも本報告書を作成する上でのコメントを頂いた。

本報告書のための調査最終段階の時期である 2007 年初頭に、インドネシアでは 2007 年第 6 号政令が施行された。今後同政令に基づいた細則が順次改定されていく予定である。2007 年第 P.6 号大臣規則(2007 年 2 月 17 日)、および 2007 年第 P.9 号大臣規則(2007 年 2 月 23 日)は公布済みである。ただし、後者の細則は策定中で、且つ筆者がそれらを手に入れたのは 2007 年 3 月 29 日であり、そのため本報告書では 2007 年 1 月までに施行された現行の細則を紹介するにとどまることを注記しておく。今後の合法性確保を考えた場合、木材輸入国の我が国としては、今回の森林関連法規改正がどのように展開するのか注視していく必要がある。

調査期間

平成 18 年 10 月～平成 19 年 3 月

調査チーム

満田 夏花	(財)地球・人間環境フォーラム 主任研究員	全体調整
坂本 有希	(財)地球・人間環境フォーラム 主任研究員	全体調整
江原 誠	(財)地球・人間環境フォーラム 客員研究員	第 1 章～第 3 章
三柴 淳一	国際環境 NGO FoE Japan 森林プログラム	第 4 章～第 6 章

略語表

インドネシア語

略語	正式名称	対訳
AMAN	Aliansi Masyarakat Adat Nusantara	インドネシア NGO
AMDAL	Analisis Mengenai Dampak Lingkungan Hidup	環境影響評価
APKINDO	Asosiasi Panel Kayu Indonesia	インドネシア合板協会
APHI	Asosiasi Pehgusaha Hutan Indonesia	インドネシア林業協会
APL	Areal Penggunaan Lain	(造林開発が)必要または林業 が必要ない他用途地域
BAP	Berita Acara Pemeriksaan	検査調書
BPK	Bina Produksi Kehutanan	林業省林業生産管理総局
BBS	Bahan Baku Serpih	小片原料木材
BKT	Bagan Kerja Tahunan	年次作業略図
BKUPHHK (BK)	Bagan Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu	木材林産物利用事業作業簡 易計画
BRIK	Badan Revitalisasi Industri Kehutanan	木材産業活性化機構
BPTT	Bahan Penetapan Tebangan Tahunan	年次伐採量制定資料
BU	Buku Ukur	計測野帳
BU-KB	Buku Ukur Kayu Bulat	丸太計測野帳
BUMD	Badan Usaha Milik Daerah	地方公営企業体
BUMN	Badan Usaha Milik Negara	国営企業体
BUMS	Badan Usaha Milik Swasta	私企業団体
DGLPHHO-BK	Daftar Gabungan Laporan Hasil Produksi Hasil Hutan Olahan-Bukan Kayu	非木材加工林産物移動報告 書概要表
DGRPHH	Daftar Gabungan Rekapitulasi Pemeriksaan Hasil Hutan	林産物検査要約取り締め一覧 表
DHH	Daftar Hasil Hutan	林産物一覧表
DHH-KB	Daftar Hasil Hutan Kayu Bulat	丸太林産物一覧表
DHPT	Dana Hasil Penjualan Tegakan	立木売却基金
DK	Departemen Kehutanan	林業省
DKB	Daftar Kayu Bulat	丸太一覧表
DKB-FA	Daftar Kayu Bulat Faktur Angkutan	送り状用丸太一覧表
DKO	Laporan Hasil Penebangan Kayu Bulat Kecil	加工材一覧表
DLAHH	Daftar Laporan Angkutan Hasil Hutan	林産物輸送報告一覧表
DLAHH Dalam Negeri	Daftar Laporan Angkutan Hasil Hutan Dalam Negeri	国内林産物輸送報告一覧表
DLAHH Ekspor	Daftar Laporan Angkutan Hasil Hutan Ekspor	輸出林産物輸送報告一覧表
DLHP	Daftar Laporan Hasil Penebangan	伐採報告一覧表

DLPHHO-BK	Daftar Laporan Produksi Hasil Hutan Olahan-Bukan Kayu	非木材加工林産物移動報告書一覽表
DLPHHO-K	Daftar Laporan Produksi Hasil Hutan Olahan-Kayu	木材加工林産物移動報告書一覽表
DPP	Daftar Pengangkutan Pengganti	代用輸送一覽表
DP	Daftar Pengangkutan	輸送一覽表
DR	Dana Reboisasi	綠化基金
DRPHH	Daftar Rekapitulasi Pemeriksaan Hasil Hutan	林産物検査要約一覽表
ETPIK	Eksportir Terdaftar Produk Industri Kehutanan	林産業製品登録輸出者
FA-HHBK	Faktur Angkutan Hasil Hutan Bukan Kayu	非丸太林産物送り状
FA-KB	Faktur Angkutan Kayu Bulat	丸太送り状
FA-KO	Faktur Angkutan Kayu Olahan	加工材送り状
FLEG	Forest Law Enforcement and Governance	森林法の施行とガバナンス
HA	Hutan Alam	天然林
HT	Hutan Tanaman	人工林
HHBK	Hasil Hutan Bukan Kayu	非木材林産物
HHK	Hasil Hutan Kayu	木材林産物
HPH	Hak Pengusahaan Hutan	旧森林事業権
HPHH	Hak Pemungutan Hasil Hutan	林産物採取権
HPHT	Hak Pengusahaan Hutan Tanaman	旧人工林事業権
HPHTI	Hak Pengusahaan Hutan Tanaman Industri	産業造林事業権
IHMB	Inventarisasi Hutan Menyeluruh dan Berkala	定期的森林目録調査
IHSA	Institut Hukum Sumberdaya Alam	天然資源法律研究所
IUPH	Iuran Izin Usaha Pemanfaatan Hutan	新利用事業許可寄付金
ILS	Izin Lainnya yang Sah	その他の許可所持者
IPB	Istitut Pertanian Bogor	ボゴール農科大学
IPHH	Izin Pemungutan Hasil Hutan	林産物採取許可
IPHHK	Izin Pemungutan Hasil Hutan Kayu	木材林産物採取許可
IPK	Izin Pemanfaatan Kayu	木材利用許可
IUPHHBK	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Bukan Kayu	非木材林産物利用事業許可
IUPHHK	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu	天然林木材林産物利用事業許可
IUPHHKHT	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Hutan Tanaman	人工林木材林産物利用事業許可
IUPHHK pada HTI	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Tanaman Industri	産業植林木材林産物利用事業許可
IUPHHK pada HTR	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan	回復植林木材林産物利用事業許可

	Tanaman Rakyat	許可
IUPHHK pada HTHR	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Tannaman Hasil Rehabilitasi	民有植林木材林産物利用業許可
KB	Kayu Bulat	丸太(素材)
KBK	Kayu Bulat Kecil	小径丸太
KBNK	Kawasan Budidaya Non Kehutanan	非林業栽培地域
KBS	Kayu Bulat Sedang	普通丸太
KKN	korupsi, kolusi, nepotisme	腐敗、癒着、縁故主義
KPHK	Kesatuan Pengelolaan Hutan Konservasi	保護林管理単位
KPHL	Kesatuan Pengelolaan Hutan Lindung	保安林管理単位
KPHP	Kesatuan Pengelolaan Hutan Produksi	生産林管理単位
LEI	Lembaga Ekolabel Indonesia	インドネシア・エコラベル協会
LHC	Laporan Hasil Cruising	立木調査報告書
LHP-KB	Laporan Hasil Penebangan Kayu Bulat	丸太伐採報告書
LHP-KBK	Laporan Hasil Penebangan Kayu Bulat Kecil	小径丸太伐採報告書
LMHHBK	Laporan Mutasi Hasil Hutan Bukan Kayu	非木材林産物移動報告書
LMHHO	Laporan Mutasi Hasil Hutan Olahan	加工林産物移動報告書
LMKB	Laporan Mutasi Kayu Bulat	丸太移動報告書
LMKO	Laporan Hasil Penebangan Kayu Bulat Kecil	加工材移動報告書
LP-HHBK	Laporan Produksi Hasil Hutan Bukan Kayu	非木材林産物生産報告書
LPI	Lwmbaga Penilai Indipenden	独立監査機関
NIP	Nomor Induk Pegawai	公務員番号
P2LHP	Pejabat Pengesah Laporan Hasil Penebangan	伐採(結果)報告承認職員
P2SKSHH	Pejabat Penerbit Surat Keterangan Sahnya Hasil Hutan	合法林産物証明書発行職員
P2SKSKB	Pejabat Penerbit Surat Keterangan Sahnya Kayu Bulat	合法丸太証明書発行職員
P3KB/P3KG/P3KL/P3H	Petugas Pemeriksa Penerimaan Kayu Bulat/kayu Gergajian/Kayu Lapis/ Hasil Hutan Bukan Kayu	丸太(製材、合板、非木材)受領検査員
Palu Tok DK	Palu Tok DK	林業省極印
PEB	Pemberitahuan Ekspor Barang	輸出物品申告書
PMDH	Pembinaan Masyarakat Desa Hutan	森林村落住民の啓蒙
PSAK32	Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan	会計基準申告第 32 号
PUMP	petak ukur monitoring permanen	永続的モニタリング測量区画
Rencana Ekspor	Rencana Ekspor	輸出計画書
PSDH	Profisi Sumber Daya Hutan	森林資源手数料
RKLUPHHK (RKL)	Rencana Kerja Lima Tahun Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu	木材林産物利用事業 5 ヵ年作業計画

RKTUPHHK (RKT)	Rencana Kerja Tahunan Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu	木材林産物利用事業年次作業計画
RKUPHHK (RK)	Rencana Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu	木材林産物利用事業作業計画
RPHH	Rekapitulasi Pemeriksaan Hasil Hutan	林産物検査要約
SKAU	Surat Keterangan Asal Usul	原産地証明書
SIKUS	Surat Izin Kegiatan Usaha Surveyor	サーベイヤー事業活動許可書
SKSKB	Surat Keterangan Sahnya Kayu Bulat	合法丸太証明書
SKSHH	Surat Keterangan Sahnya Hasil Hutan	合法林産物証明書
SPP-IIUPH	Surat Perintah Pembayaran Iuran Izin Usaha Pemanfaatan Hutan	新利用事業許可寄付金支払い命令書
STBS	Surat Tanda Bukti Setor	輸出税支払証明書
THPB	Tebang Habis Permudaan Buatan	若齢木皆伐
TGHK	Tata Guna Hak Kesepakatan	国レベルの土地利用計画
TPK	Tempat Penimbunan Kayu	貯木場
TPK Antara	Tempat Penimbunan Kayu Antara	林外貯木場
TPK Industri	Tempat Penimbunan Kayu Industri	工場貯木場
TPn	Tempat Pengumpulan Kayu	山土場
TPTI	Tebang Pilih Tanam. Indonesia	インドネシア択伐植林方式
UKL	Komisi Penilai Upaya Pengelolaan Lingkungan	環境管理手法
UPHHK	Usaha Pemanfaatan. Hasil Hutan Kayu	木材林産物利用事業
UPL	Upaya Pemantauan Lingkungan	環境監視手法
WALHI	Wahana Lingkungan Hidup Indonesia	インドネシア環境フォーラム・FoE インドネシア

英語

略語	正式名称	対訳
AFP	Asian Forest Partnership	アジア森林パートナーシップ
CBFM	Community Based Forest Management	インドネシアの参加型森林管理
CGI	Consultative Group on Indonesia	インドネシア支援国会合
CIFOR	Center for International Forestry Research	国際林業研究センター
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)
DFID	Department For International Development	英国国際開発省
EU	European Union	欧州連合
FLEG	Forest Law Enforcement and Governance	森林法の施行とガバナンス

FLEGT	Forest Law Enforcement, Governance and Trade	EU の違法伐採対策
FoE Japan	Friends of the Earth Japan	国際環境 NGO
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理協議会
FRA	Global Forest Resources Assessment	世界森林資源調査
GFTN	The Global Forest and Trade Network	WWF の認証取得支援イニシアティブ
GFS	Global Forestry Service	民間のコンサルタント
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
ITTO	International Tropical Timber Organization	国際熱帯木材機関
IVLT	Independent Validation of Legal Timber	
KAIL	Konsortium Anti Illegal Logging	反違法伐採共同体
MFP	Multi-Stakeholder Forestry Programme	マルチステークホルダー林業プログラム
MoU	Memorandum of Understanding	覚書
MTCC	The Malaysian Timber Certification Council	マレーシア木材認証協議会
SFM	Sustainable Forest Management	持続可能な森林管理
TFT	Tropical Forest Trust	熱帯林トラスト
TNC	The Nature Conservancy	国際環境 NGO
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VLC	Verification of Legal Compliance	
VOL	Verification of Legal Origin	
VPA	Voluntary Partnership Agreement	自主的・二国間協定
WLS	Wood legality Standard	木材合法性基準
WWF	World Wide Fund	世界自然保護基金
FWI	Forest Watch Indonesia	インドネシア NGO

第1章 インドネシアの森林の概要

1-1 現在の森林面積と減少

国連食料農業機関(Food and Agriculture Organization, FAO)の世界森林資源調査(FRA 2005)における森林の定義を参照すると、農業や宅地用途の土地を除いた 0.5ha 以上の面積で、樹高 5m 以上、樹冠被覆率 10%以上である土地を「森林」としている。インドネシアの森林は、同調査の 2005 年データで、国土の約 49%にあたる 88,495,000ha である(FAO, 2005a)。

一方、インドネシア林業省の 2005 年の統計によると、国土の約 61%にあたる 112,081,055ha が森林とされている¹。表 1-1 に林業省による森林機能ごとによる区分と面積を示した。各機能については 2-4 にて後述する。

インドネシアでは、毎年のように発生する森林火災に加え、違法伐採が激化し森林資源も危機的な状況にある。また大規模プランテーション開発などの土地転換も急速に進んでいる。この 40 年間でインドネシアの森林の減少は加速度を増し、フォレスト・ウォッチ・インドネシアによれば、1980 年代に 100 万 ha / 年であった森林減少率は、1990 ~ 2000 年には 170 ~ 200 万 ha / 年、現在は年間約 300 万 ha / 年とも言われている。世界銀行(2001)によれば、森林破壊を止める有効な手立てが講じられなければ、2010 年までにインドネシアの低地自然林が消滅するという衝撃的な予測もされている²。

表 1-1 インドネシアの森林区分、および面積

森林機能	森林地域面積 (ha)
自然保護森林地域(注) (<i>Kawasan Hutan Suaka Alam</i>)	22,192,716 (19.8%)
保安林 (<i>Hutan Lindung</i>)	30,394,523 (27.1%)
制限生産林 (<i>Hutan Produksi Terbatas</i>)	17,081,732 (15.2%)
通常生産林 (<i>Hutan Produksi Tetap</i>)	28,688,788 (25.6%)
転換生産林 (<i>Hutan Produksi Yang Dapat Dikonversi</i>)	13,723,295 (12.2%)
合計	112,081,054 (100%)

注： 自然保護森林地域には、水源涵養地の 3,455,246ha が含まれる。

出所 MoF(2005). Eksekutif data strategis kuhutan

¹ 2005 年 4 月時点でのデータ(リアウ州、中部カリマンタン州はこの時点で情報収集中のため含まれていない)

² World Bank(2001). *Indonesia: Environment and Natural Resource Management in a Time of Transition*

1-2 森林の種類³

インドネシアの森林面積の 88% が熱帯林と分類される。管理目的上、混合丘陵林、準山岳林・山岳高山林、サバンナ・竹・落葉樹・モンスーン林、泥炭沼沢林、淡水沼沢林、マングローブ林の 6 種に分類される。混合丘陵林がインドネシアにおける天然林の約 65% を占め、木材生産にとっては最も重要な森林である。

インドネシアの森林は約 4,000 種の樹木から構成されており、そのうち 267 種が商用に用いられる。その多くはフタバガキ (*Dipterocarpaceae*) 科の樹種である。表 1-2 にて示されている樹種は伐採される上位 5 種である⁴。また、ラミン (*Gonystylus bancanus*) は高価な木材であり、かつて重点的に伐採されていたが、現在は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (通称、ワシントン条約、または CITES) の付属書 II に掲載され、インドネシア国内でも正式な伐採許可を得ているのは 1 社のみで、厳しく法的に制限されている⁵。

表 1-2 主要な用材向け適種について

樹種名 (通称)		備考
<i>Shorea spp</i> (メランティ)	天然木	製材、合板に使用
<i>Dipterocarpus spp</i> (クルイン)	天然木	製材、合板に使用
<i>Dryobalanops spp</i> (カプール)	天然木	製材、合板に使用
<i>Anisoptera spp</i> (メルサウ)	天然木	製材、合板に使用
<i>Tectona grandis</i> (チーク)	植林木	製材、家具材に使用

出所 ITTO (2006). *Status of Tropical Forest Management 2005*

また、インドネシア全土には、25,000 種顕花植物、250,000 種の昆虫、8,500 種の魚類、1,000 種の両生類、2,000 種の爬虫類、1,500 種の鳥類、500 種の哺乳類が生息しており⁶、それら多くの生物の生息地たるインドネシアの森林は生物多様性の宝庫でもある。

³ ITTO (2006). *Status of Tropical Forest Management 2005*, International Tropical Timber Organization

⁴ その他にも *Koompassia*, *Palaquium*, *Dyera*, *Calophyllum inophyllum*, *Octomeles sumatrana* などがある

⁵ 2-6-3 林産物の輸出制限の項を参照のこと

⁶ 原田 (1999).

第2章 インドネシア森林関連法規

2-1 森林関連法規の経緯⁷

本節では、1967年の森林法制定から1999年の新森林法制定、丸太輸出の禁止・解禁、BRIKの設立などの背景について見ていく。

2-1-1 スハルト政権下の森林政策

スハルト政権時代に制定された1967年第5号森林法⁸が、国家レベルの最初の森林法である。同法では、森林計画、開発、モニタリング、評価、中央政府から供与される伐採権などが定められている。続いて、1970年第21号政令では森林事業権(*Hak pengusahaan Hutan*, HPH)や林産物採取権(*Hak Pemungutan Hasil Hutan*, HPHH)等の森林を伐採する権利について定められた。1967年の森林法により、伐採権保有者以外の森林伐採地域への侵入が制限され、伐採地域において慣習的生活を行っていた先住民は、伐採権所有者からの許可が必要となった。1970年第33号政令は森林計画について制定された。

1979年には、国内木材加工産業育成のために、HPH保有業者は木材加工工業の併設を義務化し、製材工場に対しては、製品の国内供給を義務付けた。さらに丸太輸出を削減することで輸出価格の引き上げが図られた。1981年には、合板産業を木材加工工業の中核に据え、丸太輸出は合板工場を保有、または建設中のHPH保有者にのみ認めることとした。これによりHPH保有者は自ら合板工場を設立するか、加工能力のある企業に伐採権を売却することを余儀なくされ、HPH保有者のグループ化が進んだ。

ここで、天然資源法研究所(*Institut Hukum Sumberdaya Alam*, IHSA)のSembiring氏の見解によると、「1985年第28号政令では森林保全について定められた。したがって森林保全についての法律は、伐採権、森林計画を定める法律から15年遅れて制定されたことになる。1991年には森林機能についての法律が施行され生産林と保護林が規定された。これらのことは、木材産業振興を目的とした大規模森林開発を促進する一方で、地域住民の森林資源利用の権利および森林の保護が、開発に比べて軽視されていたことを示している」とのことであった。

1985年には丸太の輸出が全面禁止された。この丸太輸出禁止政策とHPH所有者に合板工場保有を義務付ける合板産業育成政策は、国際価格よりはるかに安い価格で合板工場に丸太を供給する仕組みであった。これによってジャワ島以外の島のHPHは、加工能力をもつ一握りの企業グループに集中することとなった。1990年代半ばには、10の企業グループが585件のHPHの約40%にあたる228件を保有し、面積ではHPHの総面積面積6,200万haの43%にあたる2,700万haを保有し、生産量でも全体の約40%を占めた。しかも、そうしたグループは、バリト・パシフィックグループやボブ・ハサン・グループなど、スハルト大統領と太いパイプを持つグループや、国軍や警察が主要な株主となっているグループなどであった。

合板産業の発展には、業界団体であるインドネシア合板協会(*Asosiasi Panel Kayu Indonesia*, APKINDO)が重要な役割を果たした。同協会は商工省と協力してグループに属する企業に輸出権を付与し、協会のマーケティング委員会が各グループに輸出量を割り当てて合板の価格を決定

⁷ 本節は、加藤(2004)のインドネシア森林政策の概観及び本調査におけるヒアリングをもとに記述している。

⁸ 同法は1999年第41号森林法の施行をもって廃止。

した。こうした事実上の価格カルテルによって、インドネシアの合板は世界の合板市場を支配し、1990年代半ばには世界市場の79%のシェアを獲得するようになった。

紙・パルプ産業の発展は、パルプ材用の人工林開発のために政府が補助金を供与すると同時に、生産林の転換によって HPH 以外からの木材供給を増やすことにより実現した。1990年に政府は産業用植林事業権 (*Hak Pengusahaan-Hutan Tanaman Industri*, HP-HTI) を付与し造林を加速させるとともに、生産林を植林地に転換することでその地区での森林の皆伐を許す木材利用許可 (*Izin Pemanfaatan Kayu*, IPK) を発行し丸太供給を増やした。

2-1-2 スハルト政権後の森林政策⁹

1998年3月のスハルト大統領辞任以来、林業省は一連の政策改革に乗り出した。国際通貨基金 (International Monetary Fund, IMF) メモランダムに関連し、1998年6月に林業改革検討委員会が編成され、改革案の提案を行った。これにより制定された主だった法令は次のとおりである。

- 丸太・製材品等の資源利用税導入に関する大統領令
- 丸太・製材品等の輸出税の漸減に関する大蔵省令
- インドネシア択伐造林方式に関する省令
- コミュニティ林に関する省令
- 森林開発権の面積制限等に関する省令
- 生産林の利用と林産物採取に関する省令
- 野生動植物の保護と利用に関する省令

(1) 新森林法の制定

1999年に制定された新森林法の最大の改革点は、従来、曖昧であった地域住民の森林保全への参加と権利の保護が次の3点により明確に定められたことである。

- 地域住民による森林・林産物利用の拡大
- 地域住民の権利の明文化
- 地方への権限委譲の明文化

まず、住民による森林・林産物の利用については利用対象を森林エリア、環境サービス、森林経営、林産物採取に区分し、生産林、保安林、自然保護林別にそれぞれ利用範囲を明確にした。旧森林法では森林の利用権を原則的に政府事業体 (中央および地方) と私企業のみにしかなかったのに対し、新森林法では個人および協同組合 (*Koperasi*) にまで拡大している。

地方への権限移譲については、地方自治の発展の中で森林・林業に関する諸政策を効果的に実施するためそれらの権限の一部を地方政府に委譲するとしている。

また、住民の権利については慣習法に基づく、住民の日常生活に必要な林産物の採取、森林経営や住民福祉向上のための諸活動を認めている。住民の参加については具体的に次の権利をあげている。

⁹ 本項では、加藤 (2004) に合わせ、宮川 (2000) の見解も参考にした。

- 森林および林産物の利用
- 森林や林産物の利用に関する計画および林業に関する情報について知ること
- 林業開発における情報、助言、意見等を提供すること
- 林業開発に対し監視を行うこと

(2) 森林ガバナンスの低下

スハルト体制崩壊後のレフォルマシ(改革)期において、地方分権の流れの中、1999年に制定され2001年に施行された地方分権化法により、地方森林局(Kanwil Kehutanan)を通じて、州レベルでの国有林政策実施において重要な役割を果たしていた中央政府の支配力が著しく低下する。地方政府は小規模伐採権を通じて地方事業者の伐採許可を出し始める。同時期に、政府や治安当局部隊により守られる資本家(Cukong)に資金を提供された住民グループにより、無許可の伐採活動が増加した(FWI *etal*, 2000)。

森林ガバナンスの低下は、統計データからも読み取れる。インドネシアの政府統計と国際機関の国際熱帯木材機関(International Tropical Timber Organization, ITTO)の輸出データとに大きな食違いが生じているからだ。例えば、ITTOが輸入国側の統計をもとに推計した2001年のインドネシア合板の輸出量は6,336,000m³であるのに対し、林業省が発表した量はわずか930,000m³であった。丸太についてもITTOでは3,469,000 m³の丸太輸出を記録しているが、林業省が発表したのは282,000 m³であり、ITTOの10分の1以下となっている。この丸太輸出量統計の食違いは密輸によるものと考えられ、この食違いは丸太輸出の再開された1998年以降年々大きくなり、2001年の再禁止まで続いている。

(3) 国際機関、各国の支援～丸太輸出の再開

a) IMF・世界銀行の林業部門改革プロジェクト¹⁰

1988年より世界銀行は国連食糧農業機関(FAO)と共同でインドネシアでの林業セクターのプロジェクトに乗り出した。しかしながらインドネシア政府は、他の援助機関からの資金供与があり、世銀の提案を無視できる状況にあったこと、スハルト大統領と緊密であったインドネシア合板協会(APKINDO)会長のボブ・ハサンによる政治的な強い抵抗があったという事情があり、この提案を受入れなかった。

しかし、1998年2回目のIMF意向表明書でようやく、世銀の提案による林業改革が明記されることとなり、結果、丸太の輸出が再開された。合板工場に優先的に与えられていた伐採権の発給もなくなり、APKINDOによる輸出割当制による市場介入もなくなった。さらにスハルト大統領の政治的資金源となっていた植林基金の一般予算化への移管を決定し、それまでロイヤリティと呼ばれていた徴収金は、伐採した丸太の量に応じて徴収する森林資源使用料(*Profisi Sumber Daya Hutan*, PSDH)となった。しかし、IPKを利用した土地用途転換の一時停止と、積立金制度(パフォーマンスボンド)は導入できなかった。

¹⁰ 加藤(2004).

b) 2000 年インドネシア支援国会合のコミットメント¹¹

1999 年 7 月のインドネシア支援国会合 (Consultative Group on Indonesia, CGI) 会合にて初めて森林問題が取り上げられ、その次の 2000 年 2 月会合でインドネシアは、緊急性の高い林政改革 8 項目を提示し、その年の 10 月に更に 4 項目を追加しインドネシア森林政策の議題の基となった。

しかし、2001 年初頭にはインドネシア経済調整大臣、大蔵大臣、工業大臣は、最も重要性の高い違法伐採、森林火災、木材産業の構造改革および森林目録調査・地図作成の 4 つに絞ることを提案したが、マルズキ林業相はこれを拒否し、最終的に CGI による成果は、国立公園内での違法伐採撲滅に関する大統領令、ラミン材取引停止に関する大臣決定、森林火災予防についての政令発令に繋がるのみとなった (FWI *etal*, 2000)。

(4) 丸太輸出再禁止措置と木材産業活性化機構 (BRIK) の創設

2001 年には大きな政策転換がなされた。1985 年の丸太全面輸出禁止と、合板産業育成政策によって維持されていた国内価格と国際価格とのギャップは、スハルト大統領辞任後、新政権下で 1998 年の丸太輸出再開によって是正が試みられたが改善は見られず、かえって違法伐採や違法輸出が横行するようになったため、インドネシア政府は丸太および小片原材料輸出を再び禁止した¹²。

翌 2002 年には 2002 年第 34 号政令¹³で、それまで商工省が管轄していた合板、パルプ産業の事業を林業省の管理下に移管し、原木の供給から需要までを林業省が統合的に監視し、調整する体制を作り上げた。丸太の供給サイドと需要サイドを林業省が一括して管轄できるようになったことは、持続可能な伐採量と木材流通を管理するうえで意義深い改革であり、世銀が進めてきた供給サイド一辺倒の改革からは大きな方針転換であったといえる。

こうした、供給・需要の両面から改革を後押しする目的で、同年、木材産業活性化機構 (*Badan Revitalisasi Industri Kehutanan*, BRIK) が設立された。これは、2000 年の CGI セミナーで提唱されていた産業規模の縮小・再編という政策の方向性に対抗するために、産業界からの要請で設立された機関であった。その目的は、森林資源産業への合法的な原木の供給を確保し、違法伐採による供給源を絶つことで持続可能な森林管理を可能にし、長期的に産業の雇用を守りつつ産業を再活性化することである。機構の経営陣には製材業協会や合板協会などの産業人が就任した。BRIK は、かつての APKINDO のような価格カルテルでもなく、様々な会費も集めない中立的な組織としてスタートした。

続いて 2003 年には伐採地から輸出までの木材の取扱いを規定した 2003 年第 126 号大臣決定「林産物取扱規則」により BRIK のエンドースメント (許可) をもって輸出が可能となる規定が適用された。また同年には製材輸出も禁止となった。その後一時的に解禁されたものの、再び禁止となった¹⁴。

¹¹ FWI *etal* (2000).

¹² 2001 年第 1132 号大臣決定、2001 年第 292 号商工大臣決定

¹³ 現在は 2007 年第 6 号政令に取って代わられている

¹⁴ 2004 年第 350 号林業大臣決定および 2006 年第 PER2 号商業大臣規則

(5) 中央と地方の関係

地方分権化の流れの中、1999年第6号政令により、小規模森林伐採権、林産物採取許可の承認権限は地方政府にあったが、上記で述べた、地方政府による伐採権認可の乱用、違法伐採の増加、森林資源の減少により、中央政府は森林伐採に関する権限を中央に引き戻すこととなった。2002年第34号政令の発行により、1999年第6号政令は廃止され、森林伐採権の認可権限は全て中央に戻ることであり、これまで合板工場への重要な供給源となっていた県知事伐採権による原木供給は全て違法ということになった。

また、林業省は2003年になると、さらに伐採権管理体制を強化し、HPHの伐採量割当制を採用した。割当制ではインドネシア全体でのHPH伐採量を、2002年の1,200万 m^3 から、2003年には680万 m^3 、2004年には570万 m^3 に削減するとしている。このように、林業省は県政府に分散されていた伐採権の管理を中央に再び集約する一方で、産業団体主体のBRICに輸出許可認定での重要な役割を担わせるというやり方で、中央政府と業界団体の二人三脚体制を作り上げている。これはかつてのスハルト大統領とAPKINDOの関係による体制と酷似しており、経済危機後の様々な制度改革の末に、結局危機前の元の体制に戻ってしまった悪しき経験を繰り返す可能性も懸念される。

2-2 インドネシアの法律体系序列¹⁵

インドネシアの現行の法律体系、および効力の序列は図 2-1 のとおりとなる。1945 年共和国憲法 (*Undang-Undang Dasar*) が最高位の法律である。その下にインドネシア共和国法律 (*Undang-Undang*, UU) があり、林業関連での最高位の法である 1999 年第 41 号森林法もこれに含まれる。法律と同等の効力をもった政令 (*Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang*, PP Pengganti UU) の下に、政令 (*Peraturan Pemerinta*, PP) が続く。その下の大統領令 (*Peraturan Presiden*, Per Pres)、大統領決定 (*Keputusan Presiden*, Kep Pers)、そして大統領通達 (*Instruksi Presiden*, Ins Pres) の 3 つは同等の効力を持つ。また、大臣決定 (*Keputusan Menteri*, Kep Men) と大臣規則 (*Peraturan Menteri*, Per Men) は同等の効力を持つ。2004 年以降、大臣決定は省内における事項を規定する際に、そして大臣規則は、省外・一般的事項を規定する際にそれぞれ用いられることになっている。大臣決定・大臣規則の下に位置する大臣回章 (*Surat Edran Menteri*, Note Verbal) は大臣通達と同等である。各総局令はその大臣回章と大臣通達の下に、そして、地方条例の上に位置する¹⁶。

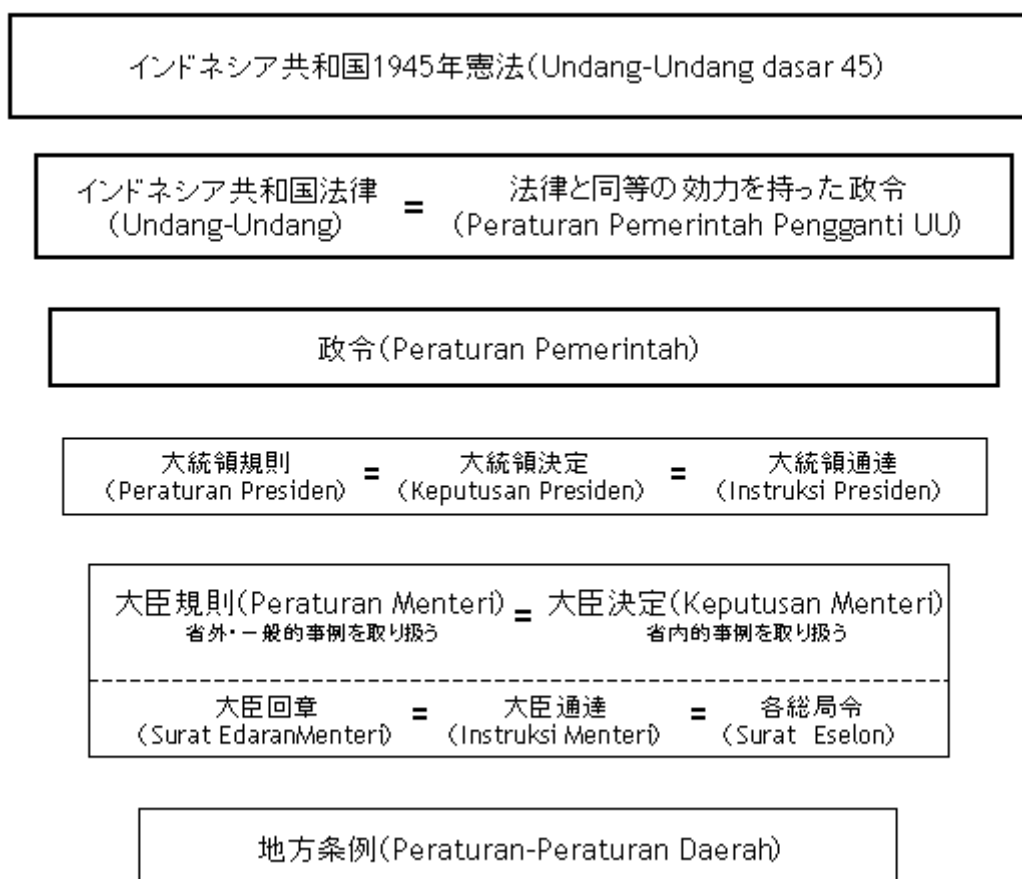


図 2-1 インドネシアの法序列体系について

出所 2000 年第 III 号国民協議会決議 (MPR) と 2004 年第 10 号法律をもとに筆者作成

¹⁵ 2004 年第 10 号法律「法規の規則形成について」、および林業省森林生産局 (BPK) 法律部 Osten Sianipar 氏とアリング (2007 年 3 月 15 日)

¹⁶ 2000 年第 III 号国民協議会決議 (MPR)

2-3 今日のインドネシアの森林定義¹⁷

1999年に制定された新森林法(UU No.41)にて、インドネシアの森林地域とは、中央政府により恒久の森林地域として指定された特定の地域を指し(第1条3項)、インドネシア共和国領内における全ての森林は国により管理されており、その管理県は中央政府に委譲されている。その具体的管理内容とは、森林、森林地域、林産物に関連する全ての案件の規定および処理や、特定地域を森林地域へ、または森林地域を非森林地域へ制定すること、さらに人間と森林との間の法的関連付けや林業に関する法的行為の統制、制定を行うことである(第4条)。

森林地域は大きく、国有林(*Hutan Negara*)と権利林(*Hutan Hak*)の二つに分けられる(第5条1項)。1960年第5号法律「土地基本法」において、国土は、その中に存在する自然も含め、国により支配され、国土の分配、利用、供給、管理における統制および履行については国にその権利が与えられると述べられている。国有林とは、土地所有権がない森林であり、権利林とは土地所有権が明確な土地の森林である(第1条4,5項)。

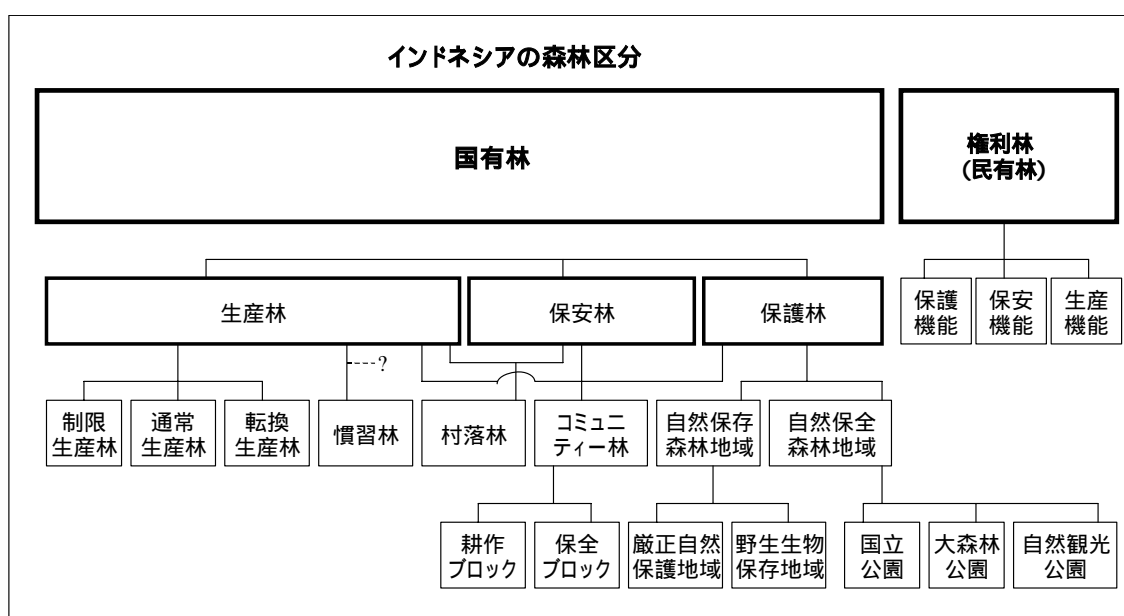


図 2-2 インドネシアの森林区分について

出所 筆者作成

¹⁷ 1999年第41号法律「森林について」

2-3-1 国有林の機能区分

1999 年第 41 号法律において、国有林には、森林の基本的機能に基づき、生産林、保護林、保安林としての機能(第 6 条 2 項)や慣習林、村落林、コミュニティー林としての機能があるとしている(第 5 条詳細規定)。

その下位法である 2007 年第 6 号政令によると、森林地域は森林管理単位(*Kesatuan Pengelola Hutan*, KPH)ごとに構成されている。各 KPH が保護機能(KPH *Konservasi*, KPHK)、保安機能(KPH *Lindung*, KPHL)、生産機能(KPH *Produksi*, KPHP)といった機能を有していると説明している。KPH は行政地域に準ずるものと、行政地域を跨ぐものとして制定される。また、KPH は 1 種類以上の森林基本機能(保護、保全、生産)を有していると述べているが、仮に 1 単位の KPH 内に複数の森林基本機能が存在した場合は、最も広い面積を占有している森林基本機能をその KPH の森林基本機能とするとしている。例えばある KPH が生産機能および保全機能の 2 種類を有している場合を仮定し、生産機能の面積が保全機能面積よりも広い場合は、その KPH は生産機能森林管理単位(KPHP)、つまり生産林として登録されるという具合である。

また、それまでその概念しか説明されていなかった村落林、コミュニティー林が、同政令によりインドネシアの森林区分における法的位置づけが確定した。村落林は生産林と保安林内のみ、コミュニティー林は生産林、保安林、保護林内のみそれぞれ制定可能である(図 2-2 参照)。

さらに、同政令では、既に森林利用許可が与えられている森林地域や、国営企業が管理する森林地域において、大臣、州知事、県知事・市長は、同森林地域に居住する現地住民の福利向上のため、彼らの事業協力(*Kemitraan*)を促進させる必要があると規定された。しかし、詳細は未定である。

以下では、3 つの機能管理単位(生産林、保護林、保全林)と、その中に含まれる慣習林、村落林、コミュニティー林について説明していく。

(1) 生産林(*Hutan Produksi*)

林産物を生産する基本的機能を有した森林地域であり(第 1 条)、傾斜度、土壌種類、降雨量夫々の数値を加算した数値が 125 から 174 の間の場合は、制限生産林(*Hutan Produksi Terbatas*)、125 未満の場合は通常生産林(*Hutan Produksi Tetap*)、124 以下で農園、農業、入植地、トランスミグラシ(移住政策)対象地として利用するために準備される転換生産林(*Hutan Produksi Yang Dapat Dikonversi*)と、3 種類に分類される¹⁸。生産林には、個人、協同組合、企業に期限付きで与えられる天然林木材林産物利用事業許可(IUPHHK)地域や人工林木材林産物利用事業許可(*Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan pada Hutan Tanaman*, IUPHHKHT)地域に当てられる¹⁹。

(2) 保護林(*Hutan Konservasi*)

動植物の生物多様性およびエコシステムを維持する基本機能を有した特定の特徴のある森林地域である(第 1 条)。保護林は自然保存森林地域(*Kawasan Hutan Suaka Alam*)、自然保全森林地域(*Kawasan Hutan Pelestarian Alam*)、狩猟公園(*Taman Buru*)に分けられる(第 7, 29 条)。

¹⁸ 2004 年第 44 号政令

¹⁹ 2004 年第 P.15 号大臣規則、2004 年第 P05 号大臣規則

a) **自然保存(森林)地域(Kawasan Hutan Suaka Alam)**²⁰

自然保存(森林)地域とは、陸水域の動植物および生息保護地域としての生態系の生物多様性保全地域としての基本的機能を備えた、特定の特徴をもった地域であり(第 1 条)、動植物およびエコシステムの生物多様性保全地域としての基本的機能を果たすほか、生息保護地域としての特定の地域、生息保護地域を推進する雛形、生息保護地域の利用方法規制生息保護地域としての機能を果たし(第 8 条)、中央政府により管理される(第 16 条)。

この地域は、厳正自然保護地域(*Cagar alam*)、野生生物保存地域(*Suaka margasatwa*)に分かれる(第 14 条)。

厳正自然保護地域とは本来の生態系、稀有の生態系、破壊された、または研究および教育のために保護される必要のある生態系からなる地域であり(第 1 条)、ここでは、研究開発、科学、教育およびその他の教養を目的とした活動を行うことができる(第 17 条)。

野生生物保存地域とは、生物多様性を成す地域、持続的に存続させるために生息地が管理される希少な動物の種が存在する特定の特徴をもった地域、または、両者を備えた地域(第 1 条)であり、ここでは、研究開発、科学、教育、制限付き観光、およびその他の教養を目的とした活動を行うことができる(第 17 条)。

特に 17 条で言及されているような活動において、自然保存(森林)地域と他の特定地域は、保護の国際協力の枠組みにおいては生物圏保護地域(*Cagar biosfer*)として制定できる(第 18 条)。生物圏保護地域とは、稀有の生態系や本来の生態系からなるもの、すでに劣化しているものの研究や教育の重要性のために保護されるべき生態系からなる地域、または、両者を備えた地域と定義されている(第 1 条)。

b) **自然保全(森林)地域(Kawasan Hutan Plestarian Alam)**²¹

自然保全(森林)地域とは、陸水域の生息保護地域、動植物種の生物多様性維持、自然資源と生態系の持続可能な利用地域としての基本的機能を備えた、特定の特徴をもった地域である(第 1 条)。

自然保全(森林)地域は、国立公園(*Taman nasional*)、大森林公園(*Taman hutan raya*)、自然観光公園(*Taman wisata alam*)に分かれ(第 29 条)、それぞれ中央政府により管理される(第 34 条)。国立公園、大森林公園、自然観光公園では、その機能を損なわない範囲内で研究、科学、教育、教養、および自然観光目的の活動を行うことができるとされている(第 31 条)。

国立公園とは、研究、科学、教育、教養、観光、レクリエーション目的の利用のために、ゾーニングを用いて管理されている本来の生態系を保持した自然保全地域であり(第 1 条)、中核ゾーン、利用ゾーン、他用途ゾーンの利用区分により管理されている(第 32 条)。

大森林公園とは、天然または人工、固有の、または非固有の動植物収集目的のために、研究、科学、教育、教養、観光、レクリエーションのために利用される自然保全地域である(第 1 条)。

自然観光公園とは、観光および自然レクリエーションのために主に利用される自然保全地域である(第 1 条)。

²⁰ 1990 年第 5 号法律。詳細は 1990 年第 32 号大統領令「保安地域の管理について」にも記載

²¹ 1990 年第 5 号法律

(3) 保安林 (*Hutan Lindung*)

水源涵養、洪水予防、土壌流出、海水侵入、肥沃な土壌維持という、生活基盤保護としての基本的機能を有した森林地域である(第 1 条)。保安林地域とされる基準は、傾斜度、土壌種、降水量の要因が 175 以上の数値になり、傾斜角度が 40%以上、海拔 2,000m以上の少なくともいづれかが該当する森林地域である²²

保護林では、薬草、観葉植物等の栽培、動物の人工繁殖、家畜飼料の栽培等が行える保護林地域利用や河川、水利用や観光が行える保護林環境サービス利用、ラタンや蜂蜜等の非木材林産物利用といった 3 種類の利用が可能である²³。利用形態ごとに権利取得者、利用期間や面積が決まっている。

(4) 慣習林 (*Hutan Adat*)

慣習法住民 (*Masyarakat Hukum Adat*) 地域に存在する国有林のことであり、その慣習法住民の事実があり、その存在が認められている期間において中央政府は慣習林を制定するとされている(第 5 条)。慣習法住民は自家消費用に限り、慣習林における伐採が認められ、慣習林管理は森林法に矛盾しない範囲で現行の慣習法に基づき行われる。慣習法住民の存在の認定は、政令に基づく地方条例(第 67 条)で定めている(岡本, 2003)。

なお、2004 年第 S75 号大臣回章において、慣習法住民および慣習林について、以下のとおり規定されている。IUPHHK 森林地域内の慣習法住民により、権利の主張がある場合、慣習法専門家、関連地方に居住する住民の代表者、関連する他の研究機関または団体による研究が行われる。これは地方条例第 67 条 1 項の慣習法の存在基準に合致しなければならない。

現地の慣習法住民へ慣習林として管理が委ねられる国有林に対し、県知事・市長は、その国有林を慣習林として制定するために位置、森林面積、慣習林地図を用いて説明し提案を行う。これは、その慣習法住民の事実があり、その存在が認められている期間において慣習林を制定するという規定のもと、州知事の推薦状と共に大臣へ提案される。

研究結果に基づき、申請が条件を満たした場合、まずその慣習法住民の存在に関する地方令が制定され、続いて慣習林制定のために林業大臣へ提出される。この申請に基づき、大臣は慣習林制定を合意または拒否することができる。この慣習林制定に基づき林業省は、慣習法住民と IUPHHK 所持者に対して、双方の間に会合を設けることを依頼している。

慣習法住民地域での活動・操業を行う IUPHHK 所持者らに対し、慣習法住民が求める賠償、または補償に関して、州知事、県知事・市長は関係者間の協議・討議の形をとった会合を開くことができるが、解決に至らない場合は、一般裁判を通して民事訴訟を起こし司法手続を用いて行うことが提案される。賠償・補償の型は金銭である必要はなく、新たな生活の糧、周囲の森林利用事業への参加、または常識の範囲内での現地慣習法住民利益のための公共施設の建設で、現地慣習法住民の福利厚生向上を目的とし、搾取するようなことがない形のもので可能であるとしている。

(5) 村落林 (*Hutan Desa*)

村の福利厚生のために、村によって管理され、利用される国有林のことをいう(第 5 条細則)。村

²² 1990 年第 32 号大統領令「保安地域の管理について」

²³ 2007 年第 6 号政令

落林という概念は、1999 年第 41 号森林法にて初めて定義され、同森林法および 2002 年第 34 号政令において、それ以上の説明はされなかったが、2007 年第 6 号政令にて初めて詳細が規定された。

村落林は、保安林内および生産林内にて制定可能であり、伐採は生産林内においてのみ行うことができる。村落林の管理権は村落委員会に委ねられる。伐採権は大臣から IUPHHK が村落委員会に与えられる。村落林におけるすべての森林利用には、緑化基金 (*Dana Reboisasi*, DR)、森林資源手数料 (PSDH) の支払いが義務付けられている。

(6) コミュニティ林 (*Hutan Kemasyarakatan*)

住民を活性化させることを主目的に利用される国有林のことをいう (第 5 条細則)。新森林法で規定する地域住民の森林利用を実現するためのものだ。政府は地元住民が結成した協同組合に対し、ロイヤリティーを課して 1 期が 25 年間の利用権 (延長や更新も可能) を与えることができる。コミュニティ林は、厳正自然保護地域・国立公園の中核ゾーンを除いた保護林、保安林、そして生産林内にそれぞれ制定することができる。

木材伐採が可能なのは生産林のみである。伐採権には大臣が、協同組合を組織した地域住民グループに与える IUPHHK と、州知事が現地の地域住民グループに与える伐採権がある。後者の有効期間は 35 年で更新が可能である。IUPHHK 所持者には、緑化基金 (DR) および森林資源手数料 (PSDH) の支払いが義務付けられている。

2-3-2 権利林 (*Hutan Hak*)²⁴

権利林とは、土地所有権、または土地に対する権利により証拠付けされた土地にある森林で、通常民有林と呼ばれる (第 1 条)。この土地所有権、または土地に対する権利により証拠付けされた土地は、所有権証書、事業利用権、使用権などにより形成され、保護機能、保安機能、そして生産機能を伴う権利林として指定される (第 2 条)。この権利林の機能は、県・市地域利用計画書により規定され (第 2 条)、権利林は県知事・市長により指定される (第 8 条)。

保護機能および保安機能を伴う権利林での森林利用は、籐、蜂蜜、薬草、果実などの非木材林産物採取、および環境サービス利用であり、立木の伐採、収穫用の施設建設、外来種の植樹、保護機能を妨げる行為等は禁止されている (第 13, 14 条)。生産機能を伴う権利林での森林利用は、木材林産物利用、非木材林産物利用、環境サービス利用であり、木材林産物利用は、単一、または混合樹種の植林農園事業である。これらの林産物利用には、植林、伐採、加工、流通活動等が含まれている。権利林から生産される全ての木材林産物、および非木材林産物には、他の地方へ輸送する際に、担当官、または村長より発行される原産地証明書 (*Surat Keterangan Asal Usul*, SKAU) が添付される。この原産地証明書はインドネシア国内全土の輸送にて使用される (第 17 条)。

また、保護および保安機能を伴う権利林は、所有者の合意を得た県知事・市長が大臣へ申請することにより、森林地域へと称号の変更が可能であり、この場合中央政府は権利所有者に補償することになっている。

²⁴ 2005 年第 P.26 号大臣規則

中央、州、県、市は、それぞれ研究機関の支援をとおして、事業システム、地域開発支援の強化と、開発活動により権利林の育成義務を有する。この目的は地域住民が自立して森林利用を行うためであり、その実施者は県知事・市長である(第 24 条)。

2-4 伐採についての法規

2002 年まで、伐採については 1999 年第 6 号政令「生産林森林事業権および林産物採取許可について」により規定され、国有林における伐採権は 3 つに大別された。それらは、森林事業権 (*Hak Penguasaan Hutan*, HPH) - 天然林・人工林での森林伐採権(天然林は択伐)で公営企業、民間企業、組合に与えられる事業権、木材利用許可 (*Izin Pemanfaatan Hutan*, IPK) - プランテーション開発や大規模林造林などの整地作業の一環としての大面積皆伐事業権であり、公営企業、民間企業、組合、個人に与えられる事業権、そして 林産物採取権 (*Hak Pemungutan Hasil Hutan*, HPHH) - 期間は 1 年に限定され、最大面積 100ha までの小規模な伐採事業権(択伐)で、組合や個人に与えられる採取権である。

2002 年 6 月に発令された 2002 年第 34 号政令「森林管理・森林利用・森林地域利用計画の制度および作成について」により、前述の 1999 年第 6 号政令は廃止された。しかしながら 2007 年 1 月、2002 年第 34 号政令も廃止され、2007 年第 6 号政令「森林管理・森林地域利用計画の制度および作成について」に代替されている。

これにより、1999 年第 6 号政令を基準に公布されていた、大統領令以下の現行法は、2002 年第 6 号政令に矛盾しない場合、他の法律に代替されない場合のいずれかに該当する場合において継続して有効であり、同じく 2002 年第 34 号政令を基準に公布されていた現行法も 2007 年第 34 号政令に矛盾しない場合に限り、継続して有効とされる。

国有林、権利林の各森林区分(図 2-2 参照)にて伐採を行うためには、図 2-3 に示したように、伐採者は国から各森林区分別の林産物利用事業許可を得なければならない。2002 年第 34 号政令および 2007 年第 6 号政令を経た、国有林における最新伐採権の正式名称は以下のとおりである。

- 天然林木材林産物利用事業許可 (*Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu*, IUPHHK)
- 木材利用許可 (*Izin Pemanfaatan Kayu*, IPK)
- 産業植林木材林産物利用業許可 (*IUPHHK pada HTI*)
- 回復植林木材林産物利用業許可 (*IUPHHK pada HTR*)
- 民有植林木材林産物利用業許可 (*IUPHHK pada HTHR*)
- 木材林産物採取許可 (*Izin Pemungutan Hasil Hutan Kayu*, IPHHK)

HTR および HTHR という概念は 2007 年第 6 号政令により初めて定義されたものである。2007 年 3 月現在、これらの施業方法等を示す大臣規則や大臣決定等の下位法は、まだ一部しか公布されていない。また IUPHHK²⁵、IPK、IPHHK においても同政令に合わせ、大臣規則や大臣決定

²⁵ 2007 年第 P.6 号大臣規則(2007 年 2 月 17 日)、および 2007 年第 P.9 号大臣規則(2007 年 2 月 23 日)は公布済みである。

等の詳細規定の改定作業中である²⁶。

よって本報告書では、公布されている国有林、権利林それぞれの現行伐採法規細則を伐採許可の種類ごとにみていくこととする。

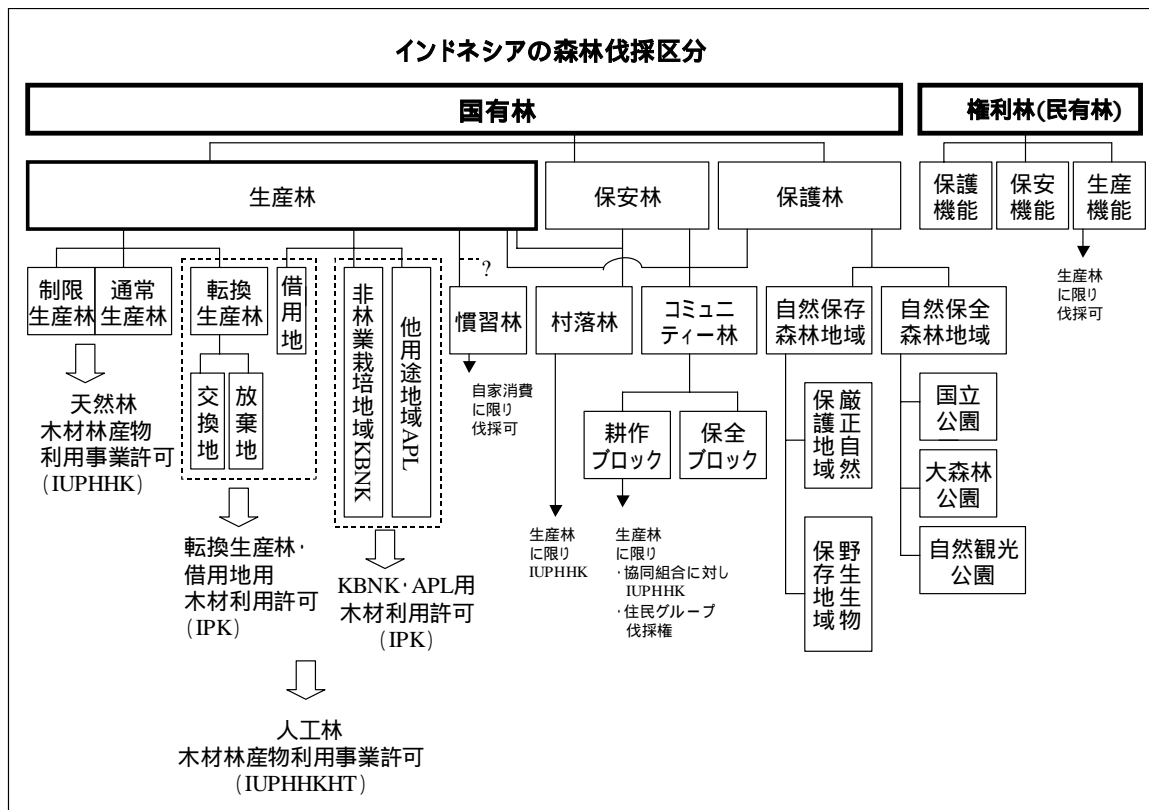


図 2-3 インドネシア森林伐採区分について
出所 筆者作成

2-4-1 国有林 (Hutan Negara) での伐採²⁷

国有林では、図 2-3 のとおり、森林区分ごとに異なる伐採許可が与えられている天然林において、大規模な伐採に用いられる伐採許可は2種類ある。1つは、最長55年の周期で天然生産林の伐採のために与えられる天然林木材林産物利用事業許可 (IUPHHK) である。他方は、森林地域を他の用途に転換する為に森林を伐採できる権利で木材利用許可 (IPK) である。IPK は、転換生産林や非林業栽培地域 (Kawasan Budidaya Non Kehutanan, KBNK) や他用途地域 (Areal Penggunaan Lain, APL) 開発が対象となる。

人工林を伐採するには、産業植林木材林産物利用事業許可 (IUPHHK pada HTI) や民有植林木材林産物利用事業許可 (IUPHHK pada HTR)、回復植林木材林産物利用事業許可 (IUPHHK pada HTHR) がある。

個人と協同組合のみに与えられる木材林産物採取許可 (Izin Pengemutan Hasil Hutan Kayu, IPHHK) がある。これは生産林に限り最長1年間許可されるものである。他の所有者と重複している

²⁶ 林業省森林生産局法律部 Osten Sianipar 氏へのヒアリング (2007年3月15日)

²⁷ 2007年第6号政令

場合は、重複する関連許可所持者と書面での合意を得た上で許可される。この許可の延長は認められない。

その他、コミュニティ林や慣習林に分類される国有林や、国有林以外の権利林における伐採も許可されている。2007年第6号政令により、一部規定されているものの、実施方法を定める詳細な規定は現在のところ公布されていない。以下、各伐採許可を詳しく見ていくこととする。

(1) 天然林での IUPHHK を利用した伐採²⁸

天然林木材林産物利用事業許可(IUPHHK)とは、以前は森林事業権(HPH)と言われ、生産林内の天然林において、木材の伐採等を行える権利である。IUPHHK として競売に掛けられる天然林は、生産林としての機能を有するもの、他の権利が発生していないもの、IUPHHK 域内の利害対立がないものでなければならない(第3条)。施業方法は森林資源およびその特性に合わせて、1種類以上のシルビカルチャーシステムを適用して行われる。そのシステムについては、(d)項で後述する。

これに加え2007年第6号政令により、エコシステム回復 IUPHHK という概念が付け加えられた。これは貴重なエコシステムのある生産林において、そのエコシステム機能を回復させるために、植林、間伐、動植物の保護や人工繁殖等を通して生物資源とエコシステムのバランスを保つことを目的にした活動である。この指定地域での IUPHHK による伐採は、生物資源の均衡が保たれた状態に回復して初めて行える伐採活動である。しかしながら、詳細を規定する法律は現時点では公布されていない。

a) 天然林の IUPHHK 競売手続き

競売に参加できる者は、最高裁判所により破産状態でないと証明され、投資に十分な資金を有したと銀行により証明された個人、協同組合、インドネシア企業団体(PT, CV, *Firma*)、および国营企業体(*Badan Usaha Milik Negara*, BUMN)、または地方公営企業体(*Badan Usaha Milik Daerah*, BUMD)である(第5,6条)。

林業省は天然林 IUPHHK の対象となり得る森林地域の競売を、電子メディア、全国紙、現地地方紙等のマスメディアを通して公開告知され、その内容は、森林の位置・面積、登録および技術的提案書の条件、競売登録者締切り日および競売開催地である(第7条)。天然林 IUPHHK 取得のための技術的提案書に盛り込む内容は図のとおり(第6条)。

²⁸ 2004年第15号大臣決定

表 2-1 天然林 IUPHHK 取得のための技術的提案書に盛り込む内容一覧

a.	森林利用計画	c.	経済開発計画
1)	森林地域の一般情報(位置、面積)	1)	雇用機会
2)	作業区域の境界	2)	現地住民協同組合との友好関係
3)	立木のポテンシャルおよび現場の識別	3)	森林村落住民の啓蒙(PMDH)
4)	作業区域の体制	4)	機構(組織、職員)
5)	森林地域開発	5)	会計基準申告(PSAK)第 32 号に沿った投資計画
b.	森林利用および復興	6)	経済・財務分析
1)	択伐方式	6.1)	森林利用費
2)	伐採面積および伐採量	6.2)	投資財源
3)	林産物利用	6.3)	経理の流れ
4)	立木の管理・保育	6.4)	損益
5)	空き地での植林	6.5)	経済的、財務的妥当性分析
6)	森林保全	6.6)	プロジェクトの敏捷性
		6.7)	国家および地方政府への収益貢献

出所 2004 年第 15 号大臣決定をもとに筆者作成

告知に基づき、競売説明会(Aangwizing)が開かれ、以下の内容が説明される(第 8 条)。

- 競売実施方法
- 競売提出方法
- 必要提出文書
- 評価方法
- 見積もり作成時に必要な添付書類
- 競売文書に沿って競売に掛けられる森林地域
- 競売勝者の権利および義務

競売参加者は競売委員会から説明を受けた後、カレンダー 30 日の期間、現場の情報、データを収集するため競売に掛けられる森林地域・現場の視察を行う機会が与えられる。競売文書に関する競売参加者の質問および競売委員会の回答は、同委員会および競売参加者の 1 名により署名された検査調書(Berita Acara Pemeriksaan, BAP)に反映される。

競売参加者から提出された見積もり書は、競売参加者全員が目を通すことができ、見積もり書に見受けられた相違点、不足点は競売見積書開封調書に記される。その後、同調書は競売出席者の前にて読まれ上で同委員会および競売参加者の 1 名により署名される(第 11 条)。競売委員会は提出された見積もり書の評価を行い、条件を満たした評価の高い見積書 3 通を選出し、その 3 者に対し適性検査が行われる。適正検査の内容は以下のとおり(第 12 条)。

- 持続可能な森林利用におけるビジョン、および理念
- 企業経営における管理能力
- 持続可能な森林利用における知識・経験・遂行記述
- 林業部門における十分で質の高い人的資源を有していること

林業大臣は適正検査で条件を満たした者から 1 者を決定し BPK 長へ通告し、同局長は遅くとも実働 7 日以内に告知する。告知後 7 日以内に候補者からの異議・申立書が無い場合または異議申立書が大臣により拒否された場合、同局長は競売勝者承認決定に関する大臣規則を準備する(第 14 条)。林業大臣が競売勝者を決定してから実働 10 日以内に BPK 長は競売勝者に対し以下の内容の命令書を発行する。

- 競売に掛けられた地域の適正および競売勝者の能力に対して県知事または市長からの推薦状を得ること
- 現行の規定に基づき、環境影響評価 (Analisis Mengenai Dampak Lingkungan Hidup, AMDAL) または環境管理手法 (Komisi Penilai Upaya Pengelolaan Lingkungan, UKL) および環境監視手法 (Upaya Pemantauan Lingkungan, UPL) を策定し提出すること

AMDAL または UKL・UPL 策定には、命令書発行後実働 150 日以内においてコンサルタントサービスを利用することができる。この策定結果は承認されるため担当官へ提出される(第 15 条)。150 日以内に競売勝者は上記諸条件を満たさなかった場合、競売勝者は取り消される(第 16 条)。

県知事または市長からの推薦状および担当官から承認された AMDAL または UKL・UPL に基づき、林業大臣は作業区域・面積地図 (Working Area)、および年次伐採量制定資料 (Bahan Penetapan Tebangan Tahunan, BPTT) を作成するため、林業省統計局へ文書で指示する。統計局では、実働 20 日以内に BPTT および作業区域・面積地図を作成し、事務局長に、BPK 長への写しと共に提出する。これに基づき統計局長は投資計画の試算を行い、企業に対する天然林 IUPHHK 付与についての経緯およびデータを添付し実働 10 日以内に事務局長へ提出する(第 17 条)。この BPTT、作業区域・面積地図および投資計画に基づき事務局長は実働 15 日以内に天然林 IUPHHK 付与大臣決定案を準備し、大臣に提出する。これを受け大臣は、天然林 IUPHHK 付与大臣決定を実働 60 日以内に発行する。天然林 IUPHHK は最長で 55 年である(第 18 条)。

大臣決定発行後、BPK 長は新利用事業許可寄付金支払い命令書 (Surat Perintah Pembayaran Iuran Izin Usaha Pemanfaatan Hutan, SPP-IIUPH) を発行する。この寄付金は許可森林面積に基づいて算出される。詳細は大臣決定にて規定される(第 19 条)。

b) 環境影響評価 (AMDAL) の作成

環境影響評価を必要とする事業について定めた 2001 年第 17 号環境大臣決定に代わり、2006 年に新たな 2006 年第 11 号環境大臣規則が制定された。これにより、環境影響評価を必要とする事業かどうかスクリーニングがなされており、林業分野は、森林エコシステムや水文学的見地、生物多様性、病害虫、景観に対する損害や、地域社会との対立が生じる可能性があることから環境影響評価が必要とされている。環境影響評価が必要な対象地および根拠は表 2-2 のとおりである。

表 2-2 環境影響評価 (AMDAL) が必要な対象地とその根拠について

事業種	規模	特定の科学的根拠
a. 天然林 (HA) での木材林産物利用事業 (UPHHK)	全規模	特定の直径を有する樹木の伐採は立木地の構造および構成を変化させる可能性がある。
b. 人工林 (HT) での木材林産物利用事業 (UPHHK)	5,000ha	人工林事業は若齢木皆伐 (THPB)・シルビカルチャーシステムを通じて行われるため、土壌流出、立木構成 (樹種の単一化)・野生動物とその生息地の変化を生む可能性がある。

出所 2006 年第 11 号環境大臣規則を基に筆者作成

c) 各種作業計画書の作成²⁹

持続可能な生産天然林利用を目的とした (第 2 条) 伐採を行うために、木材林産物利用事業作業計画 (*Rencana Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu*, RKUPHHK、以下 RK)、木材林産物利用事業 5 年作業計画 (*Rencana Kerja Lima Tahun Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu*, RKLUPHHK、以下 RKL)、木材林産物利用事業年次作業計画 (*Rencana Kerja Tahunan Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu*, RKTUPHHK、以下 RKT)、木材林産物利用事業簡易作業計画 (*Bagan Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu*, BKUPHHK、以下 BK)、そして立木調査報告書 (*Laporan Hasil Crusing*, LHC) を作成する必要がある。各計画書の定義を以下に整理した。

- 天然林における木材林産物利用事業作業計画
(*Rencana Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu*, RKUPHHK)
伐採権許可期間空の全作業地域を対象としたマクロ的作業計画のことであり、制定された目的を達成するための指針と指令を記したもので、後述の 5 年作業計画 (RKL) および年次作業計画 (RKT) の作成の基となる
- 天然林における木材林産物利用事業 5 年作業計画
(*Rencana Kerja Lima tahun Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu*, RKLUPHHK)
RKUPHHK の詳細にあたり、5 年間の作業計画である。
- 天然林における木材林産物利用事業年次作業計画
(*Rencana Kerja Tahunan Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu*, RKTUPHHK)
RKLUPHHK の詳細にあたり、1 年間の作業計画である
- 天然林における木材林産物利用事業作業簡易計画
(*Bagan Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu*, BKUPHHK)
第 1 次 5 年作業計画 (RKLUPHHK) を有していない IUPHHK 所有者に対し、最長 12 ヶ月間有効な作業計画である
- 立木調査報告書
(*Laporan Hasil Crusing*, LHC)
立木番号、樹種、直径、枝条を除く樹高、材積見積もりを含む作業区画・区域における伐採

²⁹ 2003 年第 16 号大臣決定

前立木資源調査活動実施から得られた樹木データ管理結果文書である。

- 立木調査報告書要約 (*Rekapitulasi LHC*)
LHC の要約である

i) 作業計画(RK)の作成

IUPHHK 所持者は RK を作成することが義務付けられており、IUPHHK が決定されてから遅くとも 1 年の間に BPK 長に、州営林局長および県・市営林局長への写しと共に、提出されなければならない(第 3 条)。作成は以下に基づいて行われる。

- 天然林 IUPHHK 決定に沿った作業域地図
- 州の森林・河川地図または州地域配置作業図
- IUPHHK 作業域全体での 1% の立木調査に基づく潜在立木
- 最長 2 年の衛星画像 (5 万分の 1 または 10 万分の 1) または航空写真解釈結果地図
- 天然林 IUPHHK 作業域内に存在する住民の社会経済状態 (第 4 条)

RK に盛り込まれる内容は

表 2-3 を参照のこと。提出された RK は林業大臣の名の下に、BPK 長により評価・承認され RK 事業決定書が発行される (第 6 条)。BPK 長は少なくとも 5 年に 1 回 RK の評価を行う (第 7 条)。

ii) 立木調査報告書(LHC *Hutan Alam*)の作成³⁰

伐採・収穫を実施しようとする木材林産物利用事業許可所持者は立木調査を実施する。立木調査の結果は、立木調査報告書 (LHC) および企業取締役に署名された年次伐採 LHC 要約を作成することが義務付けられている。立木調査報告書 (LHC) および要約は、州営林局長へ報告され、写しを県・市営林局長へ送付されなければならない。

iii) 簡易作業計画(BK)の作成

BK とは第 1 期 RKL をまだ所持していない IUPHHK 所持者に対し最長 12 ヶ月間有効の作業計画である。RK、RKL がまだ承認されていない IUPHHK 所持者は、BK 案を作成、提出することができる。これは、州営林局長へ提出され、BPK 長、県・市営林局長へ写しが提出される。この BK 案は IUPHHK 決定に沿った作業域地図、および立木目録調査結果報告書に基づき作成される (第 25, 26 条)。BK に盛り込まれる内容は

表 2-3 を参照のこと。

これを受け、県・市営林局長は実働 30 日以内に技術的見解を州営林局長に提出し、州営林局長は BK 案の評価を行う。条件を満たしたものは 30 日以内に BK 承認決定書を発行し、BPK 長、県・市営林局長、林産物試験承認委員長へ提出される。BK は 1 回のみ付与され、IUPHHK が付与されてから最長 12 ヶ月間有効であり、変更・改正は許されない (第 28, 29 条)。

IUPHHK 所持者は、作業域の増減があった場合、森林火災、土壌流出、害虫被害のような天災や、森林開拓による森林資源の物理的条件の変化があった場合、そして樹種および周期の変更があった場合、RK および RKL を変更、改正することができる。これは改定案を受領後遅くとも 90

³⁰ 2006 年第 P55 号林業大臣規則「改訂林産物取扱規則」

日以内に、林業大臣の名の下に、BPK 長により評価・承認される(第 32 条)。

iv) 5 年作業計画(RKL)の作成

IUPHHK 所持者は、RK に基づき RKL を作成することが義務付けられており、RK が承認されてから遅くとも 3 ヶ月の間に BPK 長に、州営林局長および県・市営林局長への写しと共に、提出しなければならない。また州営林局長は RKLUPHHK の提出の写しを受領後、技術的見解を BPK 長へ遅くとも 2 ヶ月以内に提出しなければならない(第 9, 10 条)。作成は以下に基づいて行われる。RKL に盛り込まれる内容は

表 2-3 を参照のこと。

- 承認済み天然林 RK
- 州の森林・河川地図または州地域配置作業図
- 最長 2 年の衛星画像(5 万分の 1 または 10 万分の 1)または航空写真解釈結果地図
- 関連天然林 RK 作業区域の 5%をサンプリングした LHC
- 天然林 IUPHHK 作業地域内に存在する住民の社会経済状態(第 11 条)

提出された RKL は林業大臣の名の下に、州営林局長からの技術的見解を考慮に入れ、BPK 長により評価・承認され RKL 事業決定書が発行される(第 13 条)。第 2 期およびそれ以降の天然林 RKL は作成・提出され、現在存続中の RKL が終了する遅くとも 6 ヶ月前に承認されることが義務付けられている(第 14 条)。同局長は少なくとも有効期間中に 1 回、RKL の評価を行う(第 15 条)。

v) 年次作業計画(RKT)の作成

IUPHHK 所持者は RKL が承認されてから遅くとも 3 ヶ月以内に RKT を作成。提出することが義務付けられており、毎年 10 月 31 日までに州営林局長に、BPK 長および県・市営林局長への写しと共に、提出されなければならない(第 17 条)。作成は以下に基づいて行われる。また RKT に盛り込まれる内容は

表 2-3 を参照のこと。

- 承認済み RKL
- 天然林 IUPHHK 決定書に沿った作業地域図
- 県知事・市長に承認された年次伐採実業区域立木調査報告書要約
- 最長 1 年の衛星画像(5 万分の 1 または 10 万分の 1)、または航空写真解釈結果地図(第 18 条)

BPK 長は、伐採地域における年次伐採割り当て量の制定・統制のために、州営林局長へ指針として州ごとの年次伐採割り当て量を制定する。これは遅くとも、伐採の始まるまでに、または RKT が稼動する 8 ヶ月前の 4 月上旬までに制定されなければならない。州営林局長は、伐採の始まるまでに、または RKT が稼動する 7 ヶ月前の 5 月上旬までに、各 IUPHHK 所持者の年間生産割り当て量を制定する。これは県・市営林局長へ提出され年次伐採 LHC 要約承認の指針および地域の RKT 案の承認および評価の技術的見解の基となる(第 20 条)。県・市営林局長は遅くとも 11 月 30 日まで

に技術的見解を州営林局長へ報告しなければならない。これは、県知事・市長により承認された年次伐採 LHC 要約および年次伐採割当量の指針を基に行われなければならない(第 21 条)。

提出された技術的見解および年次伐採割り当て量を考慮に入れ、州営林局長は RKT の評価を行う。そして州営林局長は遅くとも RKT が始動する前年の 12 月 31 日までに RKT を承認する。写しは BPK 長、県・市営林局長、林産物試験承認委員会長へ提出される(第 22 条)。RKT の有効期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日の 1 年間であり、承認済み RKT は変更不可能である(第 23 条)。

表 2-3 天然林各事業計画書に盛り込む内容について

木材林産物利用事業作業計画(RKUPHHK)	木材林産物利用事業5ヵ年作業計画(RKLUPHHK)
- 作業域の構成	- 作業地域の境界 - 森林保全と保安
- 伐採	- 作業地域の構成 - 施設とインフラの設立
- 復興	- 伐採前立木目録 - 組織化と労働力問題
- 林産物管理と流通	調査 - 教育と訓練
- 森林利用の組織化	(ITSP) - 森林村落住民の啓蒙
- 森林村落住民の啓蒙(PMDH)	- 森林地域の開拓 - (PMDH)
- 森林の保全と保安	- 伐採 - 研究と開発
- 研究と開発	- 復興 - 環境管理と監視
- 環境管理と監視	- 林産物の管理と - 収入と支出
	流通
木材林産物利用事業作業簡易計画(BKUPHHK)	木材林産物利用事業年次作業計画(RKTUPHHK)
- 作業区、区画の境界を含む作業域の構成	- 作業区域、区画を含む作業域の構成
- 伐採前立木目録調査	- 伐採前立木目録調査(ITSP)
- 森林地域の開拓	- 森林地域の開拓
- 伐採・収穫	- 伐採・収穫
- 苗植	- 下草除去
- 植林	- 残った立木
- 森林の保全と保安	- 苗木の存在
- 林業技術士	- 植林・回復
- 機具	- 第一段階保護
- 木材利用	- 継続保護
- 森林村落住民の啓蒙(PMDH)	- 森林保護および保全
- 境界の保全	- 林業技術労働および非技術労働力
- 収入と支出(更新される IUPHHK については、BK 案は第一段階の保護と、継続保護についても計画に記載)	- 機器
	- 研究と開発
	- 環境管理と監視
	- 森林村落住民の啓蒙(PMDH)
	- 収入と支出

出所 2004 年第 15 号大臣決定をもとに筆者作成

d) インドネシア択伐植林方式(TPTI)³¹

高生産性を維持し、効果的、効率的に機能する森林状態を達成するため、森林資源利用において、林業省はシルビカルチャー(植林学)システムを開発した。シルビカルチャーとは、森林を管

³¹ 2005 年 P30 号大臣規則

理・維持、森林の植物および構成を管理するための実践の適用であり、乾燥地および湿地・沼地での育苗、植林、立木の増加生産、管理、林産物伐採に亘る育林システムである。インドネシアの天然林で適用されている最も有名なシルビカルチャーシステムが、インドネシア択伐植林方式 (*Tebang Pilih Tanam, Indonesia, TPTI*) である(第1条)³²。シルビカルチャーは以下の4原則を満たさなければならない。

- 森林資源およびその環境の性質との合致
- 森林資源の様々な価値に対する完全で全体的な考慮
- 経済利益および費用の考慮
- 森林資源管理目的との合致

この原則を満たすため、林業省は2005年第P30号大臣規則において、表2-4に示した天然乾燥・泥炭湿地林における択伐方式の5つの基準と19の指標を制定した。基準1の森林資源の持続可能性では、樹種の多様性維持、土壌肥沃度のモニタリング、選択システム・植林方法の妥当性等について、基準2の現場の現状との整合性では、森林の種類、立木の構成と分布との整合性等について、基準3の経済との整合性では、立木ストック量、生産性の管理等について、基準4の最小限の環境影響では、森林環境影響を最小限に留める伐採方法等について、そして基準5では、森林に依存する住民への配慮等について規定している。

生産天然林の多様性を向上させるために、生産林管理単位(KPHP)またはIUPHHKにおいて1種類以上のシルビカルチャーシステムから構成される。適用されたシルビカルチャーシステムに沿ってBPK長は長期伐採計画(RK)および5ヵ年作業計画(RKL)を、州営林局長は年次伐採計画(RKT)を承認する。

全てのKPHP管理者またはIUPHHK所持者は上記の指標、認証基準に合致したシルビカルチャーシステムの実施評価、およびモニタリングシステムを開発し、定期的に州営林局長へ、シルビカルチャーシステム実施報告書を提出することが義務付けられている。一方で州営林局長は毎年シルビカルチャーシステムの実施状況をモニタリングし、5年毎に定期的森林全体目録調査 (*Inventarisasi Hutan Menyeluruh dan Berkala, IHMB*) を実施するとともに、シルビカルチャーシステムの評価をすることになっている。

³² プレスリリース No.S.533 2004

表 2-4 原則を守るために必須の天然林・泥炭湿地林における択伐方式の基準と指標

基準 1	森林資源の持続可能性
指標 1.1	採取される木材材積は制定された立木の破壊度合いおよび成長度合いに基づき算出される
指標 1.2	残される樹種のバリエーションを減少させてはならない
指標 1.3	目的樹種ごとの保護地域が制定され、現行の 5 年計画において記載されている
指標 1.4	定期的なモニタリングを行うために、永続的モニタリング測量区画(PUMP)が準備されている。年次伐採計画(RKT)地域から平坦な地域を 1000 分の 1 の度合いでサンプリングし、0.1ha の広さの PUMP を用いて行っている
指標 1.5	土地の肥沃度は PUMP において計られる
指標 1.6	残された立木の状況にあわせ、全ての区画において残された立木の生育・成長を促進させる活動が行われる
指標 1.7	森林生産担当職員が担当分野に応じた資格を有している
指標 1.8	選択されたシルビカルチャーシステムの実施は、視覚的に評価する際に容易・安価・正確でなければならない
基準 2	現地の状況との整合性
指標 2.1	シルビカルチャーシステムは森林のタイプ、森林の立木構成および構造に適合している
指標 2.2	保安林は常に保護され、機能が維持されている
基準 3	経済整合性
指標 3.1	管理される森林面積が減少しない
指標 3.2	樹齢クラスが正常で、立木資源が一定である
指標 3.3	研究および開発のためのプロットのバリエーションと総数
指標 3.4	生産性を向上させる技術適用についての資料収集システム
指標 3.5	立木資源の増加
基準 4	最少環境影響
指標 4.1	収穫される樹種は持続可能で、保護される樹種はその存在が守られなければならない
指標 4.2	伐採は、森林資源の感受性に配慮し、森林資源および環境に対し最小限の影響のみを与える伐採技術により行われる
基準 5	地域社会の福利の最善化
指標 5.1	地域住民への妨害がない
指標 5.2	住民の妨げにならない安全性
指標 5.3	関連する森林に生活の糧を頼っている現地住民のニーズに配慮する

出所 2005 年第 P30 号大臣令をもとに筆者作成

(2) 人工林での IUPHHKHT を利用した伐採³³

人工林材産物利用事業許可(IUPHHK)とは、以前は産業造林事業権(HPHTI)と言われ、木材の伐採、輸送、植林、保全、管理および木材材産物の流通からなる生産林を利用するための許

³³ 2004 年林業大臣規則第 05 号

可である(第1条1項)。IUPHHKとして競売に掛けられる人工林は、生産林としての機能を有するもので、且つ、他の権利が発生してないものでなければならない(第4条)。2004年第05号大臣規則人工林 IUPHHK として競売に掛けられる森林地域の基準は、現行の規則において制定されている空き地、雑草、または藪・小密林である(第5条)。

2007年第6号政令により、人工林伐採許可が従来の1種類から、産業植林木材林産物利用事業許可(IUPHHK pada HTI)、 民有植林木材林産物利用事業許可(IUPHHK pada HTR)、回復植林木材林産物利用事業許可(IUPHHK pada HTHR)の3種類に分類された。は協同組合、インドネシア私企業団体(*Badan Usaha Milik Swasta*, BUMS)および国营企業体(BUMN)または地方公営企業体(BUMD)により開発可能な生産林における人工林であり、非生産的生産林において開発される。は、生産林の生産性と質を向上させるために、地域住民(個人、協同組合)により開発される生産林内の植林地である。同様に非生産的生産林において開発される。は、生産林地域の土壌と森林の回復、維持、そして機能向上を目的とした協同組合、インドネシア私企業団体(BUMS)、国营企業体(BUMN)、地方公営企業体(BUMD)による開発が可能な植林地である。

これら3種については、詳細を規定する法律が、まだ公布されていないため詳細は不明であり、ここでは現行の2004年第05号大臣規則を紹介する。

a) 人工林の IUPHHK 競売手続き

競売に参加できるの者は、最高裁判所により破産状態でないと証明され、投資に十分な資金を有したと銀行により証明された協同組合、インドネシア私企業団体(PT, CV, *Firma*)、および国营企業体(BUMN)、または地方公営企業体(BUMD)である(第6,7条)。人工林 IUPHHK 取得のための技術的提案書に盛り込む内容は表 2-5 に示した(第8条)。

表 2-5 人工林 IUPHHK 取得のための技術的提案書に盛り込む内容

a. 森林地域の一般情報	b. 人工林開発計画
1) 生物物理学的観点: 現場の位置、面積、地形、土壌種、 地質、水文学、アクセシビリティ、 現場地域の開墾、現存のインフラ および他の施設	1) 地域開発計画、人工林候補地の歴史 2) 作業区域境界 3) 森林利用区画分割 4) 植林、択伐、植樹選定 5) 林産物規則
2) 現地住民の社会的、文化的、経済的観点: 人口、労働力関連、地方所得、人工林 の相乗効果、社会的設備、社会的 機構および経済設備、現地の 経済・文化および人工林への影響	6) 森林村落住民の啓蒙(PMDH)および友好関係構 築の形 7) 補足活動等
3) 環境管理・監視の観点	c. 経済的適性および地域経済利用の分析(略) d. 市場 1) 林産物加工産業との関連 2) 林産物ビジネスおよび流通の分析 3) 林産製品流通戦略 4) 国内外需要を満たす林産品

林業省は人工林 IUPHHK の対象となり得る森林地域の競売を、マスメディアを通して公開告知され、その内容は、森林の位置・面積、登録および技術的提案書の条件、競売登録者締切り日および競売開催地である(第 9 条)。告知に基づき、競売説明会が開かれ、以下の内容が説明される(第 10 条)。

- 競売実施方法
- 競売提出方法
- 必要提出文書
- 評価方法
- 見積もり作成時に必要な添付書類
- 競売文書に沿って競売に掛けられる森林地域
- 競売勝者の権利および義務

競売参加者は競売委員会から説明を受けた後、カレンダー 5 日の期間、現場の情報、データを収集するため競売に掛けられる森林地域・現場の視察を行う機会が与えられる。競売文書に関する競売参加者の質問および競売委員会の回答は、同委員会および競売参加者の 1 名により署名された検査調書(BAP)に反映される。

競売参加候補者は登録に関わる文書、技術的提案書、見積書を競売委員会へ提出する(第 12 条)。競売参加者から提出された見積もり書は、競売参加者全員が目を通すことができ、見積もり書に見受けられた相違点、不足点は競売見積書開封調書に記される。その後、同調書は競売出席者の前にて読まれ上で同委員会および競売参加者の 1 名により署名される(第 13 条)。

競売委員会は提出された見積もり書の評価を行い、条件を満たした評価の高い見積書 3 通を選出し、その 3 者に対し適性検査が行われる。適正検査の内容は以下のとおりである。

- 持続可能な森林利用におけるビジョンおよび理念
- 企業経営における管理能力
- 持続可能な森林利用における知識・経験・遂行記述
- 林業部門における十分で質の高い人的資源を有していること(第 15 条)

林業大臣は適正検査で条件を満たした者から 1 者を決定し BPK 長へ通告し、同局長は遅くとも実働 7 日以内に告知する。告知後 7 日以内に候補者からの異議・申立書が無い場合または異議申立書が大臣により拒否された場合、BPK 長は競売勝者承認決定に関する大臣決定を準備する(第 17, 18 条)。

林業大臣が競売勝者を決定してから実働 10 日以内に BPK 長は競売勝者に対し、県知事・市長および州知事からの競売にかけられる森林地域の妥当性および競売勝者の能力に関する推薦状を得る内容、又、現行の規定に基づく環境影響評価(AMDAL)または環境管理手法(UKL)および環境監視手法(UPL)を策定し提出する内容の命令書を発行する³⁴。AMDAL または UKL・UPL 策定には、命令書発行後実働 150 日以内においてコンサルタントサービスを利用することができる。

³⁴ 詳細は、天然林の場合と同様なため、2-4-1-1-b の環境影響評価(AMDAL)の作成の項を参照

この推薦状および策定結果は承認されるため担当官へ提出される(第 19 条)。競売勝者が上記諸条件を満たさなかった場合、競売勝者は取り消される(第 20 条)。

担当官から承認された AMDAL、または UKL・UPL に基づき、林業大臣は作業区域・面積地図を作成するため、林業省統計局へ文書で指示する。統計局長は作業区域・面積地図を事務局長へ提出し写しを BPK 長へ提出する。同局長はこれを基に事務局長へ人工林 IUPHHK 付与についての経緯とデータを提出する(第 21 条)。事務局長はこれを基に、実働 10 日以内に人工林 IUPHHK 付与大臣決定案を準備し大臣に提出する。大臣はこの IUPHHK 付与決定案を受領後、遅くとも 20 日以内に決定に署名する。

BPK 長は署名後、実働 6 日以内に新利用事業許可寄付金支払い命令書(SPP-IIUPH)を発行する。新利用事業許可寄付金(*Iuran Izin Usaha Pemanfaatan Hutan*, IIUPH)が競売勝利者により支払われた後、IUPHHK 付与大臣決定が競売勝者に渡される(第 22 条)。人工林 IUPHHK は最長で 100 年である(第 23 条)。

b) 各種作業計画書の作成³⁵

i) 作業計画(RK)の作成

人工林 IUPHHK 所持者は RK を作成することが義務付けられており、IUPHHK が決定されてから遅くとも 1 年の間に BPK 長に、州営林局長および県・市営林局長への写しと共に、提出されなければならない(第 3 条)。作成は以下に基づいて行われる。RK に盛り込まれる内容は表 2-6 を参照のこと。

- 人工林 IUPHHK 決定に沿った作業域地図
- 州の森林・河川地図または州地域配置作業図
- 最長 2 年を経過していないの衛星画像(5 万分の 1 または 10 万分の 1)または航空写真解釈結果地図
- 5 万分の 1 の人工林配置図(第 4 条)

提出された RK は林業大臣の名の下に、BPK 長により評価・承認され RK 事業決定書が発行される(第 6 条)。BPK 長は少なくとも 5 年に 1 回 RK の評価を行う(第 7 条)。

ii) 立木調査報告書(LHC *Hutan Tanaman*)の作成³⁶

天然林同様、伐採・収穫を実施しようとする木材林産物利用事業許可所持者は立木調査を実施する。立木調査の結果は、立木調査報告書(LHC)および企業取締役に署名された年次伐採 LHC 要約を作成することが義務付けられている。立木調査報告書(LHC)および要約は、州営林局長へ報告され、写しを県・市営林局長へ送付されなければならない。

iii) 簡易作業計画(BK)の作成

BK とは第 1 期 RKL をまだ所持していない IUPHHK 所持者に対し、最長 12 ヶ月間有効の作業計画である。RK、RKL がまだ承認されていない IUPHHK 所持者は、人工林 BK 案を作成、提出

³⁵ 2003 年林業大臣決定第 151 号

³⁶ 2006 年林業大臣規則 第 P55 号林産物取扱規則

することができる。これは、州営林局長へ提出される。写しは BPK 長、県・市営林局長へ提出される。この BK 案は人工林 IUPHHK 決定に沿った作業域地図および立木目録調査結果報告書に基づき作成される(第 25, 26 条)。BK に盛り込まれる内容は表 2-6 を参照。

これを受け、県・市営林局長は実働 30 日以内に技術的見解を州営林局長に提出し、州営林局長は BK 案の評価を行う。条件を満たしたものは 30 日以内に BK 承認決定書を発行し、BPK 長、県・市営林局長、林産物試験承認委員会長へ提出される(第 28, 29 条)。BK は 1 回のみ付与され、IUPHHK が付与されてから最長 12 ヶ月間有効であり、変更・改正は許されない(第 30 条)。

IUPHHK 所持者は、作業域の増減があった場合、森林火災、土壌流出、害虫被害のような天災や、森林開拓による森林資源の物理的条件の変化があった場合、そして樹種および周期の変更があった場合、RK および RKL を変更、改正することができる。これは改定案を受領後遅くとも 90 日以内に、林業大臣の名の下に、BPK 長により評価・承認される(第 32 条)。

iv) 5 ヶ年作業計画(RKL)の作成

IUPHHK 所持者は RK に基づき RKL を作成することが義務付けられており、RK が承認されてから遅くとも 3 ヶ月の間に BPK 長に、州営林局長および県・市営林局長への写しと共に、提出されなければならない。また州営林局長は RKL の提出の写しを受領後、技術的見解を BPK 長へ遅くとも 2 ヶ月以内に提出しなければならない(第 9, 10 条)。作成は以下に基づいて行われる。RKL に盛り込まれる内容は表 2-6 を参照のこと。

- 承認済み人工林 RK
- 州の森林・河川地図または州地域配置作業図
- 最長 2 年の衛星画像(5 万分の 1、または 10 万分の 1)、または航空写真解釈結果地図
- 5 万分の 1 の人工林配置図
- 5 万分の 1 の伐採・収穫または植林作業図
- 立木目録調査結果報告書
- 伐採が始まった、または周期満了年に達した部分がある人工林 RK 作業区域の 0.5% をサンプリングした LHC
- 天然林 IUPHHK 作業地域内に存在する住民の社会経済状態(第 11 条)

提出された RKL は提出を受けて 90 日以内に、林業大臣の名の下に、州営林局長からの技術的見解を考慮とともに、BPK 長により評価・承認される(第 13 条)。評価が条件を満たしたのもであるならば、林業大臣の名の下に、RKL 事業決定書が発行され、関連林業省職員、州営林局長、県・市営林局長、林産物試験認証委員会長に写しが送られる。第 2 期およびそれ以降の人工林 RKL は作成・提出され、現在存続中の RKL が終了する遅くとも 6 ヶ月前に承認されることが義務付けられている(第 14 条)。BPK 長は少なくとも有効期間中に 1 回 RKL の評価を行う(第 15 条)。

v) 年次作業計画(RKT)の作成

IUPHHK 所持者は RKL が承認されてから遅くとも 3 ヶ月以内に RKT 案を作成。第 2 期以降の RKT 案はその年の RKT が始動する 2 ヶ月前には IUPHHK 所持者により作成、提出することが義務付けられており、BPK 長および県・市営林局長への写しと共に、州営林局長に提出されなければ

ばならない。(第 17 条)。県・市営林局長は、州営林局長へ技術的見解を、RKT 案の写しを受領してから実働 15 日以内に提出しなければならない。植林活動では、前述の技術的見解は承認済み RKL を指針とすることは義務付けられていない、県知事・市長または LHC 要約承認担当官により承認された年次伐採 LHC 要約を指針とすることが義務付けられている(第 21 条)。作成は以下に基づいて行われる。

- 承認済み人工林 RKL
- 人工林 IUPHHK 決定書に沿った作業地域図
- 5 万分の 1 の人工林配置図
- 立木目録調査結果報告書
- 県知事・市長、または LHC 要約を承認するために任命された担当官により承認された LHC 要約
- 最長 1 年の衛星画像(5 万分の 1 または 10 万分の 1)、または航空写真解釈結果地図(第 18 条)

また、伐採・収穫活動を予定している人工林 IUPHHK 所持者は、年次作業区域の立木調査を、職工・機具用木材の企業は 100%、非職工・非機具用木材の企業は 10%の割合で行う。その結果は立木調査報告書に反映され人工林 IUPHHK 所持者により県知事・市長へ遅くとも伐採・収穫 2 年前までに報告することが義務付けられている。これに基づき、県知事・市長は技術士に、全種類の木材企業が作成した立木調査のサンプリング 10%を、遅くとも伐採・収穫の始まる 1 年間の 12 月までに確認させる。立木調査報告書要約を承認するために任命された職員または県知事・市長による立木調査報告書要約の承認は、伐採・収穫の遅くとも 6 ヶ月前の 6 月までに行う(第 19 条)。RKT に盛り込まれる内容は表 2-6 を参照のこと。

州営林局長は、RKT および県・市営林局長の技術的見解を下に RKT の評価を行う。条件を満たしたものは、州営林局長が、1 年目の RKT は受領後遅くとも 60 日以内に、2 年目移行の RKT は 12 月 31 日までに人工林 RKT 承認決定書を発行され、BPK 長、県・市営林局長、林産物試験認証委員会長へそれぞれ送られる(第 22 条)。1 年目の人工林 RKT は、承認されてからその始動年の 12 月 31 日まで有効であり、2 年目以降の人工林 RKT は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間有効である(第 24 条)。

表 2-6 人工林各事業計画書に盛り込む内容

木材林産物利用事業作業計画(RKUPHHK)		木材林産物利用事業5ヵ年作業計画(RKLUPHHK)	
- 作業域の境界および地図作成	- 林産物の管理と流通	- 作業地域の境界	- 伐採・収穫
- 作業域の構成	- 組織化と労働	- 作業地域の構成	- 林産物の管理と流通
- 立木目録調査	- 森林村落住民の啓蒙(PMDH)	- 立木目録調査	- 組織化と労働
- 森林地域の開拓	- 研究と開発	- 森林地域の開拓	- 森林村落住民の啓蒙(PMDH)
- 土壌の準備	- 教育と訓練	- 土壌の準備	- 研究と開発
- 苗木	- 施設建設	- 苗木	- 教育と訓練
- 植林	- 環境管理と監視	- 植林	- 施設とインフラの設立
- 育林	- モニタリングと評価	- 育成	- 環境管理と監視
- 森林の保全と保安	- 収入と支出	- 森林の保全と保安	- モニタリングと評価
- 伐採・収穫		- 施設とインフラの設立	- 収入と支出
木材林産物利用事業作業簡易計画(BKUPHHK)		木材林産物利用事業年次作業計画(RKTUPHHK)	
- 作業域の境界および地図作成	- 森林村落住民の啓蒙(PMDH)	- 作業域の境界および地図作成	- 伐採・収穫
- 作業域の構成	- 施設とインフラの設立	- 作業域の構成	- 林産物の管理と流通
- 立木目録調査	- モニタリングと評価	- 立木目録調査	- 組織化と労働
- 森林地域の開拓	- 収入と支出(更新されるIUPHHKについては、BK案は第一段階の保護と、継続保護についても計画に記載)	- 森林地域の開拓	- 森林村落住民の啓蒙(PMDH)
- 土壌の準備		- 土壌の準備	- 研究と開発
- 苗木		- 苗木	- 教育と訓練
- 植林		- 植林	- 施設とインフラの設立
- 育林		- 育林	- 環境管理と監視
- 森林の保全と保安		- 森林の保全と保安	- モニタリングと評価
- 林業技術士			- 収入と支出

出所 2004年第05号大臣規則を基に筆者作成

(3) 天然林・人工林におけるIPKを利用した伐採³⁷

プランテーション開発や大規模造林などの整地作業の一環として、大面積を皆伐することのできる木材伐採権が、木材利用許可(IPK)である。ここでは、数回の改定を経た2004年第382号大臣決定「木材利用許可について」を基に見ていく。以下にIPKに関連する用語の定義をまとめた(第1条)。

- 木材利用許可(Izin Pemfaatan Kayu, IPK)
非林業栽培地域(KBNK)および他用途地域(APL)、または交換地、借用地、転換生産林地域からの木材・非木材林産物を利用するための許可
- 非林業栽培地域(Kawasan Budidaya Non Kehutanan, KBNK)および他用途地域(Areal

³⁷ 2004年第382号大臣決定

Penggunaan Lain, APL)

森林地域および州河川地域指定についての林業大臣決定に基づき、非森林地域に指定された国有林地帯

- 転換生産林地帯

大臣決定による森林地域の交換又放棄により、生産林としてのステータス・用途が非森林地域になる地域

- 交換地

林業分野以外の建設のため森林地域を放棄し、その代わりに、非森林地域が森林地域としてステータスに変更され代替地になる土地

- 借用地

森林分野以外の開発のため、一部の森林地域のステータスを変更することなくその森林地域を他の分野へ移譲される土地

IPK 申請の対象になる地域は、非林業栽培地域 (KBNK) または他用途地域 (APL) として制定された国有林、交換地または森林地域放棄により転換された森林地域、借用による森林地域の利用であり、林業分野の権利・許可を与えられていない地域である。IPK 申請を行える者は、個人、協同組合、地方事業体、国有事業体、インドネシア民間事業体である (第 3, 4 条)。

転換生産林地帯とは、傾斜度、土壌種類、降雨量夫々の数値を加算した数値が³⁸ 124 以下で農園、農業、入植地、トランスミグラシ (移住政策) 対象地として利用するために準備される土地である

非林業栽培地域 (*Kawasan Budidaya Non Kehutanan*, KBNK) および他用途地域 (*Areal Penggunaan Lain*, APL) とは、主に農園や畑、墓地等を用途とした地域である。

交換地とは、A が持つ a という土地と B がもつ b という土地を、A が b を、B が a をそれぞれ期限を設け使用する場合に発生する木材伐採権である。例えば 20 年間 a という土地の開発権を持っている鉱物採掘 A 社が 10 年間で鉱物資源が底をついた場合、隣にある b という国有林にて鉱物採掘を行いたいとき、政府と交渉し残りの 10 年を b で採掘するというものである。この場合、b において鉱物採掘をする前に、そこ存在する森林を、IPK を用いて伐採できるということである。

借用地とは、森林分野以外の開発のため、一部の森林地域のステータスを変更することなくその森林地域を林業分野以外の他の分野へ移譲される土地である。IPK 申請は、APL、KBNK を対象としたものと、それ以外のものの二種類に区別されている。それぞれの申請手順を見ていく。

a) APL, KBNK における IPK 取得

申請は県知事・市長へ提出される。申請時には IPK 該当地が森林地域および州河川地域指定地図または国レベルの土地利用計画 (*Tata Guna Hak Kesepakatan*, TGHK) に基づき、APL または KBNK が正当なものであることを証明する県・市営林局長からの証明書が必要である。これを受けて県知事・市長は推薦書を添付し州営林局長へ提出する。7 日以内に州営林局長は決定を下し、これをうけ 7 日以内に県知事・市長は申請者へ以下の内容を命令する。

- 命令を受けてから 1 ヶ月以内に立木調査終了させる。

³⁸ 2004 年第 44 号政令

- 命令を受けてから 1 ヶ月以内に木材林産物利用年次作業略図 (*Bagan Kerja Tahunan*, BKT)を作成する
- 銀行保証、緑化基金(DR)、制定された生産目標100%の森林資源手数料(PSDH)を支払う
- 命令を受けてから 2 ヶ月以内 IPK 伐採区域境界の制定を終了させる
- この境界制定は県・市営林局職員により検査され、検査結果は県知事の技術的見解の基として調書に反映される。そして県知事・市長により IPK が発行される(第 7, 8 条)

b) 転換生産林地域、交換地、借用による森林地域利用における IPK 取得

森林地放棄、森林地交換などの方法による転換生産林地域への IPK 付与および借用による森林地域への IPK 付与は、森林地域放棄、森林地域交換、または借用による森林地域利用についての大臣決定があったあとに、IPK 申請を行うことができる。

申請は県知事・市長へ提出される。申請時には森林地域放棄、森林地域交換地、借用による森林地域利用についての林業大臣決定の写しや、申請地域の地図、利用計画案等が必要である。これを受けて県知事・市長は推薦書を添付しBPK 長提出する。10 日以内にBPK 長は評価を行い、10 日以内に同局長は IPK 賛成・拒否書を発行する。これを受け県知事・市長は申請者へ以下の内容を命令する。

- 命令を受けてから 1 ヶ月以内に立木調査終了させる
- 命令を受けてから 1 ヶ月以内に木材林産物利用年次作業略図(BKT)を作成する
- 銀行保証、緑化基金(DR)、制定された生産目標100%の森林資源手数料(PSDH)を支払う
- 命令を受けてから 2 ヶ月以内 IPK 伐採区域境界の制定を終了させる

この境界制定は県・市営林職員により検査され、検査結果は県知事の技術的見解の基として調書に反映される。そして県知事・市長により IPK が発行される(第 9, 10, 11, 12, 13 条)。有効期限が切れていない IUPHHK、IUPHHKHT 地域内にある IPK 地域については、IPK の優先順位が IUPHHK 所持者または IUPHHKHT 所持者へ与えられる。IUPHHK または IUPHHKHT 所持者がその優先順位を行使しない場合、IPK 優先順位はBPK 長より決定される。IPK 所持者は以下の行為が禁止されている。

表 2-7 IPK における禁止事項一覧

1. 森林破壊に繋がる活動を行うこと	3. 森林への火入れ
2. 以下の範囲内で伐採を行うこと	4. 文化・歴史的価値のある地域、 または、神聖な地域での伐採
a. 湖畔または貯水池岸より 500m	5. 担当官から許可無く機器を作業地域 に搬入したり使用すること
b. 水源・沼地帯河川の左右 200m	6. 森林保安施設を破壊すること
c. 河川の左右 100m	7. 制定済み作業区・地域外での伐採
d. 河川の支流左右 50m	
e. 河岸および峡谷岸から 2 倍の峡谷の深さ	
f. 海岸の満潮・干潮の差の 130 倍	

出所 2004 年第 382 号大臣決定を基に筆者作成

(4) 生産林(天然林・人工林)における IPHH を利用した林産物採取³⁹

林産物採取許可(IPHHK)とは、生産林内で一定の期間内、一定の量の木材林産物採取を行うための許可である。IPHHK を申請できる者は、個人と協同組合である。申請対象地域は他の許可を与えられていない、または他の許可が与えられている場合、関連許可所持者との書面での合意を得なければならない生産林で、保安林でない地域である。

IPHHK 申請は、申請対象地域が県・市内の場合は県知事・市長へ、州内の県・市をまたがる場合は州知事へ、州をまたがる場合は大臣へ提出される。申請には県・市営林局からの推薦状、他の許可所持者が当該地域に存在する場合、その者からの同意書等が必要である。手続・技術上の条件を満たしているかどうかを基に、県知事・市長から許可を受ける場合は県・市営林局長、州知事より許可を受ける場合は州営林局長、大臣より許可を受ける場合は BPK 長からのそれぞれの技術的見解を考慮して許可付与者は評価を行う。

伐採による IPHHK は、最長 1 年で、延長はなく⁴⁰、20m³ を上限として、需要量に応じて与えられる。これは個人消費または公共施設のために与えられるものであり、商用には与えられない(第 7, 8 条)許可所持者は毎月定期的に IPHH 活動報告書を作成し許可付与者に提出すること、人的行為、家畜、火災による森林破壊から森林を保護すること、PSDH を支払うこと、伐採される木材林産物に対し印付けを行うことが義務付けられている。また、以下の伐採は禁じられている。

- 保護されるべき樹木
- 商用在来樹
- 母樹
- 乾燥地での直径 50cm 以下の樹木、湿地での直径 40cm 以下の樹木
- 保安地域にある樹木
- 特別な目的の生産林にある樹木

また、IPHH においてトラクター、ブルドーザー、ローダー、スキッター、グレイダー(地ならし機)、ウィールローダー、ショベルカーなどの重機は使用が禁止されている。

(5) その他国有林の森林地域における伐採

a) 慣習林(*Hutan Adat*)での伐採

慣習林を制定するプロセスは前述のとおり 2004 年第 S75 号大臣回章により規定されているものの、慣習林についての伐採方法は、政府により規定されていないのが現状であり、慣習林と認められた森林の管理はその利用・経営権は住民にあり、木材利用も自家用に限り認められている(岡本, 2003)。

b) 村落林(*Hutan Desa*)での伐採

国有林の保安林内および生産林内にて制定が可能な村落林では、生産林内においてのみ伐採を行うことができる。村落林の管理権は村落委員会に与えられる。伐採権には大臣が村落委員会に与える IUPHHK がある。また特定の状況に限り、IUPHHK 付与権を大臣から州知事に委譲す

³⁹ 2002 年第 6886 号大臣決定

⁴⁰ 2007 年第 6 号政令第 59 条

ることができる⁴¹ともしている。村落林におけるすべての森林利用には、緑化基金(DR)、森林資源手数料(PSDH)の支払いが義務付けられている。

c) コミュニティ林(*Hutan Kemasyarakatan*)での伐採

国有林の生産林および保安林に制定が可能なコミュニティ林では、耕作ブロックにおいてのみ伐採が可能である。コミュニティ林許可所持者は、ブロック管理において、コミュニティ(住民)林主要管理者としての許可所持者の役割を損なわない範囲で、他者から資金援助を獲得することができる。つまり、国有林である保安林内において、地方政府を通して大臣の許可を得れば、住民は企業や政府などから資金援助を受け伐採することが可能である。この伐採許可手続きにおいても政府と住民との癒着が起きないように、モニタリングする必要がある。コミュニティ林の利用者は1期25年間の基本計画、5年に1度の事業計画の評価を受ける必要がある。

2-4-2 権利林(*Hutan Hak*)での伐採⁴²

保護機能および保安機能を伴う権利林での立木の伐採、収穫用の施設建設、外来種の植樹、保護機能を妨げる行為等は禁止されているが、生産機能を伴う権利林での森林利用は、木材林産物利用、非木材林産物利用、環境サービス利用であり、木材林産物利用はとりわけ、単一および混合樹種の植林農園事業である。これらの林産物利用には、植林、伐採、加工、流通活動等が含まれている⁴³。

権利林から伐採された木材、および林産物輸送には林産物合法証明書である原産地証明書(SKAU)が添付されることになっており(第1条)、SKAUは、その木材林産物が輸送される地域の村長または村長と同位の担当官により発行される(第5条)⁴⁴。SKAUはIUPHHKから産出される木材林産物には添付されず、権利林からの木材取扱いと、後述のIUPHHKからの木材の取扱いとは根本的に異なり、分けて考える必要がある。

2-4-3 森林税について⁴⁵

伐採される木材には森林税が課税される。木材伐採に関する森林税は、新利用事業許可寄付金(*Iuran Izin Usaha Pemanfaatan Hutan*, IUPH)、森林資源手数料(PSDH)、緑化基金(DR)、立木売却基金(*Dana Hasil Penjualan Tegakan*, DHPT)の4種類がある。

は事業権の森林面積に基づき森林利用事業権所持者に、権利発生時1回のみ課せられる税金、は天然林および人工林の木材林産物利用事業許可所持者(IUPHHK)等を対象に、国有林からの林産物に課せられる税金、は天然林木材林産物利用事業許可所持者(IUPHHK)のみを対象に、森林を更生・緑化するために課せられる税金、そしては人工林内回復植林木材林産物利用事業許可(IUPHHK pada HTHR)所持者を対象に課せられる税金である。とは丸太伐採報告書(*Laporan Hasil Penebangan Kayu Bulat*, LHP-KB)に基づき計算され、その支払いは伐採年の前年までに支払わなければならないことになっている。

⁴¹ 2007年第6号政令

⁴² 2005年第P.26号大臣規則

⁴³ 詳細は2-3-2の権利林の項を参照

⁴⁴ 2006年第51号大臣規則

⁴⁵ 2007年第6号政令

また については、慣習法住民が利用する商用目的でない慣習林での林産物、現地住民が利用する商用目的ではない林産物、そして権利林・民有林からの林産物は、課税対象から除外されている。

2-5 森林保全について

2004 年第 45 号政令では、インドネシア共和国政令森林保全について言及しており、森林保全の定義、目的、履行方法、森林破壊に対する責任の所在、森林警察の役割などが詳細に規定されている。

森林保全とは人的行為、家畜、火災、天災、害虫と疫病による森林、森林地域と林産物の破壊の予防と制限、および森林、森林地域、林産物、投資、そして森林間林に関連する設備に対する国家、地域住民、個人の権利を保護、維持するものである(第 1 条)。その他、研究、開発、林業教育・訓練、宗教・文化活動において、大臣は特定の目的を伴う森林保全を制定することもできる(第 4 条)。

森林保全は中央政府や地方政府の権限となっており(第 3 条)、森林保全は保護林管理ユニット・単位(KPHK)、保全林管理ユニット・単位(KPHL)、天然林管理ユニット・単位(KPHP)の形をとった森林地域にて行われる(第 2 条)。

既に地域利用許可、環境サービス利用事業許可、林産物利用事業許可、林産物採取許可、森林地域借用許可所持者の作業域に制定された森林地域での森林保全は、関連する許可所持者により行われ、関連する許可所持者の責任となり、林業分野の BUMN に管理が委譲される森林地域での森林保全は、管理者によって行われ責任も管理者が負う(第 8 条)。

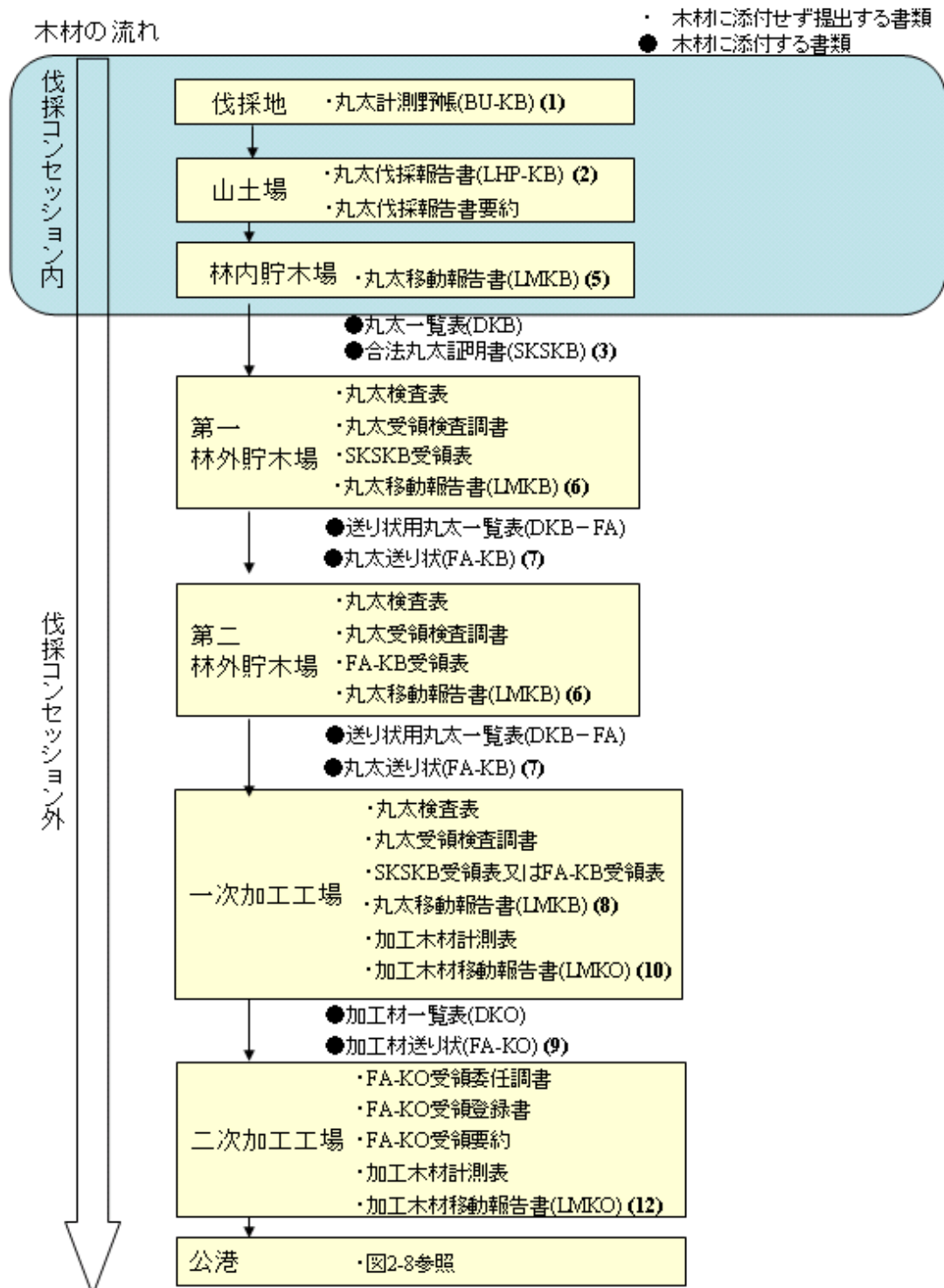
また、慣習法住民による慣習林の森林保全や、土地所有者に対する権利林の義務についても言及されている。慣習法住民に管理が委譲される森林、および森林地域の保全は、慣習法住民により行われ、慣習法住民の責任となる(第 9 条)。慣習法住民に委譲された森林管理は、中央政府、州政府や、県・市の立会いのもと、関連する慣習法住民の現存する伝統的見地に基づき行われる(第 9 条)。権利林における森林保全は、権利所持者により行われ、その責任は権利所持者が負う(第 10 条)。

森林保全地域内での違法な森林利用活動とされるものには、許可所持者が、許可が与えられた地域外で森林利用を行うこと、許可所持者が許可された規定量を超えた森林利用、規定された量を超えた動植物の捕獲・採取をすることも入る(第 10 条)。また、生産林地域での家畜被害からの森林破壊の予防と制限のために、森林には家畜飼育地域が制定されている(第 15 条)。

また同政令では、火災による森林破壊を回避するため、以下の例外を除きすべての者による森林の火入れを禁止している。特定の目的、または避けられない状態での火入れには、権限のある担当官からの許可を取得しなければならない。その例外とは、森林火災の管理、害虫・疫病の駆逐、動植物生息地の育成のためなどである。この例外の詳細規定は大臣により決定される(第 19 条)。作業域での森林火災の発生に対して、森林管理単位長、森林利用許可所持者、森林利用地域許可所持者、そして権利林所持者は、刑事、民事、賠償責任等を負うとされている(第 30 条)。

2-6 木材加工、輸出について

山土場での伐採から、輸送、加工そして輸出までの木材の取扱いは、林産物取扱規則により規定されている。2006年度になって、それまでの2003年第126号大臣決定「林産物取扱規則」(以下、旧規則)が改定され、2007年1月1日より、2006年第P51、P55号大臣規則「改訂林産物取扱規則」(以下、新規則)が施行された。本報告書では、改訂林産物取扱規則を基本として見ていく。なお、第126号からどのような変更があったのか、その都度、触れていく。



注：木材の流過程は図で挙げた例に限らず、林外貯木場を経由する場合としない場合、二次加工工場を経由する場合としない場合などがある。

図 2-4 天然林材、IPK 材に関する伐採後の木材の流れと必要書類について
出所 2006 年第 P55 号大臣規則を基に筆者作成

2-6-1 山土場から加工工場まで⁴⁶

旧規則においては、伐採から輸出までの木材流通の合法性証明を全て政府が担保していた。これに対し、今回の改訂林産物取扱規則により、政府が合法丸太証明書 (*Surat Keterangan Sahnya Kayu Bulat*, SKSKB) 等を用いて、伐採地内から搬出された丸太を、伐採後最初の第 1 林外貯木場までの合法性証明に限定した。そして、第 1 林外貯木場から輸出までの輸送範囲は、伐採権所有者・木材仲介業者が、丸太送り状 (*Faktur Angkutan Kayu Bulat*, FA-KB) や加工材送り状 (*Faktur Angkutan Kayu Olahan*, FA-KO) を用いて自主証明という形で、丸太を含む木材のサプライチェーンを管理することになった。

この規則改定には次のような理由がある。伐採地にて作成される伐採報告書 (*Laporan Hasil Penebangan Kayu Bulat*, LHP-KB) を基に伐採税 (PSDH, DR) を徴収し、合法丸太証明書 (SKSKB) が発行される。そのことによって伐採地内で、丸太の所有権は国から伐採企業に移る。そのため、伐採企業が各自所有している丸太・木材製品を管理することが妥当であり、その合法性を証明する費用も所有者が負担するべきだという考えに基づいている。また、新旧林産物合法証明書 (SKSHH, SKSKB) に使用されている偽造防止のためにホログラムなど特殊加工が施された書類や、その検査担当官の人件費を含めた合法証明に関わる莫大な必要経費は国が全て負担していたため、その経費削減も狙ったものである⁴⁷。

(1) 丸太計測野帳 (BU-KB) の作成

天然林・人工林 IUPHHK、IPHHK、IPK において伐採された後、丸太は伐採作業区画付近の林産物の集積場である山土場まで搬出され玉切りされる。その後現行規定により、玉切りされた丸太の印付け、計測・検査が行われる。この計測では、玉切られた丸太全ての両木口の直径と材長が計測される。この計測結果は企業職員により毎日丸太計測野帳へ記入される。丸太計測野帳は、丸太伐採報告書 (LHP-KB) の基となる。記入事項は、年次・日付、事業者名、伐採場所、丸太番号、樹種名、材長、直径 (元口、末口、平均)、材積、承認者名などである。

旧規則からの変更点

特に変更なし

(2) 丸太伐採報告書 (LHP-KB) の作成と承認

天然林・人工林 IUPHHK、IPHHK、IPK 所持者は、山土場にて、州営林局長に任命された丸太伐採報告書作成職員が少なくとも毎月 2 回 (月の中旬、下旬)、丸太計測野帳を基にして丸太伐採

⁴⁶ 2006 年第 P55 号大臣規則

⁴⁷ インドネシア・エコラベル協会 Taufiq 氏へのヒアリング (2007 年 2 月 2 日)、および林業生産管理総局 Hadi Daryanto 氏へのヒアリング (2007 年 2 月 27 日)

報告書を作成する。これは、伐採作業区域(Blok)毎に作成される。1年に2箇所以上の伐採作業区域があるときは、各伐採作業区域に最低1名、伐採作業区域の数だけ丸太伐採報告書作成者を配置しなければならない。また、1つの伐採作業区域に2つ以上の県・市地域がある場合、丸太伐採報告書は各県・市毎に作成される。なお、立木の伐採・収穫がないときは、事業者は摘要欄にその理由を記入し、伐採なしの丸太伐採報告書を作成する。

丸太伐採報告書は作業地域の丸太伐採報告書承認職員(*Pejabat Pengesah Laporan Hasil Penebangan*, P2LHP)に提出される。丸太伐採報告書承認職員(P2LHP)は、これを受けて現行の規定に沿った形量検査を行い、丸太伐採報告書検査調査書を作成する。丸太伐採報告書検査調査書が正しいと裏付けられた場合、丸太伐採報告書は山土場にて丸太伐採報告書承認職員(P2LHP)により承認される。

なお丸太伐採報告書(LHP-KB)は、森林資源手数料(PSDH)や緑化基金(DR)支払い(2-4-3参照)の算出根拠となり、次期の丸太伐採報告書(LHP-KB)は、その前の期の森林資源手数料(PSDH)と緑化基金(DR)が支払済みでないと承認されない。

丸太伐採報告書(LHP-KB)は要約が作成され、県・市営林局長へ提出され、3枚の写しは州営林局長、事務所(*Balai*)長、合法丸太証明書作成職員(*Pejabat Penerbit Surat Keterangan Sahnya Kayu Bulat*, P2SKSKB)へ提出され、1枚は丸太伐採報告書認証職員(P2LHP)の控えとなる。

旧規則からの変更点

旧規則では玉切りされ丸太伐採報告書(LHP-KB)が承認された丸太には極印打刻があったが(第10条第4項)、新規則では、丸太に何も打刻されない。これは、極印は偽造されやすいこと、川で輸送される際に比重の大きい木材の場合はその大半が水中に沈んでしまい打刻が確認しにくい、といった理由から非効率であるため廃止された⁴⁸。

(3) 合法丸太証明書(SKSKB)の作成・承認

天然林 IUPHHK、IPHHK、IPK 伐採地外へ丸太を輸送する場合は、丸太一覧表(*Daftar Kayu Bulat*, DKB)と、その概要を記した合法丸太証明書(SKSKB)を携帯しなければならない。

丸太一覧表(DKB)は、貯木場において丸太許可所持者・丸太所有者により、タイプライターで作成される。なおこの丸太一覧表(DKB)は、合法丸太証明書(SKSKB)作成の基となり、合法丸太証明書(SKSKB)と対で携帯される。合法丸太証明書(SKSKB)は複写式で7部、丸太一覧表(DKB)は写しで7部作成される。丸太一覧表(DKB)は、合法丸太証明書作成職員(P2SKSKB)により検査・承認される。記入事項は、事業者名・住所・電話番号、丸太一覧表(DKB)番号、作成日、州名、県(市)、丸太伐採報告書(LHP-KB)番号・作成日、丸太番号、樹種名、材長、平均直径、材積、承認者名などである。

合法丸太証明書作成職員(P2SKSKB)は、申請受領から遅くとも1日で、管理の検査(これから輸送される丸太分の森林資源手数料(PSDH)、緑化基金(DR)が支払済みであることの確認)・丸太形量検査を行い現行の規則に従い、検査調査書を作成しなければならない。この丸太形量検査調査書に基づき、検査結果が正当である場合、丸太が輸送される場所・位置(貯木場)において合法丸太証明書作成職員(P2SKSKB)がタイプライターを使用し合法丸太証明書(SKSKB)を7通作

⁴⁸ 林業生産管理総局 Hadi Daryanto 氏へのヒアリング(2007年2月27日)

成・発行する。7通それぞれの回覧手順は図 2-5 のとおり。

旧規則からの変更点

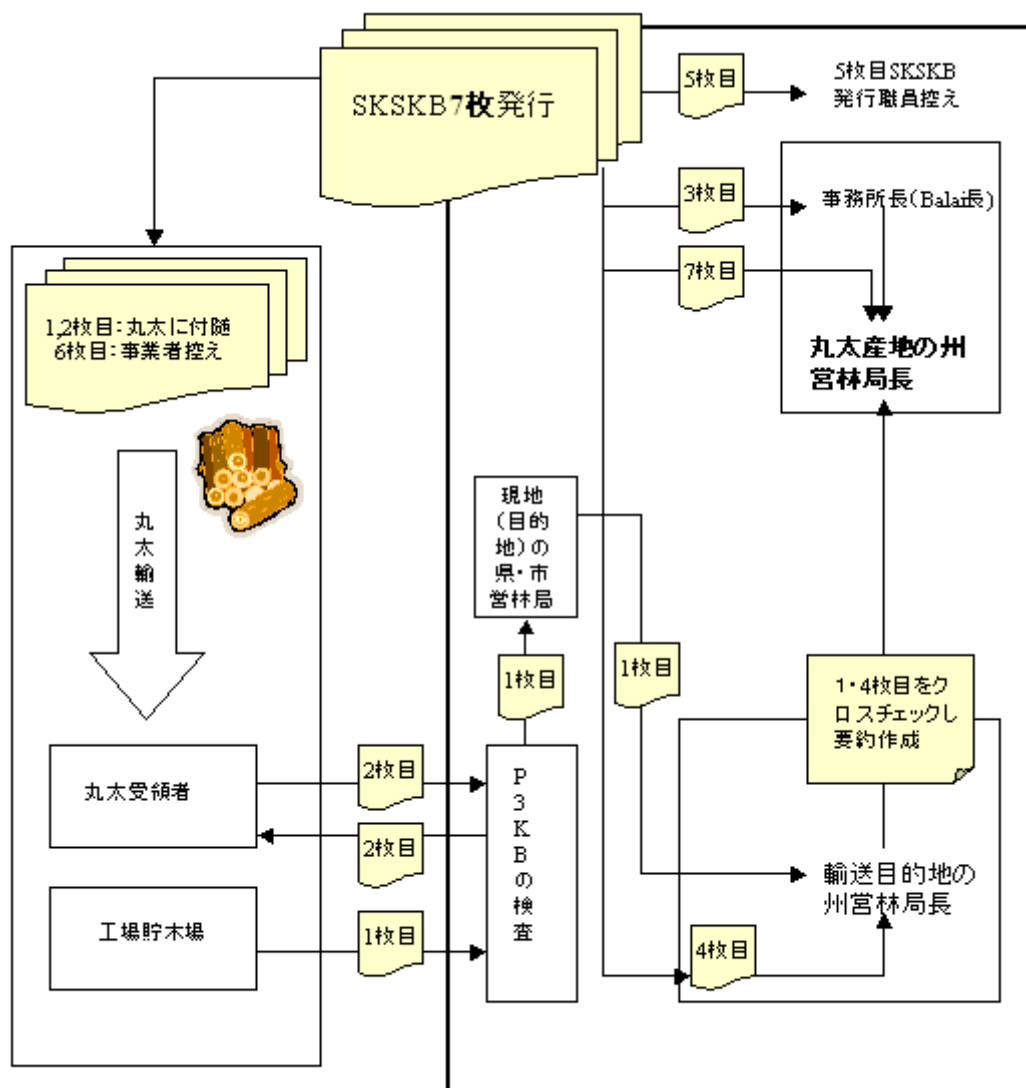
旧規則では丸太一覧表は丸太林産物一覧表(*Daftar Hasil Hutan Kayu Bulat*, DHH-KB)という。合法丸太証明書は合法林産物証明書(*Surat Keterangan Sahnya Hasil Hutan*, SKSHH)とよばれ、丸太のみならず加工材にも使用された。合法林産物証明書(SKSHH)は丸太・加工材を、伐採地内の貯木場、伐採地外の貯木場(林外貯木場)、加工工場の貯木場、二次加工工場の集積場のそれぞれから輸送する際に、携帯が義務付けられていたのに対して、新規則による合法丸太証明書(SKSKB)は、伐採地内の貯木場から伐採地外へ輸送される時にのみ携帯される。それ以降の輸送には、丸太送り状(FA-KB)、加工材送り状(FA-KO)が使用される。

送り状用丸太一覧表(*Daftar Kayu Bulat Faktur Angkutan*, DKB-FA)は、貯木場またはインドネシア林業公社貯木場において丸太送り状(FA-KB)発行職員により、タイプライター、または手記により記入される。なおこの一覧表は、丸太送り状(FA-KB)作成の基となり、同証明書と対で携帯される。丸太送り状(FA-KB)と送り状用丸太一覧表(DKB-FA)はともに5部作成される。記入事項は、丸太の寸法・材積、木材樹種類、丸太番号、丸太伐採報告書(LHP-KB)作成日などである。

丸太送り状(FA-KB)は、送り状用丸太一覧表(DKB-FA)のデータ要約に基づき、貯木場またはインドネシア林業公社貯木場において丸太送り状(FA-KB)発行職員が、タイプライターを用いて作成する。なおこの一覧表は5部作成される。

旧規則からの変更点

旧規則の合法林産物証明書(SKSHH)と丸太林産物一覧表(DHH)はそれぞれ丸太送り状(FA-KB)と、送り状用丸太一覧表(DKB-FA)に変更された。これにより天然林の輸送文書一式と人工林およびインドネシア林業公社(*Perum Perhutani*)のそれとが明確に区別された。



注： SKSKB、FA - KB、FA-KO 及び FA-HHBK は、1 回の利用、1所有者、1林産物商品種類、1輸送機及び1輸送方向に有効である(第 14 条 1 項)。

図 2-5 合法丸太証明書(SKSKB)の回覧手順について

出所 2006 年第 P55 号大臣規則第 26 条 3 項をもとに筆者作成

(4) 人工林およびインドネシア林業公社(Perum Perhutani)伐採地内貯木場における丸太送り状(FA-KB)の作成

人工林およびインドネシア林業公社(Perum Perhutani)のIUPHHK伐採地内貯木場から伐採地外へ丸太を輸送する場合は、送り状用丸太一覧表(DKB-FA)と丸太送り状(FA-KB)が必要となる。

(5) 伐採地内貯木場での丸太移動報告書(LMKB)の作成

IUPHHK および IPK 地域内の全ての貯木場において、前月の丸太在庫数、当月の入荷数(増加分)、貯木場外へ搬出された出荷数(減少分)、および最終在庫数を記入した丸太移動報告書(Laporan Mutasi Kayu Bulat, LMKB)を作成することが義務付けられている。

旧規則からの変更点

旧規則では IPHHK が記載されていたが、新規則で記載されておらず、また旧規則で記載されていない IPK が新規則で記載されている。今回新たに備考欄において、追加在庫(増加分)の LHP-KB 番号および、SKSKB の目的地である出荷木材の輸送先を記入することが義務付けられた。

(6) 林外貯木場での丸太移動報告書(LMKB)の作成

全ての貯木場において、前月の丸太在庫数、当月の入荷数(増加分)、貯木場外へ搬出された出荷数(減少分)、および最終在庫数を記入した丸太移動報告書(LMKB)を作成することが義務付けられている。

旧規則からの変更点

今回新たに、備考欄において入荷木材の輸送元と、出荷木材の輸送先の記入が義務付けられた。つまり新規則では SKSKB と FA-KB を作成した場所、およびその目的地が全ての移動報告書に明記されることになった。この目的地および輸送元の記載によって、木材流通経路のトレーサビリティが改善されたと考えられる。

(7) 林外貯木場における丸太送り状(FA-KB)の作成

伐採地から搬出された丸太が、直接丸太加工工場へ運ばれず、伐採地外の貯木場(以下、林外貯木場)へ集積される場合、複数の林外貯木場があり、第1林外貯木場から第2林外貯木場へ輸送、集積されている場合、林外貯木場からの丸太輸送には、送り状用丸太一覧表(DKB-FA)および丸太送り状(FA-KB)を携行することが義務付けられている。

送り状用丸太一覧表(DKB-FA)は、丸太伐採報告書(LHP-KB)番号・日付、丸太番号、木材樹種類、1つ前の合法丸太証明書(SKSKB)、丸太一覧表(DKB)からの丸太の寸法および材積等のデータを丸太送り状発行職員が転記し5部作成する。

なお、集積されている丸太が、既に1つ前の林外貯木場より輸送されてきた場合は、それまでの丸太送り状(FA-KB)、および送り状用丸太一覧表(DKB-FA)を基に丸太送り状発行職員が転記し作成する。丸太送り状(FA-KB)は、丸太送り状(FA-KB)発行職員により林外貯木場にて作成され、

前述の送り状用丸太一覧表(DKB-FA)に基づき送り状丸太発行職員により作成・発行される。

なお、集積されている丸太が、既に1つ前の林外貯木場より輸送されてきた場合は、それまでの丸太送り状(FA-KB)および送り状用丸太一覧表(DKB-FA)を基に丸太送り状発行職員がタイプライターを使用して転記し、5部作成・発行する。5部それぞれの回覧手順は図2-6のとおり。

旧規則からの変更点

林外貯木場からの輸送に添付される文書は政府が発行する合法林産物証明書(SKSHH)から、企業が発行する丸太送り状(FA-KB)に変更された。これにより、第1林外貯木場から輸出までの輸送範囲は伐採権所有企業が合法性を自主証明することになった。丸太送り状(FA-KB)の導入により、合法丸太証明書(SKSKB)が使用される伐採地内から、直接加工工場に輸送された丸太と、原産地の異なる木材が混入する可能性のある別な林外貯木場を経由した丸太とが、区別しやすくなった。丸太送り状(FA-KB)の導入により、合法林産物証明書(SKSHH)に添付されていた丸太林産物一覧表(DHH)も、丸太一覧表(DKB)と送り状用丸太一覧表(DKB-FA)とに変更された。

また今回の変更で、SKSKBとDKBはそれぞれ7枚作成するのに対し、FA-KBとDKB-FAはそれぞれ5枚作成となり、手続きの簡素化を目的としたものと考えられる。

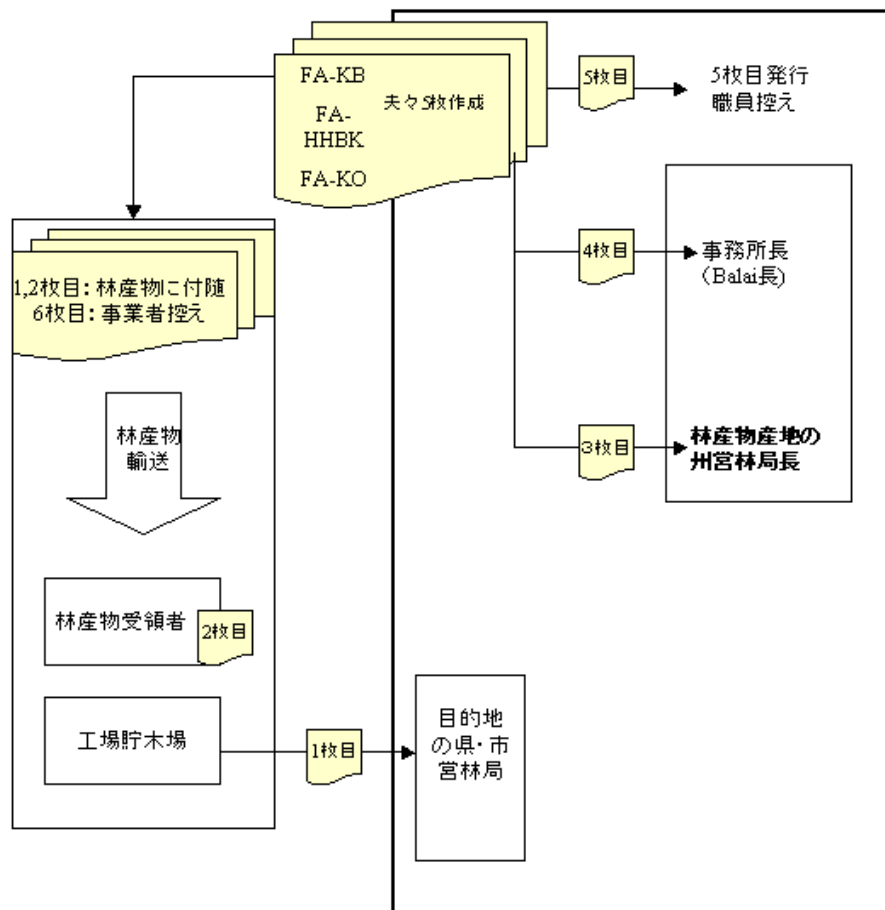


図 2-6 丸太送り状(FA-KB)の回覧手順について

出所 2006年第P51、P55号大臣規則第26条4項をもとに筆者作成

(8) 一次産業工場および登録集積場における丸太移動報告書(LMKB)の作成

木材林産物一次産業および統合産業では、前月の丸太在庫数、当月の入荷数(増加分)、貯木場外へ搬出された出荷数(減少分)、および最終在庫数を記入した丸太移動報告書(LMKB)を作成することが義務付けられている。

旧規則からの変更点

今回新たに、備考欄において入荷木材の輸送元と、出荷木材の輸送先の記入が義務付けられた。新規則ではSKSKBとFA-KBを作成した場所、およびその目的地が全ての移動報告書に明記される。

(9) 一次産業工場および登録済み加工木材集積場における加工木材送り状(FA-KO)の作成

一次産業工場および登録済み加工木材集積場から公港または継続加工工場へ輸送される加工木材には、加工木材一覧表(*Laporan Hasil Penebangan Kayu Bulat Kecil*, DKO)および加工木材送り状(FA-KO)を携行することが義務付けられている。加工木材一覧表(DKO)は、FA-KO発行職員により行われる加工木材形量計測結果を基にFA-KO職員により5部作成され、FA-KOに添付される。加工木材送り状(FA-KO)は、加工木材一覧表(DKO)に基づき、FA-KO発行職員が、タイプライターを用いて作成する。なおこの一覧表は5部作成される。

旧規則からの変更点

旧規則で、林外貯木場からの輸送に使用されていた合法丸太証明書(SKSKB)と丸太林産物一覧表(DHH)は、加工木材送り状(FA-KO)と加工木材一覧表(DKO)に変更された。また、旧規則では、DHH、SKSHHはそれぞれ7部作成されていたが、新規則ではFA-KO、DKOをそれぞれ5部作成することとなり、手続きの簡素化を目的としたものと考えられる。

(10) 一次工場および登録集積場における加工木材移動報告書(LMKO)の作成

木材林産物一次産業および統合産業では、初期準備欄に加工木材製品の入荷数(在庫数、入荷欄に商品種類や単位、在籍・重量などの)、出荷欄に加工材製品の利用(自家消費や国内外流通分)、最終準備欄に最終在庫数を記入した加工木材移動報告書(*Laporan Hasil Penebangan Kayu Bulat Kecil*, LMKO)を作成することが義務付けられている。

旧規則からの変更点

今回新たに、備考欄において出荷木材の輸送目的地などの情報を記入することが義務付けられた。

(11) 二次産業工場および登録済み加工木材集積場における加工木材送り状(FA-KO)の取扱い

搬入された加工材に添付された加工木材送り状(FA-KO)は、加工木材受領企業職員に提出される。企業職員は加工木材送り状(FA-KO)の準備欄に署名し、受領委任調書を作成する。続いてFA-KOの1枚目受領登録書、および目的地におけるFA-KOの1枚目受領要約を作成し、同

要約を県・市営林局へ提出する。加工木材一覧表(DKO)、および FA-KO の 2 枚目は控えとして保管される。

(12) 二次工場以降および登録集積場における加工木材移動報告書(LMKO)の作成

二次加工産業及び統合産業では、初期準備欄に加工木材製品の入荷数(在庫数、入荷欄に商品種類や単位、在籍・重量などの)、出荷欄に加工材製品の利用(自家消費や国内外流通分)、最終準備欄に最終在庫数を記入した加工木材移動報告書(LMKO)を作成することが義務付けられている。なお、月間加工木材流通実現報告書を現地の州営林局へ提出する。

旧規則からの変更点

今回新たに、備考欄において出荷木材の輸送目的地などの情報を記入することが義務付けられた。

2-6-2 輸出について⁴⁹

木材製品を輸出するには図 2-7、図 2-8 のとおり、林産物製品登録輸出者 (*Eksportir Terdaftar Produk Industri Kehutanan*, ETPIK) や、木材産業活性化機構 (BRIK) の会員となり、BRIK エンドースメントを取得する必要がある。ここでは、2 つの図の流れに沿って木材製品の輸出手順について見ていく。

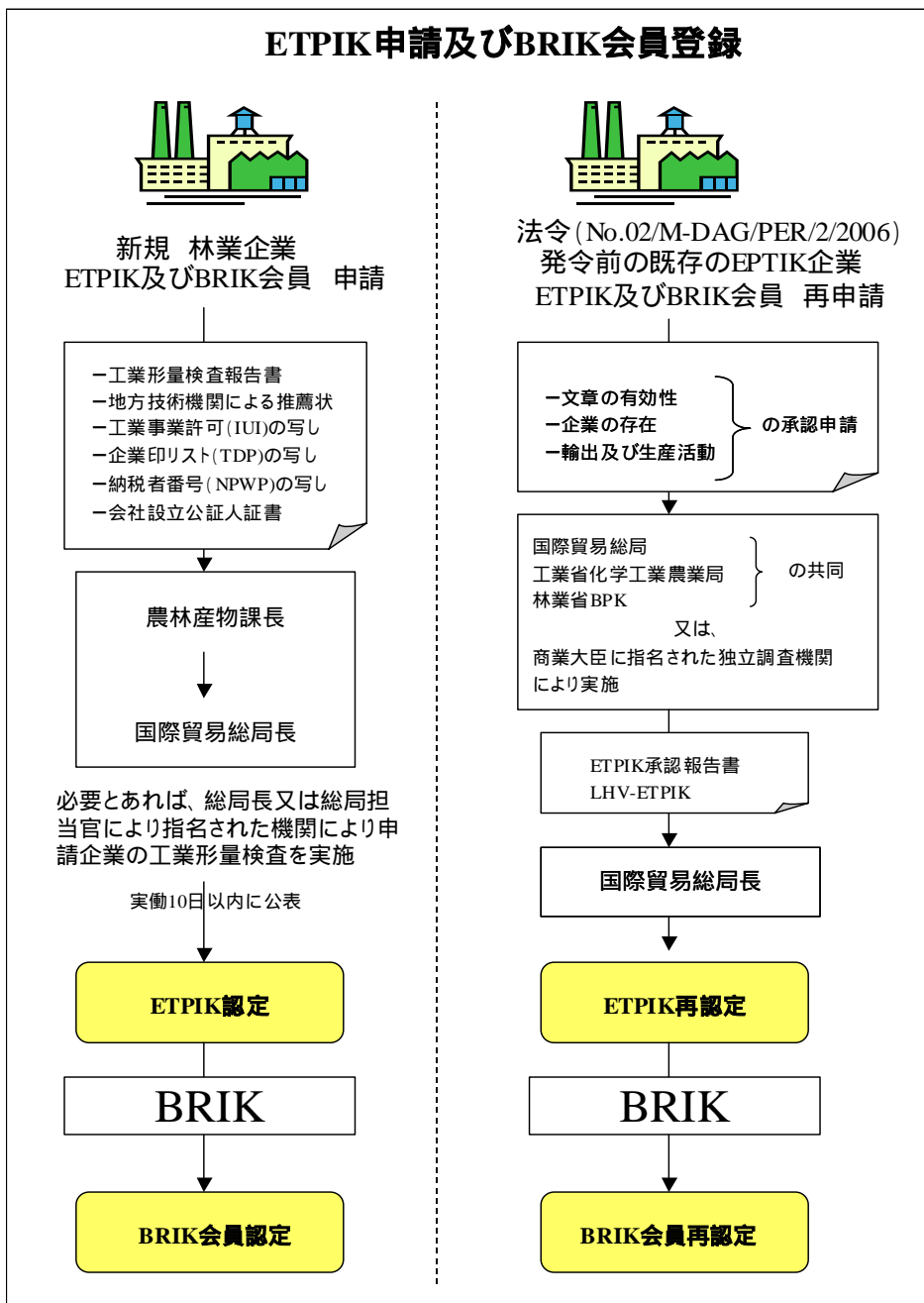


図 2-7 ETPIK 申請と BRIK 会員登録の流れ

出所 2006 年第 PER02 号商業大臣規則をもとに筆者作成

⁴⁹ 2006 年第 PER02 号商業大臣規則



図 2-8 BRIK エンドースメント申請と輸出文書提出について

出所 2006 年第 PER02 号商業大臣規則、2002 年第 04/557 号大蔵大臣決定、TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN NewsletterVol21.No.1、JETRO Web サイトを基に筆者作成

(1) 林産業製品登録輸出者(ETPIK)登録

合板、特定の製材、MDF、ベニアなど、2006年第PER02号商業大臣規則付属書Iに記載されている林業工業製品の輸出は、商業省外国貿易総局長により林産業製品登録輸出者(*Eksporir Terdaftar Produk Industri Kehutanan*, ETPIK)として認定された林産業者のみが行うことができる(第5条)。ETPIKとしての認定を受けるには、林産業者は農林産品輸出課長を通して、商業省外国貿易総局長への申請書を文書で提出しなければならない(第7条)。この法規が発行される前に、既に ETPIK として認定を受けた企業は、付与された条件の施行規則と、所有している許可に従って、文書の有効性、企業の存在、輸出および生産活動の承認を受けることができる。この承認は商業省外国貿易総局長、外国貿易総局の担当官、工業省化学工業農業総局長、林業省林業生産管理総局(BPK)長が共同で、または商業大臣に指名された独立審査機関により行われる。

(2) 木材産業活性化機構(BRIK)のエンドースメント⁵⁰

インドネシア国外へ輸出する林産物、林産加工製品で、合板、特定の製材、MDF、ベニアなど HS コード⁵¹(商品の名称および分類についての統一システム)の HS4407、HS4408、4409～4415、4418、4421.90.50.00、9406.00.92.00 に含まれる林産物の輸出は木材産業活性化機構(BRIK)のエンドースメント取得が義務付けられる。これは、2002年より林業省が打ち出した合法証明手続きのツールである。エンドースメント文書は輸物品申告書(*Pemberitahuan Ekspor Barang*, PEB)の補完文書として利用される。BRIK エンドースメント申請には次の書類を提出することとされた。

- 輸出計画書(*Recana Ekspor*) (Export Plan)
- 丸太・加工木材移動報告書(LMKB、LMKO)
- 合法証明書・送り状(SKSKB、FA-KB、FA-KO)

具体的には、加工木材輸出産業が作成したエクスポートプランにて報告されたされたシブメント毎の輸出予定量を、同産業が提出した LMKB や LMKO および SKSKB、FA-KB、FA-KO に記載された木材輸送量と照合させ、新たに入荷した木材の量と使用される木材の量の整合性を確認するものである。LMKB、LMKO を預金通帳に例えるならば、SKSKB、FA-KB、FA-KO は預け入れ、エンドースする量が引き出しに該当する。BRIK は LMKO の数量、エクスポートプランの輸出予定量、SKSKB の数量の照合を書類ベースで確認する。書類上で何らかの不整合な点が見受けられた場合など、何か問題があった場合は、現地の林業局の職員へ電話で確認をとることとなっている。

疑わしい輸出品の場合は、各省庁から依頼があったときにのみ、税関が抜き打ち検査を行えることになっているが、検査をする場合は、事前に ETPIK の社長に通告し、SKSKB、FA-KB、FA-KO などの資料を揃えさせてから検査をしに行くことになっている。本来であれば、現地の伐採量から港への輸出量までのすべてのデータをコンピュータで管理するべきであるが、現在はシステ

⁵⁰ BRIK の Zulfikal Adil 氏へのヒアリング(2006年10月10日)や、JETRO の Web サイトから

⁵¹「JETRO によれば、HS コード」とは“Harmonized Commodity Description and Coding System”(商品の名称および分類についての統一システム)の略称。これは国際貿易商品の名称および分類を世界的に統一したシステムで、1988年1月1日、HS 条約(商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約)として発効した。2007年1月現在、世界関税機構(WCO)のもと、日本を含む主要貿易国など127の国・地域・同盟がこの条約の加盟国で、HS 適用国・地域は約200(左記計127含む)に達しているため、全世界に浸透している制度といえる。

ムを構築中であり未完成である。

この申請に対し BRIK は 5 日以内にエンドースメントの許可または拒否を報告しなければならない。サーベイヤーによる輸出認証の技術的プロセスおよび輸出物品申告書 (PEB) の発行を円滑に行うため、BRIK はエンドースメントのデータを遅くとも発行後 48 時間以内に商業省へ電子的に提出しなければならない。エンドースメントの有効期限は発行後 30 日である。1 回のエンドースメントは 1 つの PEB 番号に対してのみ有効である。BRIK は毎月のエンドースメント業務を商業省外国貿易総局長に報告する義務があり、写しは工業省化学工業農業総局長および、BPK 長へ提出される(第 6 条)。

表 2-8 BRIK エンドースメントを必要とする製品の HS コード

HS コード	製品名
4407	製材
4408	ベニア
4409	床材(フローリング)
4410	パーティクルボード(再生木材)
4411	繊維板(MDF)
4412	合板
4413	改良木材
4415	木製ケース、箱、クレート、ドラム、包装容器、パレット枠など
4418	扉、窓枠など木製建具、建築用木工品
4421.90.50.00	木質ブロック
9406.00.92.00	木質プレハブ建築物

出所 JETRO の Web サイト

(3) 船積み前のスコフィンドの形量検査

特定の木材製品 (Ex HS 4407 9khusus S4S のグループに入る木材製品、S4S 型の窓枠またはドア枠 (*kusen*)、S4S のグループに入る木材製品、S4S 型でエンドジョイントの窓枠またはドア枠 (*rangka*)、HS 4409, Ex HS 4415 (窓枠、ドア枠専用) および HS9406 の輸出には船積み前に、技術的調査/承認を行うことが義務付けられている。この技術的調査/承認は商業大臣より指名された独立調査機関が行う⁵²。2006 年 3 月 3 日付け国際貿易総局長規定第 2 号にて、これらの船積み前検査を受けるには商業省が発行するサーベイヤー事業活動許可書 (SIKUS) を有するサーベイヤーに貨物検査日 3 日前までに申請のこととされており、次の書類が必要とされている。

- ETPIK 認定書コピー
- パッキングリスト
- インボイス
- BRIK エンドースメントコピー

検査の結果はサーベイヤーレポート (LS) にまとめられ、検査および / あるいはコンテナへの収

⁵² 2006 年商業大臣規則第 02 号

納から 48 時間以内に発行される。EPTIK は PEB のコピーを関税総局長よりの船積み命令より 2 日以内にサーベイヤーへ提出する。

(4) 税関検査および輸出物品申告書(PEB)の提出⁵³

輸出物品申告書(PEB)とは様式に記入するまたは電子メディアの形式をとった物品の輸出履行申告のために使用される文書であり、輸出者は PEB を完全に正確な情報で記入することが義務付けられており、PEB において申告された事項の正当性に対し責任を負う。

特定の場合を除き、輸出物品は、文書検査という形で税関検査が行われる。この文書検査において税関は、税金徴収のためコンテナ数のボリュームを検査する⁵⁴。輸出物品に対する形量検査は、輸出分野における税関規定の違反が起こった場合または起こる予定の強い兆候が見られる情報分析に基づいた物品に対し、税関総局により行われるとされている。文書検査には、PEB データ記入の完全性と正当性の検査の他に、PEB 提出時に必要なインボイスおよびパッキングリスト、輸出税の対象となる場合、輸出税支払証明書(STBS)等の検査が含まれる。

輸出業者や代行者は、このように様々な書類を港湾局に提出しなければならないものの、税関ではこれらの書類内容を確認していない。輸出許可書は港湾局に送られるが、税関と港湾局は輸出関連書類の相互確認がおこなわれるわけではなく、独自の目的に応じて書類を検査するだけである。また、インドネシアの税関では特別な理由がない限り、積荷の検査はできないことになっており、疑わしい場合を除いては輸出品の検査をすることはない⁵⁵。また税関は島嶼間の取引については、積荷を検査する権限がない。この積荷のなかには国内取引だけではなく近隣国へ運ばれる国際取引に当たる製品が含まれていることもある(TRAFFIC Japan, 2005)。

2-6-3 林産物の輸出制限

インドネシアで現在輸出が規制されている主な林産物を表 2-9 に示した。ここでは特に希少樹種で絶滅も危惧されているラミンとウリンについて説明する。

ラミン額縁、ブラインド、家具などとして使われ、熱帯雨林の水辺に生息するラミンは、マレーシア、インドネシアの固有種であるが、マレーシアでは、もうほとんど見られず、現在は主にインドネシアの泥炭湿地に見られるのみである。2001 年 4 月にインドネシア政府は、一部の認証を受けた森林以外のすべてラミンの輸出を禁止した。また国際的支援を求めるために「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES)の付属書への掲載を提案した。2001 年に付属書に、そして 2004 年には付属書に掲載され、国際取引は厳しく制限されている。

近年、急速に注目されるようになったウリンも、インドネシア、マレーシアにまたがるボルネオ島原産である。ボルネオ鉄木とも呼ばれ、超重硬で腐りにくい木材として知られる。日本ではウッドデッキ、テラス、床材としてや、横浜ベイサイドマリーナ浮棧橋など大型施設でも使用されている。また、インドネシア国内では、特に農村部に住む人々にとって家屋の屋根材、構造材、および農業用資材など、幅広い用途に用いられる有用資材で、同国内市場においても高値で取引される高級材である。

⁵³ 2002 年大蔵大臣決定第/KMK.04/557 号

⁵⁴ BRIK の Jimmy Purwonegoro 氏へのヒアリング(2007 年 2 月 27 日)

⁵⁵ 2002 年大蔵大臣決定第/KMK.04/557 号第 8 条, 10 条

現在、2006年3月9日に公布された2006年第S147号林業大臣回覧に基づき、IUPHHK内の直径60cm未満の伐採禁止、およびカリマンタン州外への流通は禁止されている。高級材ゆえにウリンに関する様々な違法行為が当地NGOにより報告されており、FoE Japanも南カリマンタンでのウリンの違法伐採報告している⁵⁶。インドネシア国内のウリンの流通は極めて不透明で、ウリンの違法材が日本の市場を出回る可能性についても否定できない。

表 2-9 インドネシアにおいて輸出規制されている主な林産物について

輸出禁止林産品	法令	備考
丸太	292/MPP/Kep/10/2002	
製材	No.2 MDAG/2006	特定の木材製品 (Ex HS 4407 9khusus S4S のグループに入る木材製品、S4S型の窓枠またはドア枠 (<i>kusen</i>)、S4S のグループに入る木材製品、S4S型でエンドジョイントの窓枠またはドア枠 (<i>rangka</i>)、HS 4409, Ex HS 4415 (窓枠、ドア枠専用) および HS9406) は除く
鉄道・路面電車の枕木 (HS4406) および厚さ 6mm 超のスライス木材 (HS4407)	No.SK.350/Menhut-VI/2004 & No.598/MPP/Kep/9/2004	
ラミン	No.127/Kpts-V/2001	インドネシアの全森林地域において、いかなる伐採行為も禁止
ウリン	S147/MENHUT-VI/2006	木材林産物事業許可 (IUPHHK) および旧森林事業権 (HPH) での直径 60cm 未満の伐採禁止、およびカリマンタン州外への流通禁止
天然ラタン	No.355/MPP/Kep/5/2004	森林に生息する以下の種類が対象 rotan manau, rotan batang, rotan lambing, rotan pulut, rotan tohiti, rotan semambu 植林ラタン (HS コード 1401.20.00.00) 輸出数量制限付きで輸出可 (商工大臣決定 No.355/MPP/Kep/5/2004)
出所	JETROWeb サイト、林業省 Web サイト等を元に筆者作成	

⁵⁶ FoEJapan の機関誌, "Green Earth"

第3章 インドネシア木材産業の概要と木材生産・流通の問題点

3-1 木材加工業の現状と原木調達、製品販売、輸出実態

3-1-1 原木調達量の縮小

木材新聞⁵⁷によると、インドネシアの天然林伐採割当量は2001年2250万m³、02年1250万m³、03年689万m³、04年574万m³、05年545万m³と、この5年間だけをみても縮小傾向を示している。これはインドネシア政府が1997年11月以降、天然林の持続的管理を目的に、国際通貨基金(IMF)の金融支援を受けていることで、違法伐採取締りを強化する姿勢を世界的にも示す必要が高まったことによる、天然林伐採割当量の縮小政策の効果といえる。

また、2003年1月に三大臣合同令「港湾を経由する木材輸送の監督について」および2005年3月の第4号大統領令「インドネシア共和国全地域における森林地域での違法な木材伐採とその流通の撲滅について」が発令されたことにより、違法材流通に対する営林署、地方警察の取締りが強化され、合板工場への違法材を用いた原料供給が減少している。

主要合板企業がある東カリマンタン、サマリダや南カリマンタン、バンジャルマシなどでは、警察による丸太1本ずつに、合法性の証明書を照合するなどの検査が入っており、合板工場に丸太がほとんど届かない状況が続いている。「現地シッパーに聞いたところ、警察は今年(2006年)の8月までこの検査を行うように林業省から指示を受けているようだ」(商社)という声もあり、丸太供給不足が急速に改善する見込みはないとの見方が濃厚とのことである⁵⁸。

また、2005年4月に地元有力紙は、「インドネシア政府は、2014年から木材産業による天然林材利用を全面停止する予定であり、同政府はすでに2009年からのパルプ・製紙産業用の天然林材供給制限政策を出した。Boen Purnama 林業省事務局長は段階的に天然林材を植林材に転換させる意向を発表し、仮に今から植林を開始すれば、2014年には植林材により木材産業の需要を満たせるだろうと述べた」と報じている⁵⁹。今後、天然林から植林材への転換を誘発する傾向にあることも事実である。

3-1-2 製品生産量・輸出量の縮小

上述の原木伐採量の縮小を受け、木材産業界では表3-1からもわかるようにベニヤを除き、丸太、製材、合板それぞれ生産量が減少している。丸太は2001年、製材は2004年にそれぞれ輸出が禁止されたことにより輸出量が減少、輸出禁止措置を受けていない合板産業が、毎年生産量を落としている。

⁵⁷ 2007年1月6日付け

⁵⁸ 木材建材ウイクリー, No.1583, 2006年5月15日

⁵⁹ コンパス紙 2006年4月28日付 <http://www.kompas.com/kompas-cetak/0604/28/ekonomi/2612665.htm>

表 3-1 インドネシアとマレーシアの木材製品別生産量の推移(単位:1000 m3)

インドネシア				
	2001	2002	2003	2004
丸太	35000 ⁱ	30000 ^I	25000 ^I	23549 ⁱ
合板	7300*	6550 ^I	6111	4514
製材	3750 ⁱ	3230 ^I	2762 ^I	3433 ⁱ
ベニヤ	94	44 ^I	289	155
マレーシア				
	2001	2002	2003	2004
丸太	18710	17913	21531	21793*
合板	4318	4341	4771	4977*
製材	4696	4643	4769	4857*
ベニヤ	649	662	643	679

i:ITTO 予測 *その他の非公式データ

出所 ITTO(2006). *ITTO Annual Review and Assessment of The World Timber Situation 2005*

実際にインドネシア国内で稼働している合板・二次加工工場(一部パーティクルボード工場含む)数は、商社筋によると「128 工場のある中で、稼働しているのは 53 工場、丸太不足等の要因から一時的に生産停止に追い込まれているが 26 工場。完全に閉鎖したのは 49 工場になっている」といわれている⁶⁰。

ダヤサクティ社 Harto Wijaya 氏は「南カリマンタンの工場操業状況を見てみると、工場数は激減しており、(2006 年)7 月現在稼働している工場は 6 つほど。操業率についても最盛期の 50～70% くらいである。理由は、材が枯渇しており、RKT(年次伐採計画)の量についても以前からするとかなり少ない」と述べている⁶¹。

また、日本向け合板工場が集中する東カリマンタン州営林局 Nuning 氏に、本調査の文献調査により把握できた、日本向け合板を製造している JAS 認定済み加工工場 6 社の操業状況について質問したところ、1 社が閉鎖、5 社が操業率低下であるとの説明を受けた(表 3-2)。この中で実際に我々が訪問したメランティサクティ社社員によると、「ここ数年の操業状況を振り返ってみると、2005 年あたりから顕著に操業率が低下してきた。およそ(2006 年)7 月現在 50%程度である。その原因として考えられるのは、木材価格の上昇、大径木の良材の枯渇、原油(30%値上がり)高騰である」とのことだ。

⁶⁰ 木材建材ウイクリー2006年5月15日 No.1583

⁶¹ 2006年7月17日ヒアリング

表 3-2 東カリマンタン州の JAS 認定工場について

JAS 認定工場名	東カリマンタン工場所在地	2006 年 7 月訪問時の操業状況
ティルタ マハカム リソース	サマリダ市、	4 月に他社へ売却
スガラ ティンバー	サマリダ市	以前に比べ操業率低下
メランティ サクティ	サマリダ市	操業率 50%程度に低下(2005 年比)
カユラピス アスリ ムルニ	サマリダ市	以前に比べ操業率低下
カユアラム プルカサ ラヤ	クタイ県	以前に比べ操業率低下
シャンクリラン バクティ	サマリダ市	工場閉鎖

出所 東カリマンタン州営林局訪問のヒアリングより作成

こういった、インドネシアの原木調達の難しさから、日本の輸入元は南洋材合板の輸入先をインドネシアから供給面で安定感のあるマレーシアにシフトしてきている。

「とくに低級材丸太の出材量が大幅に減少していることから型枠用合板や構造用合板、下地用合板などの 12mm 厚を中心とした半用品の生産減が加速している。(中略)マレーシアの丸太はインドネシアのように丸くて良材が少ないことから大型工場を中心に小径木材対応への機械設備更新を既に終えている。このことから型枠用合板をはじめとする汎用品の生産に力を入れている」(木材建材ウイクリー2005年6月27日 No.1542)。上記の表からもみてとれるように、2004年の合板生産量ではインドネシアをマレーシアが上回っている。

3-2 木材生産・流通の問題点

森林管理・運営について、インドネシアは多岐わたり且つ詳細に規定された法律を有している。流通段階でもすでに林産物取扱規則説明したとおり、SKSKB 等合法証明書、BRIC エンドースメントを基にした輸出許可など、以下で述べるシステム上の問題はあるものの、林産物の取扱い手順も厳密に規定されている。

今日、違法伐採問題に対する関心が世界中で高まり、その対策に各先進国政府が取り組んできていることもあり、インドネシアの森林施業や違法伐採問題にも注目が集まっている。そうしたことから、い森林認証制度を利用した持続可能な森林経営をめざす試みが天然林・人工林経営においても広がりつつある。

しかし、実際には取得費用が高い森林認証制度を採用する企業は大企業に限られ、伐採権を所有する木材生産企業が、現行の持続可能な森林管理に関するインドネシア政府の諸規則を忠実に守り、経営に取り組んでいる企業は後述のとおりまだまだ少ないと考えられる。また、流通における現行の林産物合法性証明システムはその複雑さや混入した違法材の識別が難しい脆弱性に問題がある。

ここでは、インドネシアの木材生産における問題点を伐採地、流通経路およびそのシステムについて順に述べていく。

3-2-1 天然林伐採・管理方法の違法性

(1) 立木調査報告書(LHC)

インドネシアの法規では、伐採権の取得後は、伐採権保有期間におけるすべての事業計画を網羅した上位の木材林産物利用事業作業計画(RKUPHHK)、およびそれに基づく5ヵ年作業計画(RKL)と年次作業計画(RKT)の作成が義務付けられている。特にRKT申請の際に作成される当該年度の伐採区域内を網羅した立木調査報告書(LHC)が重要である。

LHCでは、樹種名、直径、樹高、材積見積りが記載される。この報告を基に年間伐採許可量が算出され、各樹木単位で保護木、伐採木が選別される。

この報告書に記載されているデータに誤りや改ざんが加えられるようなことが発生してしまうと、保護すべき樹木も伐採されてしまう。例えば、樹種名、胸高直径の改ざん、または伐採区域に隣接する保安林内の樹木データの混入などが考えられる。また報告書は、現場の作成担当者のみならず、本社・本部の複数の人手を介して作成されている。したがって、LHCの目視によるチェック、作成担当者の専門性や信頼性に対する配慮が必要である。

(2) 年次作業計画(RKT)

次に挙げるのは、年次作業計画(RKT)に記載された伐採区域外の伐採に対するチェックである。伐採区域についてはLHC作成時の踏査に基づき、地図が作成されRKLとRKTに添付される。その区域は、政府の指定する保護林や保安林など、伐採権を付与されていない林地に隣接していることが多く、その境界を守らず伐採している事例は少なくないことを、現地NGOは指摘している⁶²。機器の性能、測量者の能力、データの誤差などといった原因も考えられるが、その程度から推察するに、故意による境界の侵害も少なくないと考えられる。したがって、伐採担当者、管理者などの意識や信頼性への配慮、および伐採地の踏査が必要である。

(3) IPKの課題

IPKは、IPK対象現地の県知事・市長に認可権があるKBNK・APL用と、中央政府に認可権がある、転換生産林地域、交換地、借用による森林地域利用におけるIPK取得の場合の2つがある。

問題はKBNK・APLに対しては県知事・市長が独自に認可することができるため、中央政府が審査することなしに、土地利用区画が明確でない地域での認可発給が発生しやすいことである⁶³。例えば県知事により許可されたIPKには、申請時に添付される伐採対象地地図が全体面積の記載にとどまり、これを悪用したチュコン(政商)による伐採許可地外での伐採が行われている⁶⁴。またリアウ州と中央カリマンタン州では土地制度にてAPLかどうか明確でないところもあるという。これに対し林業省は、KBNK・APLでのIPK対象地に企業が伐採用重機を持ち込む場合、中央ジャカルタの許可を義務付けることとし、KBNK・APLでのIPKの伐採を監視しているのが現状である。

続いて転換生産林地域、交換地、借用による森林地域利用におけるIPK取得の場合、州知事

⁶² ローカルNGOのYoga氏へのヒアリング(2006年7月)

⁶³ 林業生産管理総局Hadi Daryanto氏へのヒアリング(2007年2月27日)

⁶⁴ ワルヒのWebサイト, http://www.walhi.or.id/kampanye/hutan/shk/060819_htnsulwsi_li/

が許可を与えることになっているが、地方の事前調査における虚偽報告により伐採が行われることもある⁵²。

また、表向きは農園や産業造林 (HTI) を目的として IPK を取得した企業が、皆伐による方法で木材を切り出したあと現場を立ち去り、植林されずに放置されるケースも多いといわれている。

(4) 伐採後のモニタリング不足

現行法では、天然林の伐採施業方法において、州営林局長は毎年シルビカルチャーシステム実施をモニタリングし、そして 5 年に 1 度定期的森林全体目録調査 (IHMB) を実施するとともにシルビカルチャーシステムの評価をすることになっている。また BPK 長は、少なくとも 5 年に 1 回の RK の評価、RKL 有効期間中に少なくとも 1 回の RKL 評価を行うことになっている。

しかし、伐採後のモニタリングは十分とはいえないようだ。義務付けられている TPTI の違反 (河川沿いなどの禁伐林の伐採、申請計画量以上の過剰伐採、択伐跡地の再伐採、伐採対象外の樹種や中小径木の伐採など) と、許可された事業地外での伐採が行われており、これらには、地図の未整備や指示命令の不徹底などによる誤伐も含まれるが、意図的な違法行為も多いと思われる⁶⁵。こうした違反行為に対し、林業省による現場でチェックは、事業の経過だけに焦点が当てられ、実際に年間伐採計画に基づく区割りがされているか、植林用の苗が用意されているか、伐採前および伐採後の樹木台帳があるかといったチェックはされていない⁶⁶のが現状ようである。また、付随する違法行為として、企業からの賄賂によって現場の検査官が違法行為を見逃すように圧力をかけることもある。

3-2-2 流通過程における違法行為の発生

(1) 丸太輸送段階での違法材混入の可能性

2006 年 10 月に行った林業省林業生産管理総局 (BPK) 職員および、タウフィック インドネシア・エコラベル協会 (LEI) 会長のヒアリングの結果、丸太が工場に到着する前の輸送経路の中で違法行為が生じやすく、丸太輸送段階にて違法材が混入しやすいことが分かった。

改正林産物取扱規則では言及されていないが、山土場から林内貯木場へ輸送される丸太には、企業により作成される輸送リスト (DP) が添付される。これは、SKSKB が発行される、つまり合法化される前の段階で丸太に添付される唯一の証明書である。違法材混入のために、この DP の数字書き換えが頻繁に行われているという。

その他貯木場にて丸太伐採報告書 (LHP)、丸太一覧表 (DKB (以前の DHH))、合法丸太証明書 (SKSKB (以前の SKSHH)) などの原本が、違法材を混入させるために数字を書き換えられているという事実もある。上記書類の作成に関わっているのは、上述の合法丸太証明書作成職員 (P2SKSKB)、SKSKB 作成の基となる丸太一覧表 (DKB) を作成する丸太所有者、DKB 作成の基となる丸太伐採報告書 (LHP-KB) を作成する丸太伐採報告書作成職員さらには、丸太用送り状発行職員である。よってこれらの職員が違法材混入と関係していると考えられる。また書類の使いまわし、偽造、検査手数料・通貨量の違法徴収、取締まりの妨害が行われているという報告もある⁶⁷。

⁶⁵ 林産物貿易自由化が持続可能な森林経営に与える影響評価 (農林水産技術会議事務局発行の報告書 2004)

⁶⁶ インドネシアの森は誰のもの? 日本インドネシア NGO ネットワーク (JANNI)

⁶⁷ 森林における違法伐採の規模およびメカニズム等に関する調査報告書、岡本 2002

このように、違法材が市場に出回る前に合法化されているのが現状である。

現行の規定によるとSKSKBはP2SKSKBが作成し、同P2SKSKBが発行する(第18条)ことや、丸太送り状(FA-KB)は、SKSKB・DKB等のデータを丸太送り状発行職員が丸太送り状用丸太一覧表(DKB-FA)に転記し、DKB-FAに基づき丸太送り状発行職員が発行する(第19条)ことから分かるように、輸送木材が合法であることの根拠として最も重要なSKSKBおよびFA-KBは、第三者に監視されることなく作成されている。この発行システムは合法文書発行プロセスのモニタリング機能を果たしていないといわざるを得ない。

(2) 林外貯木場から一次加工工場への丸太輸送時の違法行為

工場までの輸送に数日かかるケースが多く、その間、船であれば夜間運航は危険なため停泊し、トラックであれば休憩も必要である。この間に違法な丸太が混入する可能性は否めない。したがって、工場到着時、加工ラインに投入される前に、すべての丸太とリストとの再照合が必要である。また、工場の担当者によるデータの取り扱いについても注意が必要となる。

3-2-3 輸出時の違法性

(1) BRIK エンドースメントの限界

木材流通には図 3-1 のように大きく分けて ~ の 4 パターンある。BRIK のエンドースメントを取得する際に提出が義務付けられているのは の場合はSKSKB、 の場合はFA-KB、 の場合はFA-KOである。 の場合、提出されるFA-KBの合法性は、その1つ前のSKSKBの合法性に基づいており、 の場合、提出されるFA-KOの合法性は、その1つ前のFA-KBの合法性に基づいている。

BRIK エンドースメントは加工木材輸出産業が提出するア)失効済み合法証明書(SKSKB)、イ)送り状(FA-KB,FA-KO)、ウ)加工木材産業における丸太移動報告書(LMKB)、エ)加工木材移動報告書(LMKO)などの書類の整合性を確認するものである。書類ウ)、エ)は最終加工産業から輸出港への輸送において作成される文書である。

つまり、同産業の木材調達先である上流の貯木場で発行されている丸太移動報告書(LMKB)の提出は義務付けられていない。この BRIK エンドースメントが担保しているものは最終加工産業から輸出港までのみの木材量のイン・アウトの整合性であり、最終加工産業より上流のサプライチェーンにおける木材量の整合性に関しては書類ウ)、エ)のみでは確認することができない。従って、上流における違法材混入による木材量増減の不整合に関しては、現状の BRIK エンドースメントでは対応しきれない。

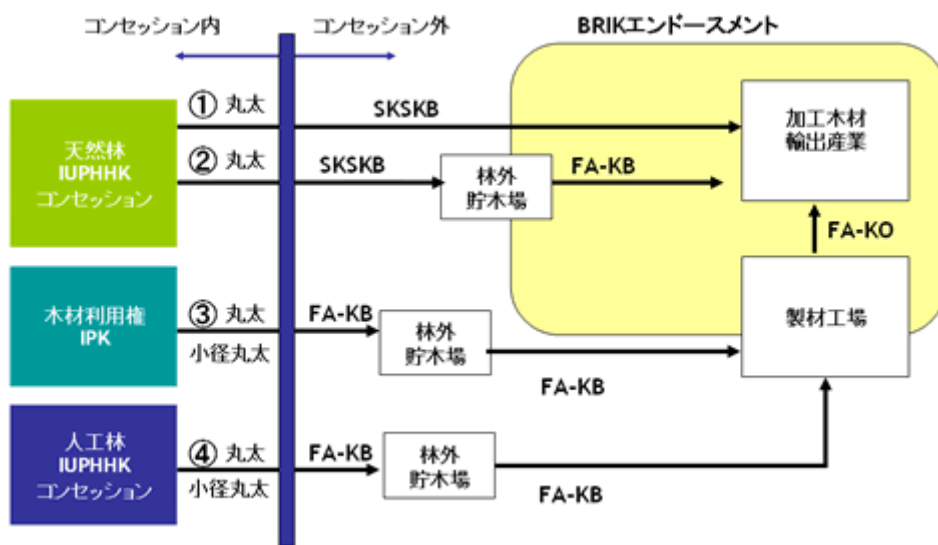


図 3-1 BRIK エンドースメントの機能する範囲について

出所 筆者作成

ところで、BRIK 目的は林外貯木場以後の企業が管理する木材流通量の整合性の確保である。一方で木材の合法性に関しては林業省により発行されるSKSKBにより担保される。したがって、仮にSKSKB 発行前に違法丸太が混入し、SKSKB により合法化されると、BRIK エンドースメントでは、その違法行為を発見できない。

(2) 税関における通関手続きの限界

現在、BRIK エンドースメントが必要な HS コード 11 品目のうち、5 品目 (Ex HS 4407 (特に S45、S45 形式の扉 / 窓枠、S45S および end-jointed 形式の扉 / 窓)、HS 4409 (床材 (フローリング))、Ex HS 4415 (特にパレット)、Ex HS 4418 (特に扉 / 窓枠)、HS 9406) のみが、スコフィン船積み前検査が必要である。商業省国際貿易局農林産品輸出課長 H. Agus Tjahjono 氏にヒアリングをおこなったところ、この検査ではコンテナの中身が書類上では家具だったものが、実際には製材だったこともあるようだ。

インドネシアの税関では、特別な理由がないかぎり積荷の検査はできないことになっており、疑わしい場合以外は輸出品の検査をすることはない。それゆえ、スコフィンの検査を必要としない HS コード 11 品目のうち 6 品目 (4408 のベニア、4412 の合板等) は特にその合法性に注意する必要がある。

3-3 その他の問題点

3-3-1 伐採地内における持続可能な森林管理の課題

インドネシアの伐採事業権における森林管理・運営に関する法律は、多岐わたり且つ詳細に規定されている。既に説明してきた規則に加え、本報告書では割愛するが、森林環境管理の基準や指標、そしてその評価方法の規定など、持続可能な森林経営に関する厳密な規定が大臣決定等の法律で規定されている。しかし、問題はそれらの法律がジャワ島以外の全国を対象に一律に決めているものが多い。

また、既に述べたように、TPTI の違反(河川沿いなどの禁伐林の伐採、申請計画量以上の過剰伐採、択伐跡地の再伐採、伐採対象外の樹種や中小径木の伐採など)や、人工林を造成する際、造成許可は空き地、雑草、または藪・小密林⁶⁸のような生産性のない林地にしか与えられないことになっているにも関わらず、実際には生産性のある林地に許可が与えられるケースも報じられている⁶⁹。

一方伐採事業権を持たない個人・集団による違法伐採もある。その内容は、有用木が残っている国立公園など保護林・保全林の伐採、他者の伐採事業地や伐採事業終了地などの択伐跡地での伐採(林道をつたって侵入)、違法入植の一環としての伐採などがある。

このように、合法性が担保されていないインドネシアの森林施業において、森林の持続可能な管理は、さらに重大な問題である。

3-3-2 慣習林の課題

2006年7月に訪れた東カリマンタン州東クタイ県北東部、慣習法住民ダヤック・バサップ人が住むバアイ村は慣習林が認められた森林を所持している。今回行ったバアイ村でのヒアリング調査により、過去数年前から現在に至るまでに5社との農園開発の契約を結んでおり殆どのケースで農園造成を条件にした木材伐採契約を結ぶことで、結果的に木材収入を企業に横取りされてしまっているという現状が判明した(表 3-3)。この5件は、その村の権利を知る企業が、村人の合意を得て伐採しているわけだが、1)契約条件に問題があり、さらに 2)不十分な条件でさえきちんと実行されていないものである。

表 3-3 バアイ村と木材伐採契約を結んだ企業について(交渉中を含む)

企業	条件	金銭補償	結果
A	3,000ha のゴム農園造成	6 万ルピア / 木材 1m ³	農園造成不履行、補償なし
B	3,000ha のゴム農園造成	家屋・学校建設	農園造成、建設不履行
C	2,700ha パームヤシ農園造成	6 万ルピア / 木材 1m ³	農園造成不履行。3.5 万ルピア / 木材 1m ³ の不十分な補償
D	不明確な契約		無許可貯木場造成
E	パームヤシ農園造成、橋建設	現在交渉中	現在交渉中

出所 村の全体集会(2006年7月30日)における村人の発言から

こういった悪質な伐採企業にとって慣習林は格好的になりえる。つまり前述の天然林、人工林での木材林産物利用事業許可(IUPHHK)のような、煩雑な手続きを必要とし、かつ規制も多い権利を取得するよりも、扱いやすい村人が権利を持つ慣習林のほうが、木材を伐採する上ではるかに容易であるということだ。

また、国際林業研究センター(CIFOR)も、慣習林では慣習法住民が IUPHHK 企業と共同で森

⁶⁸ 2004 年第 05 号大臣規則第 5 条

⁶⁹ FWI et al (2002). *The state of the forest Indonesia*

林管理することもできるが、そのプロセスの複雑さがゆえに慣習法住民がその管理を企業に委ねてしまう傾向が強く、慣習法住民の福利を十分に反映できていないことを報告書で指摘している⁷⁰。

コラム 違法材の密輸

インドネシアで違法に切り出される木材は、インドネシアで国内消費や輸出のほかに、隣国に密輸されるケースも数多く報告されている。現地環境 NGO Telapak と英国の NGO Environmental Investigation Agency (EIA) によると、カリマンタン島の東カリマンタン州、西カリマンタン州で伐採された違法材は、それぞれ国境を接するマレーシアのサバ州およびサラワク州へ密輸されているケースや、スマトラ島のリアウ州から出た違法材はマラッカ海峡を越えマレー半島に輸送されている¹

またパプア州からも違法材が中国やインドへも輸出されており、これらの密輸にはシンガポールや香港を経由して行われるケースが多くその裏では国際的な木材密輸のシンジケートが存在していると報告されている¹

前述のとおり、インドネシアの税関は通常船積み検査を行う権限がないだけでなく、TRAFFIC Japan によると、税関は島嶼間の取引についても、積荷を検査する権限をもっていない。この積荷のなかには国内取引だけではなく近隣国へ運ばれる国際取引に当たるものがある (TRAFFIC Japan, 2005) と報告しているように、大小様々な島から成るインドネシアでは船積みにて違法材を混入させることのできる機会が多く、税関の権限の弱さとインドネシアの地理的要因が違法材密輸の大きな原因となっている。

⁷⁰ CIFOR (2002), Masyarakat Adat, Warta Kebijakan No.2

第4章 インドネシア政府やその他セクターの違法伐採への取組み

4-1 国際的な取組み ~インドネシア政府の取組みの背景

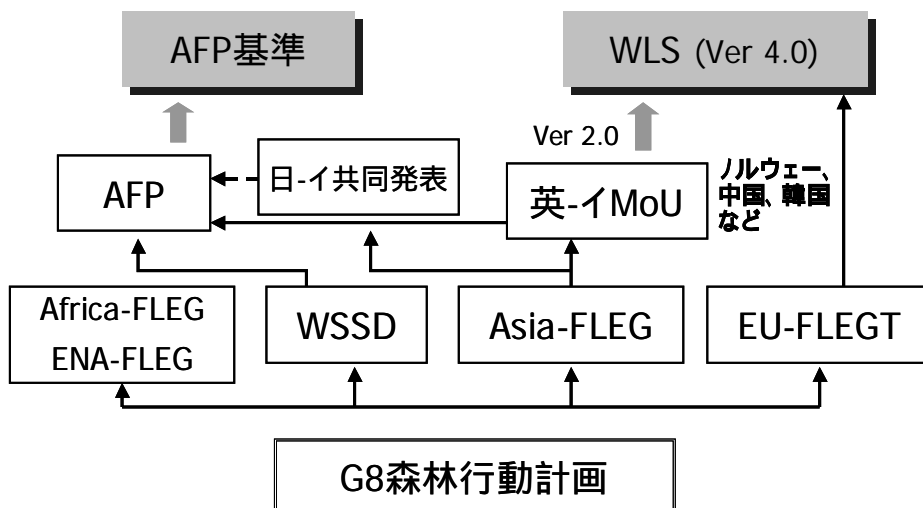


図 4-1 国際社会における違法伐採対策に関する枠組み構築の流れ

略語は略語表参照のこと

出所 FoEJapan(2005)

違法伐採問題が正式に国際社会の共通認識となったのは1998年のG8バーミンガムサミットにおけるG8森林行動プログラムの策定を受けてからの認識が支持されている。その合意事項は、国際貿易の透明性、情報共有、国内措置の効率化、汚職腐敗防止、国際的な連携など多岐に渡るものだった⁷¹。2000年のG8沖縄サミットでは再び違法伐採が議題に上がり、違法伐採に対する具体的な検討が必要であることが合意された。その合意に基づき、違法伐採に関連する貿易、汚職、犯罪に対して、ガバナンスの改善と森林関連法規を効果的に施行するための地域プロセスである森林法の施行およびガバナンス(Forest Law Enforcement and Governance, FLEG)プロセスが、アフリカ、東アジア、欧州・北アジアにおいて始まった。図4-1はそうした複数のイニシアティブの流れについて概観したものである。

そうした国際社会の動きを背景とした森林法の施行・ガバナンス・貿易に関するEU行動計画(EU-FLEGT)やインドネシア-英国間覚書(MoU)の取組みを基礎として、アジア森林パートナーシップ(AFP)の合法性基準や木材合法性基準(WLS Ver 4.0)は策定された。

以下、主要なイニシアティブと、その成果である各合法性基準について見ていく。

4-1-1 森林法の施行・ガバナンス・貿易に関するEU行動計画(EU-FLEGT)⁷²

2003年5月、欧州委員会(European Commission, EC)により森林法の施行・ガバナンス・貿易に

⁷¹ 外務省 HP, G8 森林行動プログラム実施進捗状況報告書(外務省仮訳), http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/kananaskis02/g8gai_forest_01.html(2007年2月現在)

⁷² FoE Japan(2005).

関する EU 行動計画 (EU-Forest Law Enforcement, Governance and Trade, EU-FLEGT) が公表された。この行動計画には、生産国における合法性証明システムの開発支援、ガバナンスの改善や能力向上とともに、これを補完する形で違法材への需要を削減するための EU 内消費国の対策も盛り込まれている。生産国で輸出が許可された木材しか EU 内に流通させないという自主的なライセンスの枠組み、EU 市場への違法木材製品の輸入を制限するための法制化を検討することなどだ。さらに、政府調達においての指針や、業界に対する自主的行動規範の導入促進、金融機関が違法伐採活動を助長するような投融資を行わないための手段なども記載されている。

EU-FLEGT の目玉の一つは、EU と生産国とが締結する自主的 二国間協定 (Voluntary Partnership Agreement, VPA) である (図 4-2)。これは生産国側において、EU 向けの木材が合法であることが確認できるシステムを開発し、当該生産国から輸出する木材が合法であることを担保するライセンス・スキームを構築するものである。VPA を結んだ国のみをカバーする。この取り組みが後述する木材合法性基準策定の動きに連動している。

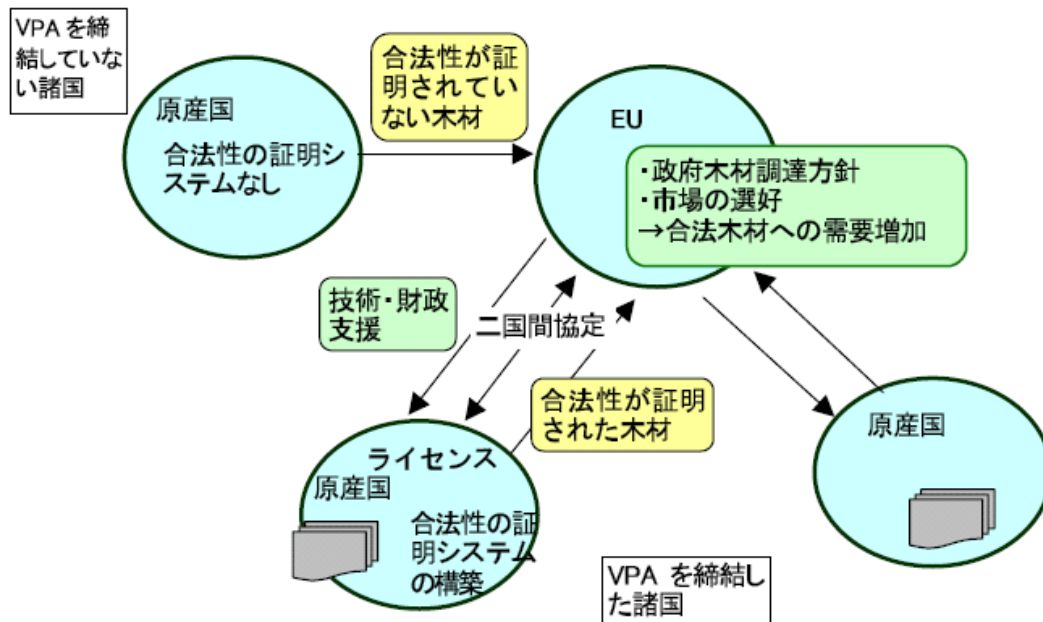


図 4-2 自主的 二国間協定の仕組み

出所 FoE Japan 他(2004). 欧州の持続可能な木材調達戦略 ~ 政府・業界・企業・NGO の取り組み ~

一方、EU はこれらの国に対して技術的・財政的支援を行う。生産国にとっては、主として以下のような利点があると考えられる。

- EU 市場では、合法証明木材への需要が増大し、証明されていない木材が排除される傾向にある EU 市場へのアクセスが向上する
- ライセンシング・スキームを運営するコスト以上の税収の増加が見込める
- EU からの開発支援の優先順位が高まる

合意に至らない国が、特別に物理的な貿易障壁を受けるものではないが、市場が合法性証明

木材を志向した結果、マーケット・シェアを失う可能性は大きい。現在、西アフリカのコンゴ川流域諸国や、マレーシアと協議しており、インドネシアについては 2007 年中の締結が予定されている。

EU が自主的ライセンス・スキームに要求しているのは、合法性の定義、追跡システム、証明システム、およびこれらのプロセスが透明性、およびこれらプロセスへの市民社会の関与である。また、生産国のシステムについては、構築過程における市民社会の関与、システムの産業界からの独立性、外部者に対する高い透明性の確保が必要だとしている。

4-1-2 インドネシア-英国覚書に基づく取組み⁷³

2001 年 9 月、インドネシア・バリで開催された森林法の施行に関する東アジア閣僚会合 (East Asia Forest Law Enforcement and Governance, EA-FLEG) において違法伐採・貿易対策がコミットされた。この宣言に基づき 2002 年 4 月、インドネシアと英国の両政府間で違法伐採対策に関する覚書 (Memorandum of Understanding, MoU) が締結された。以下はその行動計画である (表 4-1)。

表 4-1 インドネシア-英国 MoU 行動計画について(仮訳)

A	両国政府による森林関連法規の改正、および違法伐採に由来する木材・木材製品の生産、輸出、貿易を防止するために必要な行動の確認
B	両国政府による独立した第三者機関による CoC のトラッキングによる合法性検証システムの開発、試験、実施に関する支援
C	英国政府による合法性検証とそれに関連する行政手続きの改正の計画と実施に対する技術的、金銭的な能力向上支援の提供
D	両国政府による市民社会の違法伐採・貿易抑制取組みへの参加支援 (特に合法性検証の実施時のモニタリングに際して)
E	両国政府による効果的な木材・木材製品貿易に関するデータの収集・共有システムの共同開発
F	両国法律への適用に際して両国間の相互支援を円滑にする実施機関やネットワークの効果的な協働
G	両国政府により、違法伐採に由来する木材・木材製品の輸送、販売を抑制しつつ、上記のような合法検証システムによって合法性が証明された木材のみを取扱う業界の取組みを支援

出所 インドネシア林業省 HP から

この MoU では、特に地域のコミュニティを含むステークホルダーを意思決定過程に参加させることがコミットされ、透明性と平等性とに配慮に努めている (Down to Earth, 2002)。

行動計画に基づいた取組みは、MoU そのものの取組みと、英国国際開発省 (Department for International Development, DIFD) の支援によるサブプログラムとしてのマルチステークホルダー林業プログラム (Multi-Stakeholder Forestry Programme, MFP) とに大別できる。MoU は両国政府間において、違法伐採対策のための特定の規定や、制度に関する情報交換を支援。一方、MFP

⁷³ Agus (2007). Review of the UK - Indonesia Memorandum of Understanding on Illegal Logging (under preparation document)

は市民社会と政府とのパートナーシップや地方改革の促進によって、森林所有権と CBFM に関する法改正を実現する状況整備を優先的に取組んだ。

MoU そのものの取組みの成果としては、表 4-1 の A 項に基づき取組まれた「インドネシアにおける林業施業と木材加工の合法性の原則、基準、指標」の策定と、その指標に基づき伐採地における合法性の確認された丸太のトレーサビリティを確保するトラッキングシステムの開発である。

この取組みは主に国際 NGO の The Nature Conservancy (TNC) が主となり、林業省、英国国際開発省 (DFID)、英国開発庁 (USAID) など各国政府機関や、ホームデポ、SGS、URS など民間企業の支援を得て進められた。多様な利害関係者が、それぞれ法律や規則の施行強化の成果として何を期待しているのか、という観点から既存の法制度を精査し、7 つの原則、18 の基準、49 の指標をとりまとめた。その原則とは、土地の所有権および利用権、物理的・社会的環境インパクト、地域との関係、労働者の権利、伐採に関する法と規制、森林に関する税、丸太の特定、移送、引渡、木材加工、出荷といった項目である(藤間, 2005)。

ここで策定された合法性基準は Ver2.0 として、その後 AFP の合法性基準や後述の木材合法性基準の土台とされた。またその過程において積極的に市民社会の参加を促したことは、その後、議論の場が変わっても引き継がれており、大きな成果であったといえる。その他、インドネシア、マレーシア、シンガポール間のラミン貿易対策に関する税関支援や、世銀と協働した税関および森林法の施行に関するワークショップ開催支援などがある。一方、MFP の成果としては、西カリマンタンにおける反違法伐採共同体 (*Konsortium Anti Illegal Logging*, KAIL) を介しての州レベルの違法伐採対策支援が挙げられる。

インドネシア-英国 MoU 行動計画に基づく取組は、2006 年 12 月時点で当初の予定どおり、一旦終了している。しかしながら木材合法性基準 (WLS Ver 4.0) が策定され、EU-FLEGT による二国間協定 (VPA) 締結も動きだしたため、今後その VPA の展開を考慮した取組み継続が検討されている。

4-2 インドネシア政府の取組み

4-2-1 木材合法性基準 (WLS Ver 4.0)

インドネシア-英国 MoU の成果である「インドネシアにおける林業施業と木材加工の合法性の原則、基準、指標」(通称 Ver 2.0) を基に、林業省によって設立された国家運営委員会の合法性基準に関するワーキンググループにおいて、多様な利害関係者による議論を重ね、フィールドテストと、パブリックコンサルテーションを経て、最終的に木材合法性基準 (Wood Legality Standards, WLS) Ver 4.0 で合意に至った。最終案は国家基準の草案として 2007 年 1 月、林業大臣に提出された。そのワーキンググループには、林業省、インドネシア伐採権保有者協会 (APHI)、認証機関のスコフィン、熱帯林基金 (TFF)、NGO では Telapak、TNC、WWF、先住民問題を扱う AMAN、学識者としてボゴール農科大学 (IPB)、そして事務局を兼ねたインドネシアエコラベル協会 (LEI) が参加している。最終案の WLS Ver4.0 は、合計 11 の原則、21 の基準、39 の指標で構成されている⁷⁴。詳細については、巻末に添付した。

⁷⁴ laporan workshop15juni2006.pdf TNC レポート

表 4-2 木材合法性基準 (WLS ver. 4.0) の原則、基準、指標について

木材・木材製品の分類	項目数		
	原則	基準	指標
A1. 国営企業、民間企業、州・県有企業など森林管理単位が管理する国有林からの木材の合法性検証基準	3	8	13
A2. コミュニティの管理する国有林から産出される木材の合法性検証基準	2	3	6
B. 森林管理単位以外により国有林から産出される木材の合法性検証基準	2	4	6
C. 私有林と非森林地域に関する木材の木材の合法性検証基準	1	1	4
D. 輸送、加工および加工林産物輸送のための木材合法性追跡基準	3	5	10
合計	11	21	39

出所 ワーキンググループ作成の資料から

一方、法律を専門とする NGO の天然資源法機関 (*Institut Hukum Sumberdaya Alam, IHSA*) は、「伐採権所有企業に対して、この WLS Ver4.0 を適用させるには、法的根拠のある義務にしなければ意味がない」としている。さらに、WLS 策定の動きと、2006 年第 P55 号大臣規則「改訂林産物取扱規則」など林業省の独自の改正とがあまりハーモナイズされていないことを指摘している。

また、林業省と IHSA により、違法伐採防止法 (*Anti illegal logging law*) の草案も作成されている。

4-2-2 独立監査機関 (LPI) による事業者審査⁷⁵

林業省は、伐採権所有事業者の林業施業水準を向上させるため、彼らすべてを対象とした審査を義務化し、2003 年 12 月より実施されている。審査は伐採権更新を控えた企業から優先的に順次行われている。

政府が認定した独立評価機関 (LPI) によって審査は行われ、天然林 (IUPHHK)、人工林 (IUPHHK-HT)、木材林産物一次産業 (IPHHK)⁷⁶ のそれぞれ対応した基準、指標を設け、5 段階評価される。評価 3 に満たない場合は伐採権の更新は認められない。

LPI も事業者ごとに認定されており、IUPHHK に対しては 7、IUPHHK-HT は 24、IPHHK は 20 ある。

4-2-3 法発令による規制の強化

近年の違法伐採の激化を受け、インドネシア政府は、2003 年 1 月に三大臣合同令「港湾を經由する木材輸送の監督について」および 2005 年 3 月の第 4 号大統領令「インドネシア共和国全地域における森林地域での違法な木材伐採とその流通の撲滅について」を発令した。違法木材流通に対する営林局、地方警察の取り締まりを強化している。

⁷⁵ 林業省標準化と環境センター (Center for Standardization and environment) でのヒアリング (2006 年 7 月 11 日)

⁷⁶ 2004 年第 P.17 号大臣規則「2003 年林業大臣第 303 号 IPHHK 操業状況の評価手順についての変更」

南カリマンタンの主に輸出向け合板を製造している DS 社 H 氏は「合法証明に関しては、2006 年になって警察が工場に入荷された原木の全量検査を行うようになり、原木調達の書類手続きもきちんとならなければならないほど厳密で、操業を圧迫するほどである」と話した。以前は、抜き取り調査程度で、警察のサインがなくても問題なかったそうだが、最近は捕まってしまうケースも少なくないようだ。検査項目は、樹種、番号、材長、直径など。検査にはほぼ一週間が費やされるため、丸太が工場に到着しても、すぐには加工ラインへ投入できず、操業計画にも影響が出ている。このような厳しい検査体制は、南カリマンタン州バンジャルマシンでは 2006 年 3 月頃から、東カリマンタン州サマリダでは 2006 年 1 月頃から顕著になってきたようだ⁷⁷。

4-3 その他セクターの違法伐採への取組み

4-3-1 アジア森林パートナーシップ(AFP)の合法性基準⁷⁸

アジア森林パートナーシップ(Asia Forest Partnership, AFP)は、2002 年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(World Summit for Sustainable Development, WSSD)における違法伐採への国際的取組みの必要性を強調した実施計画の合意を受け、日本-インドネシア両政府主導により発足した。

その目的は、アジア地域の持続可能な森林経営を目指し、各国政府、国際機関、民間団体・企業、NGO などが、「森林火災予防」、「荒廃地の復旧(植林)」、および「違法伐採対策」の 3 つの優先的取組分野における各参加組織(パートナー)の協力を促進するための枠組みとして機能することにある⁷⁹。日本政府、インドネシア政府、国際林業研究センター(Center for International Forestry Research, CIFOR)、および米国に本部を置く国際 NGO の The Nature Conservancy(TNC)らの運営で、これまで 6 回開催されている。

この AFP でも、パートナーへの提案として合法性に関する最低要件となる項目を、運営団体の一つである CIFOR が中心となり取りまとめた。表 4-3 に示す。

⁷⁷ 2006 年 7 月 17 日ヒアリング

⁷⁸ 藤間(2005)．アジア森林パートナーシップ(AFP)における違法伐採対策のための合法性基準、熱帯林業第 64 号

⁷⁹ AFP 推進協議会事務局の配布資料から

表 4-3 AFP の合法性基準

【森林管理の合法性】		
段階 1	土地の所有権と利用権の証明	3 項目
段階 2	森林に関する法令およびその他の関連する規則の遵守	4 項目
段階 3	森林管理計画と施業の承認	3 項目
段階 4	木材の識別とトレーサビリティ(追跡性)	2 項目
【木材加工産業の合法性】		
段階 1	木材加工産業の操業	4 項目
段階 2	原材料の購入と受領	3 項目
段階 3	マテリアル・フローの処理、計画、管理	4 項目
段階 4	丸太と木材製品の移送	2 項目
段階 5	販売と出荷	4 項目
合計 29 項目 (森林管理 12 / 木材加工産業 17)		

出所 藤間剛(2005). アジア森林パートナーシップ(AFP)における違法伐採対策のための合法性基準, 熱帯林業第 64 号

この基準は、まず伐採から製品販売に関する一連の法令・規則、森林認証制度、および木材追跡性や段階的アプローチを比較して、共通して求められている合法性を示すための鍵となる要素とそれを保証するために必要な証拠を特定していった。比較対象は以下のとおりである。

- インドネシアの法令・規則としてインドネシア-英国間 MoU による合法性基準 (Ver2.0)
- マレーシア半島部、サバ州、サラワク州における法令・規則
- 森林認証制度 FSC、MTCC の基準・指標
- 木材の追跡性を保証する GFS システムの基準・指標
- 段階的アプローチとしての WWF-GFTN と TFT の基準・指標

そして、その鍵となる要素を段階的に整理し、森林(伐採現場)から木材加工施設にいたるまでの「森林管理の合法性」に関わるものと、原材料の購入から最終製品の販売輸出にいたる「木材加工産業の合法性」に区分し、合計 29 項目にまとめられた。

これにより AFP パートナーはそれぞれのもつ法令や規則や森林認証制度等の枠組みにおいて、表で示された合法性基準の段階ごとに、すでに適用されているもの、適用可能なもの、適用できないもの、適用の必要を認めないもの等の区別を行い、その結果を相互に比較検討し、木材の合法性に関する共通の認識を持つことが求められている。

4-3-2 NGO、消費者等の取組み

ここでは本調査では都合により訪問できなかったが、同時期にヒアリングを行った熱帯林行動ネットワーク(JATAN)の資料を参考に、インドネシア環境フォーラム(Wahana Lingkungan Hidup Indonesia, WALHI)のモラトリアムキャンペーンを紹介する。

WALHI はインドネシア最大規模の環境 NGO で、国内 25 州に支部を持ち、436 のローカルグループメンバーから構成されているフォーラムである。国際環境 NGO の Friends of the Earth

International (FoEI) のグループメンバーでもあり、自然の友マレーシア (Sahabat Alam Malaysia, SAM) や FoE イギリスや FoE インターナショナルと協力した森林伐採中止を求めるモラトリアム・キャンペーンの必要性を訴えている。

インドネシア全土、もしくはスマトラやカリマンタン特定の地域の森林を対象として、森林保護を実現すべく、木材需要自体の縮小を提唱し、コンセッションを持たないすべての加工工場、およびリストラを行っていないすべての加工工場を閉鎖に追い込むことも必要だとしている。キャンペーンの実施は 2007 年 2 月からを予定している。

参考までにワルヒが、木材合法性基準 (WLS) に対して出したコメントの概要をまとめたものを以下に紹介する。

【ワルヒプレスリリース】

社会問題を組織的に回避するための木材合法性基準降格 (仮要訳)

インドネシア政府、林業経営機関及び海外の木材バイヤーは、違法伐採問題に対しその問題を単純化した結果、BRIC システムという木材合法性基準を創り上げ、木材の合法性のみで問題を解決しようと試みた。しかし社会的諸問題を無視しているこの取り組みに対し、ヨーロッパ市場や NGO からの肯定的意見は見られない。

多くの環境保護 NGO、英国政府、インドネシア政府が、社会的、経済的、環境的側面を配慮した木材合法性基準 (WLS) 基準と指標を策定中である。しかし残念なことに、策定プロセスの情報開示が不十分であり、基準の開発において知識の共有が不十分である。特に林業地域規定及び地域社会に対する「自由意志に基づいた、事前の、十分な情報提供を受けた上での合意 (FPIC)」においての基準が不十分である。

林業地域規定は森林管理単位 (FMU) の操業範囲を条件付けたもので、地域住民が権利を主張する非生産地は FMU の操業範囲から除外されることを保証するためのものであり、FMU の年次伐採割当量の算出に関わるものである。

WLS の第 1 ドラフトでは、この林業地域規定は、合法性問題において重要であり、第一の基準 (土地所有権と使用权) として取り入れられた。そこでは、大臣令により検証・証明され確定した森林地域で、地域住民からの合意を受けた国有林境界策定プロセス (BATB) 文書において一貫性を有した森林が「合法」となると明示している。

しかし第 2 ドラフトでは、「合法」である森林地域とは、国有林境界が規定された森林、つまり BATB により証明された森林が「合法」であると規定され、合法性の基準が降格したことが見受けられる。

さらに第 3 ドラフトでは、IUPHHK (木材林産物利用事業許可) の許可所持者が提示すれば「合法」であることを証明するには十分と記載され、さらなる合法性基準の降格が明確である。大々的な事業許可が、正式な森林境界が画定されていない州有林とされている森林地域に対して発行されてきたことは周知の事実である。地域住民所有の土地と森林地域との曖昧さにより混乱が生まれるだけである。

このように格下げされた基準は、森林所有権が基礎となる木材の合法性問題を解決するツールとしては使い物にならない。地域住民合意の上の BATB を伴う大臣令により許可された森林地域という規定を盛り込んだ当初のドラフトを取り入れるべきである。

ゾーニングの議論では画定問題においても失敗している。境界線の画定は、地域住民との土地所有権論争の種となる一方、森林がプランテーションに転換される環境影響を最小限にとどめることのできる

ツールでもあることから重要な問題であるが、WLS の議論においては十分に注意が払われていない。

また、伐採企業は FMU の生産林内においてのみ操業でき、水田、果樹園、畑、牧草地、居住区及び道路などの非生産林での活動は除外されなければならないが、この FMU 内の施行範囲の規定についても、基準では十分に考慮されていない。これと同様のことは保護地域と操業地域の範囲規定においても言える。

現地の環境的、社会的、合法的問題を引き起こす伐採企業の活動について、地域住民が事前に理解できることを保証する FPIC (PADIATAPA) についても、第 1 ドラフトから第 3 ドラフトにかけて計画的にその基準が降格されている。

第 1 ドラフトでは、PADIATAPA の重要性及びその履行のためのガイドラインが主張されていたが、その後のドラフトではその限りではない。第 2 ドラフトにおいて「PADIATAPA を履行するための努力を示す」と、その意義が縮小された。

第 3 ドラフトでは、「地域住民の意見に配慮すること」と PADIATAPA の定義は明らかに降格された。「合意(コンセント)」から「配慮」への変化は、当該地域での林業活動を管理しようとする地域住民の管理能力を弱体化させる、ラディカルな変化である。

この FPIC プロセスの一連の降格は、FSC の第 3 原則を保証できるものではない。なぜなら地域住民の伐採企業に対する独立性をもはや保護できず、地域住民の合法的、環境的、地域社会的影響を完全に理解した上での合意を保証するものではないからだ。

その他、1. 土地所有権及び森林利用権、2. 物理的・地域社会的・環境影響、3. 地域社会との関係及び労働者の権利、4. 伐採の法制定と規則、5. 森林税、6. 木材登録管理、7. 木材加工についての基準が、部分的に削除された。

FPIC 及び森林地域規定は、元々の条件を用いて組み込まなければならない。またフィールドにおける「書類の合法性」の確認は、事務記録、インタビュー、クロスチェックなどを通した単なる事務的検証に留まらず、より信頼性のおけるものに発展しなければならない。

出所 ワルヒの Web サイト、

http://www.eng.walhi.or.id/kampanye/hutan/jeda/061128_woodlegal_cu/, (2007 年 2 月現在)

4-4 主要な認証制度について

4-4-1 森林管理協議会(FSC)

民間ベースの森林認証制度の先駆けとして 1993 年に設立された森林管理協議会 (Forest Stewardship Council, FSC) が運営する世界的な森林認証制度である。その理事会は、環境、社会、経済の 3 つのセクターから 3 名ずつ選出され、中立公平性に配慮している。表 4-4 に FSC の原則と基準数を示した。

表 4-4 FSC の原則と指標について

原則	基準数
1. 法律と FSC の原則の遵守	6
2. 保有権、使用権および責務	3
3. 先住民の権利	4
4. 地域社会との関係と労働者の権利	5
5. 森林のもたらす便益	6
6. 環境への影響	10
7. 管理計画	4
8. モニタリングと評価	5
9. 保護価値の高い森林の保存	4
10. 植林	9
	56

出所 日本森林管理協議会 (FORSTA) Web サイト, http://www.forsta.or.jp/1_main/main.html, 2007 年 3 月現在

それらの原則、基準、および指標に基づき、FSC に認定された機関によって個別の森林管理単位、個人、グループが認証される。認証の形態は、森林管理の認証 (Forest Management, FM 認証) と生産・加工・流通過程の管理の認証 (Chain of Custody, CoC 認証) がある。

現在、全世界で 889 カ所、面積 87,184,660ha の森林が認証されている。これは世界の森林面積の 2.2% にあたる⁸⁰。また CoC 認証は、全世界で 5,664 件が認証されていて、森林管理認証と CoC 認証合わせて、世界の 82 カ国に FSC 認証が普及している。

また、FSC ではグローバルに統一された原則と基準により認証しているものの、一方で各地域の様々な事情を考慮し、国内基準や地域基準の作成を支援している。これらの基準は、国あるいは地域ごとのワーキンググループにより作成される。ワーキンググループでは、多様な利害関係者の意見の一致が得られるような協議を重ね、これらを作成している。

インドネシアにおいては WLS の議論と協調しながら協議が進められている。日本でも 2006 年に国内基準が策定された。

⁸⁰ FAO (2005). Global forest resources assessment 2005.

4-4-2 インドネシアエコラベル協会(LEI)

インドネシア独自の森林認証機関であるインドネシアエコラベル協会 (*Lembaga Ekolabel Indonesia*, LEI) は、1998年2月に設立された。その活動は、民主性、透明性、高い信頼性、独立性など維持された独立した第三者機関としての役割を担っている。

LEI 認証の原則・基準・指標は、国際熱帯木材機関(International Tropical Timber Organization, ITTO)の熱帯林の持続可能な森林経営の基準と指標を参考にしている。この基準は、林業省の伐採事業者審査の基準等にも採用されている。

LEI の特徴は、インドネシアの森林事情を十分に考慮し、認証する森林のタイプを、天然林、人工林、コミュニティ林とに分類し、生産機能(Production)、生態系・環境機能(Ecology)、そして社会的機能(Society)の持続可能性の側面から、それぞれに適した指標を設けていることである(表4-5)。また、例えば人工林の認証では、1994年以降に造成したものは、FSCのルールにより認証取得の資格はないが、LEIにはそのような制限は設けられていない。

また、加工・流通過程のCoC認証、合法原産地検証システム(Legal Origin Verification, LOV)なども開発している。

表 4-5 LEI 認証の基準と指標について

	指標		
	天然林	人工林	コミュニティ林
1. 生産機能の持続可能性(P)			
森林資源の持続可能性	6	9	4
林産物の持続可能性	9	7	7
ビジネスの持続可能性	6	7	6
2. 生態系・環境機能の持続可能性(E)			
生態系の安定性	11	-	4
絶滅危惧/固有/保護種の生存	8	-	2
土壌、水質の持続可能性	-	15	-
自然の多様性に関する持続可能性	-	8	-
3. 社会的機能の持続可能性(S)			
地域森林所有制度の保障	4	-	5
地域社会経済の回復・発展保障	5	-	3
社会的文化的統合の持続可能性	3	9	-
地域保健に対する責任の認識	2	-	-
労働者権利の保障	3	7	-
共同体の利用権と管理の持続性	-	5	-
生産における均衡な社会関係構築	-	-	2
地域社会内で公正な利益分配	-	-	3
合計	57	67	36

出所 LEI の Web サイト資料から筆者作成

4-4-3 インドネシアにおける森林認証取得状況

表 4-6 と表 4-7 に、インドネシアにおける FSC 認証と LEI 認証の取得状況を示す。認証森林面積は、FSC と LEI を合わせて 1,049,862 ha でインドネシアの森林面積の 1.2% に過ぎない⁸¹。依然、国内外の熱帯材需要を満たすことは困難である。

表 4-6 インドネシアにおける FSC 森林認証取得状況について

企業名	面積 (ha)	種類
PT Diamond Raya Timber	90,240	天然林
PT Erna Djuliawati	184,206	天然林
PT Intracawood Manufacturing	195,110	天然林
PT Sumalindo Lestari Jaya Tbk	269,660	天然林
Koperasi Hutan Jaya Leastari (KHJL)	152	人工林 (チーク)
合計	739,368	

注 CoC 認証は 36 件。灰色部分は、FSC-LEI の共同認証によるもの。

出所 FSC のデータベース, <http://www.fsc-info.org/english.htm> (2007 年 3 月現在)

表 4-7 インドネシアにおける LEI 森林認証取得状況について

企業名	面積 (ha)	種類
PT. Diamond Raya Timber	90,957	天然林
PT. Erna Djuliawati	184,206	天然林
PT. Intraca Wood Manufacturing	195,110	天然林
PT. Sumalindo Lestari Jaya Unit II	267,600	天然林
PT. Sari Bumi Kusuma (Alas Kusuma Group)	147,600	天然林
PT. Riau Andalan Pulp and Paper	159,000	人工林 (アカシア、ユーカリ)
Two units of Community Forest of Sumberrejo and Selopuro Village in Wonogiri, Central Java	809	人工林 (チーク、マホガニー)
Koperasi Wana Manunggal Lestari	815	人工林 (チーク、アカシア、マホガニー)
Gabungan Organisasi Pelestari Hutan Rakyat (GOPHR) Wono Lestari Makmur	1,179	
Perkumpulan Pelestari Hutan Rakyat Catur Giri Manunggal	2,434	
合計	1,049,710	

注 CoC 認証は 1 件。また認証森林面積の少数点以下は省略した。灰色部分は FSC-LEI の共同認証によるもの。

出所 LEI の Web サイト, <http://www.lei.or.id/indonesia/akreditasi.php?cat=19> (2007 年 3 月現在)

⁸¹ FSC、LEI の HP で公表している認証森林面積から重複分を差し引いて算出した

DS社のH氏によると、FSC認証を取得した大面積の森林伐採事業権を保有する企業は生産した認証丸太を自社で加工するのみならず、他社に販売しているという。一方、MS社のS氏は、中・小面積の森林伐採事業権保有企業で認証を取得しても、出材能力が低くビジネスにならないため、認証取得する意味がないという。

したがって、今後天然林における認証取得はあまり期待できない。人工林においては、後述する段階的アプローチを提供する団体の会員として数社が参加しており、認証森林面積自体は増加すると思われるが、認証天然林材は頭打ちと考えられ、取扱業者の技術開発等により、天然林材に対する依存度を軽減していく必要がある。

4-5 その他の主要な自主的イニシアティブ

ここでは、NGOや民間コンサルタントの提供している自主的なイニシアティブについて紹介する。それらは森林認証取得を目標とした段階的アプローチと、伐採地における合法性、および加工・流通過程におけるトレーサビリティを担保するためのトラッキングシステムとに大別できる。

4-5-1 森林認証取得を目指した段階的アプローチ

(1) 熱帯林トラスト(TFT)⁸²

熱帯林トラスト(Tropical Forest Trust, TFT)は、主に欧州の熱帯木材調達企業(バイヤー)がNGO等の批判を受け、自社の認証材調達を促進するために生産地における認証材供給体制を整えるべく1999年に設立された非営利団体である。

その活動目的は、FSC認証された熱帯林の拡大、会員の木材調達経路から違法材を排除すること、FSC森林認証への関心を高めること、としている。

会員は、バイヤーと熱帯木材生産者(サプライヤー)とに分類されている。バイヤーには、認証を取得する能力の備わったサプライヤーを紹介し、その供給経路を明確にし、違法材を排除するための様々な支援を行う。またサプライヤーには、現状の施業水準とFSC認証の要求する水準との差を明確にして、サプライヤー会員と書面での契約を交わし、時間的制約の伴う改善行動計画を策定し、速やかにFSC認証取得できるような段階的アプローチによる技術改善支援を行う。

TFTの特徴としては、会員企業が認証に向かって改善に取り組む間、生産される木材の信頼性をTFT自身がバイヤーに対して担保することで、両者間のビジネスを継続させることである。したがって、たとえ認証取得によるプレミアが十分に得られなくとも、欧州市場とのつながり、およびその信頼を得ることはサプライヤーにとって十分な改善取組みのインセンティブとなっている。

現在、会員数は、バイヤーが35社、サプライヤーが10社の45社。支援を提供する森林は、インドネシア、マレーシア、ラオス、ベトナム、コンゴの5カ国31個所で、2,164,894haになる。これまで、認証取得達成したのは、インドネシアで1件、コンゴで1件、ラオスで2件の計4件、317,104haである。

またTFTでは、会員の会費や、バイヤー会員が取扱う熱帯材の本船渡し条件(FOB)の2%を徴収し、活動資金に充てている。

⁸² TFTのWEBサイト, <http://www.tropicalforesttrust.com/index.php> (2007年3月現在)

(2) グローバル森林トレードネットワーク(GFTN)⁸³

グローバル森林トレードネットワーク(Global Forest and Trade Network, GFTN)とは、世界自然保護基金(World Wide Fund for Nature, WWF)が主導し、約 300 社が参加している世界的ネットワークである。1991 年に発足したもので、その目的は、違法伐採材を世界木材市場から排除することにある。

ネットワークは、世界約 30 カ国の地域、もしくは各国の森林トレードネットワーク(Forest and Trade Network, FTN)から構成され、木材消費国の FTN メンバーと木材生産国の FTN メンバー間での森林認証材、もしくは適切に管理された森林からの木材の取引を促進している。

WWF の提唱する責任ある調達(Responsible Purchasing)のガイドラインでは、信頼できる森林認証の取得を目指す過程において、不確かな原産地からの原料調達を段階的に減らしていくアプローチを紹介している。このアプローチでは、方針に沿った明らかなソース、合法的なソース、認証取得に取り組んでいるソース、信頼できる認証ソース、または再生原料とした 4 段階のステップを設けている。GFTN では、このガイドラインに沿って、信頼できる森林認証取得へ向けた段階的アプローチによる支援を提供している。

インドネシアの FTN はヌサ・ヒジャウ(*Nusa Hijau*)とも呼ばれ、2003 年に発足した。メンバーは 16 社で、林業 8 社、加工・流通業 8 社からなる。そのうち、林業者の管理する森林面積は合計 644,660ha で、内訳は天然林が 416,600ha、人工林が 228,000ha で、チーク林とアカシアマンギューム林である。加工・流通業の取扱商品は、ガーデン家具が多く、関連業社が揃ってメンバーになっている⁸⁴。

(3) プロフォレストの MIV ツールキット

民間コンサルタントのプロフォレスト(ProForest)は、段階的アプローチにおいて達成されるべき様々な要素を合法性、技術的、環境的、社会的、加工・流通といった側面から導き出し、Modular Implementation and Verification(MIV)ツールキットとして開発した。

これは 2002 年、WWF と世界規模の家具メーカーである IKEA が責任ある林業の普及・促進を目的にパートナーシップを組み、責任ある林業の基準の策定過程において開発されたものが基礎となっている。その各要素は、世界的に広く普及している ITTO のガイドラインと、FSC の原則と基準にも対応できるように構成されている。その要素の一覧を表 4-8 に示す。

⁸³ White et al (2006). *Responsible purchasing of forest products – second edition*, WWF International.

⁸⁴ WWF ジャパン / WWF 山笑会主催のセミナー配布資料(2006 年 7 月 27 日)

表 4-8 MIV の要素一覧

合法性証明要素		環境的要素	
L1	資源利用権	E13	廃棄物管理
L2	施業の法遵守	E14	資源および環境影響アセスメント
L3	違法・不法行為の管理	E15	環境保全、保護
技術的要素		社会的要素	
T4	管理計画	S16	健康と安全
T5	林業経営と適切な収入	S17	労働者の権利
T6	人工林造成計画	S18	利害関係者分析と社会影響評価
T7	採算性	S19	森林利用者の権利とニーズ
T8	森林施業と施業計画	S20	雇用と地域開発
T9	モニタリング	加工・流通	
T10	教育と能力向上支援	C21	加工・流通
T11	森林保護		
T12	化学物質と生態系保全		

出所 ProForest (2003). *Modular implementation and verification (MIV): a toolkit for the phased application of forest management standards and certification.*

4-5-2 主要な合法性検証プログラム

(1) SGS の第三者合法木材確認 (IVLT)⁸⁵

スイスに本部を置く SGS (Société Générale de Surveillance) 社は FSC 認証の認定機関でもあり、グローバルな活動を展開している。同社では木材の合法性検証、および森林管理と木材取引に関するモニタリングを含んだ第三者合法木材確認 (Independent Validation of Legal Timber, IVLT) プログラムを 1995 年より提供している。この IVLT プログラムは以下から構成されており、その基準と指標は SGS 独自で作成している。

- 合法産地検証 (Verification of Legal Origin, VLO) : 木材生産ライセンス、所有権、納税状況の検証を含み、木材製品が合法的なソースから供給されていること、およびそれが供給経路のすべてのポイントにおいて合法であることを明らかにするものである
- 法遵守検証 (Verification of Legal Compliance, VLC) : 森林関連法規、森林管理計画、土地利用管理、そして森林利用に関する法遵守を検証するものである

(2) Certisource の第三者検証プログラム⁸⁶

民間コンサルタント Certisource では、盗まれた丸太の流通抑制を主要な活動目的の一つに挙げ、第三者検証 (Third Party Verification) や木材供給経路監査 (Supply Chain Audit) などのサービスを提供している。また支援する企業が信頼性の高い森林認証を取得した森林から木材を調達

⁸⁵ SGS の WEB サイト, http://www.forestry.sgs.com/forestry_services_index_v2.htm (2007 年 3 月現在)

⁸⁶ Certisource の WEB サイト, <http://www.certisource.net/index2.htm> (2007 年 3 月現在)

できるように働きかけていくことも目標の一つとしている。

木材供給経路監査では、供給経路におけるすべての要素が違法でないこと、伐採事業者が正当な事業権を有していること、そして最終製品の伐採地までのトレーサビリティとその経路の透明性を確保すること、を検証し、GFTN の定義している“Known Licensed Source”を保証する。また、第三者検証では、土地の所有権と利用権、森林林業施業の法遵守、納税状況、丸太の識別、および輸送、木材加工、および輸出の 5 項目について検証し、GFTN が定義している“合法性検証木材”であることを担保する。この検証には、DNA サンプルング、バーコードシステム、RFID(電波認識)などの技術も採用されている。

(3) GFS の合法性検証プログラム⁸⁷

2004 年に設立された民間コンサルタントの Global Forestry Servises(GFS)では、林業界の持続可能性や、市場からのアプローチによる森林管理改善のためのサービスを提供することを目的とし、東南アジアを中心に様々な取組みを展開している。その一つが合法性検証プログラム(Legality Verification Program, LVP)である。

このプログラムは、合法的な産地(Legal origin)と、法遵守(Legal compliance)とを検証するものである。合法的な産地については、法的伐採許可を示すことができる森林管理単位からの林産物のトレーサビリティを評価する。そして伐採許可区域内から産出される丸太の一定量が合法であることを証明する LVP 審査報告書を発行している。評価対象であるトレーサビリティには一定量の丸太のバッチ検査や加工・流通過程も含んでいる。

法遵守については、森林施業が国内法の要求、および国内基準草案といった非公認基準も含めて、それらに遵守しているかどうかを評価している。

4-5-3 主要な木材トラッキング(追跡)システム

(1) 政府のシステム

a) 林業省-TNC のトラッキングシステム

インドネシア-英国 MoU 行動計画の B 項(表 4-1)に基づき、インドネシア林業省の所管の下、国際 NGO の TNC が、英国国際開発省(DFID)、米国国際開発省(USAID)、米国ホームデポ社、および SGS、URS Forestry の民間コンサルタントの協力を得て、1 次元バーコードを用いた丸太のトラッキング(追跡)システムを開発した。

このシステムは、インドネシア-英国 MoU 行動計画の A 項の成果である合法性基準 Ver2.0 に基づき、伐採地における森林林業関連法規の遵守状況を検証し、合法性の証明された丸太が一次加工工場を経由し、輸出港まで輸送される経路についてバーコードによってトレーサビリティを確保するものである。

伐採地にて伐採区域、丸太番号、樹種、直径などの情報を PC に入力し、事前に印刷された赤色バーコードラベルの番号を専用バーコードリーダーにて読み込み、入力データとリンクさせる。そしてラベルを丸太に貼付け、一次加工工場まで輸送する。一次加工工場にて加工された木材製品はロット(Lot)で管理され、工場出荷時には、赤色バーコードの情報を引継いだ黄色のバーコード

⁸⁷ GFS の WEB サイト, <http://www.gfsinc.biz/index.htm> (2007 年 3 月現在)

ラベルを貼付け、国内外の市場へと輸送される。その流通過程のどのポイントにおいても、バーコードの番号を中央で管理するサーバーと照合することにより、丸太の情報を確認できるという仕組みである。伐採地にて記録した情報は、インターネット経由、もしくはCD-Rなどその他メディアにより中央のサーバーに送られ集中管理される。

b) 林業省-日本政府の2次元バーコードトラッキングシステム

2003年に公表された日本-インドネシア間共同発表、および行動計画に基づき、両国政府の協力の下、(社)日本森林技術協会(以下、日林協)が中心となって2次元バーコードを利用したトラッキングシステムを開発した。これは2005～2007年の3年間のプロジェクトとして取組まれている。システムは、伐採地から1次加工工場までの流通過程における合法性を担保するもので、伐採地にて、伐採区域、丸太番号、樹種、直径、材長などの情報を登録した2次元バーコードを専用小型端末で印刷し、丸太に貼付け輸送する。この2次元バーコードは汎用性が高く、一般の携帯電話等でも読み込めるため、流通経路のどのポイントにおいても、端末さえあれば誰でも情報を確認することができるのがメリットである。

(2) 民間団体のシステム

a) TFTのトラックエリート(TracElite)

段階的アプローチによってFSC認証取得支援を行う熱帯林トラスト(TFT)が、丸太や木材製品の流通経路のトレーサビリティを確保するために、民間コンサルタントのHelvitaやSmart Woodと共同で開発したのがトラックエリート(TracElite)である。

伐採地から1次加工工場を経由して輸出港まで1次元バーコードラベルにてトレーサビリティを確保する概念は、林業省-TNCのトラッキングシステムと相違ないが、このシステムの特徴は、伐採地にて専用端末を用いてバーコードを印刷し、その場でデータを衛星経由で中央サーバーへ送信することである。林業省-TNCシステムよりも完成度の高いシステムである。ただし、コストも3者の中で一番高いようである。

第5章 日本の合法性証明制度に対する関係者の対応、課題

本章では、2006年10月に行ったインドネシア林業省、業界団体、および民間企業への聞き取り調査をもとに、インドネシア各セクターの関係者がグリーン購入法を通じた日本政府の違法伐採対策に対してどのように対応しているか、課題点は何か、といった視点で報告する。

5-1 インドネシア政府の対応、課題

(1) 林業省林業生産管理総局(BPK)

【接見者】 Djoko Supomo 氏、Nandang Prihadi 氏

林業省林業生産管理総局(Bina Produksi Kehutanan, BPK)は、丸太、製材、合板など生産工場を管轄する部署である。したがって、2006年4月のグリーン購入法の木材基準改正については十分に伝達されていた。基本的に取組みを歓迎している様子であった。

しかしながら、今回の改正に対して、インドネシア側は現行体制でグリーン購入法の要件を満たしているとの認識で、特段の対応は不要との認識であった。むしろ、この機会にマレーシアに奪われた日本市場のシェア奪回の好機と捉え、インドネシア木材製品の販売促進、および業界支援に注力している。

(2) 国際協力局(KLN)

【接見者】 Sumaryono 氏、Kasmalia Sari 氏

国際協力局(Kerjasama Luar Negeri dan Investasi, KLN)は、ITTO 関連や、国際協力など海外のドナーに対する窓口となる部署である。日本政府とともに設立したアジア森林パートナーシップ(AFP)では議長を務めるなど、違法伐採対策に対しても積極的に取組んでいるものの、木材・木材製品や、合法性証明制度といった具体的な取組みの担当部署ではないため、省内の紹介などはするものの、直接的な活動はしていない。

したがって、日本政府のグリーン購入法を通じた取組みについても、あまり認識していなかった。

(3) 東カリマンタン州林業局

【接見者】 H. Rusdi Manaf 氏、Nuning 氏

東カリマンタン州は、インドネシア国内でも最も多い森林伐採事業権(IUPHHK)を発給している州で、森林蓄積も依然高い州である。したがって、JAS 認定工場の数も多く、日本市場との関係も深い州である。しかしながら、州林業局長は日本のグリーン購入法の基準改正について、ほとんど認識していなかった。その他の部署の職員に対しても日本政府の取組みを紹介してみたものの、噂程度に聞いたことがある者がいる程度で、詳細について把握している者は皆無であった。

聞き取りの合間に、違法伐採や森林減少・劣化への対策について見解を求めたところ、「全ての企業が森林認証を取得する方向で努力すべきだ」と回答した。「それには新たな法律が必要で、そもそも、そうした取組みの鍵となるのは、企業の意識だ。これまで、企業と政府とでインドネシア択伐植林方式(TPTI)など様々な取り決めをしてきたが、企業は一切守ってこなかった。また政府もそれを咎めようとしていない。そうした馴れ合い関係が横行しているため、互いの意識改革が必要だ」とした見解を示した。

以上、聞き取り調査による情報は十分ではないが、インドネシア政府関係者の日本政府の取組みに対する認知度は低いと言える。日本-インドネシア間の木材貿易にかかる関連法規の完全な法遵守のためには、両国業界間の自助努力に合わせ、両国政府の適切な支援が不可欠である。したがって、日本政府として、自身の取組みインドネシア政府関係者へ周知・徹底を図ることは、迅速な合法木材貿易の実現のためにも重要である。

5-2 業界団体の対応、課題

林産業を代表する木材産業活性化機構(BRIK)、南カリマンタン州の合板企業1社、東カリマンタン州の合板企業2社に対して聞き取り調査を行った。業界の反応や対応は、BRIKのような体制側と、現場サイドの個別企業とでは若干異なっていた。以下にその結果を示す。

(1) 木材産業活性化機構(BRIK)

【接見者】 Jimmy Chandra 氏、Zulfikar Adil 氏、Soengeng Soekarto 氏

木材産業活性化機構(*Badan Revitalisasi Industri Kehutanan*, BRIK)は、業界代表として、国際会議等にも積極的に参加し、情報収集に努めており、日本政府のグリーン購入法の基準改正、およびその他の取組みについて、十分な理解ではないものの、情報はきちんと伝達していた。

また、昨今の業界状況を概観して、Jimmy Chandra 氏は以下のように説明した。

『現実には、供給量が激減している。数年前は容易に伐採し輸出できたが、現在では原材料不足のため多くの工場が閉鎖に追い込まれている。それは、すでに法執行体制が強化されてきているからだ。数年前から比べると違法伐採の状況は好転している。NGO 等が公表したインドネシアの違法伐採材混入の割合が 50～70%超だというデータもその当時は正しかったかも知れないが、現在は20%くらいではないかと考えている。現時点での原材料価格は高騰しており、私達にとってみれば収益を改善する絶好の機会だが、なかなかそうもいかない。つまりインドネシア政府が違法伐採撲滅に成功していると言える。私達の業界は既に法律を遵守している。だからこそ供給量が減っているのだ。』

実際、2005年 No.4 大統領令により、警察省(Department of Security)が18省庁、BRIKを招いて会議を開き、違法伐採だけでなく、森林セクターにおける違法行為を撲滅していこうという決議をしている。

そうした背景により、状況も改善されているため、現行制度に問題はないという姿勢を崩していない。国内外のNGO等から挙がっている批判やコメントに対しても、BRIKの制度をよく理解していないためだと反論する。筆者からの「それでは現行制度は100%完璧なのか」との問いには、依然改善の余地があることを認めるものの、自ら積極的に改善していく姿勢はあまり感じられなかった。

(2) インドネシア林業協会(APHI)

【接見者】 Taufan Tirkaamiana 氏、Bondan P. Hardono 氏

多くの森林伐採事業権保有者が所属するインドネシア林業協会(Asosiasi Pengusaha Hutan

Indonesia, APHI)の東カリマンタン支部へ訪問した。日本政府の取組みについては、グリーン購入法についても、違法伐採対策についても、ほとんど把握していなかった。地方支部ゆえなのか、そもそも関心度が低いのかは定かではない。

一方、森林認証に関しては、APHI の役割としてすべての協会員を認証取得の方向へ導くべきと考えている。各企業とも認証取得ポテンシャルは一律に有していると思われるが、労働問題、森林管理レベル、地域社会との融和、コスト面など、克服する問題は多く、容易ではないとの認識だ。

結論的には、「現状の操業危機を乗り切ることで精一杯な企業が大半で、頻繁に改正される国内森林関連法規制への対応や、海外からの合法証明材供給要望への対応など、不可欠な対応であればいざ知らず、森林認証取得など自主的な要素が強いものに対しては優先順位は低い。」との見解を示している。

(3) ダヤサクティ社

【接見者】 Harto Wijaya 氏

南カリマンタン州都バンジャルマシンを流れるバリト河沿いの木材工業団地の一角、ダヤサクティ社(PT. Daya Sakti Unggul Corp.)を訪問した。

同社の主要製品は合板であり、そのほとんどは輸出用である。輸出先は、日本 50%、米国 25%、韓国 10%、欧州 10%、国内 5%となっており、中国との取引はない。

日本政府の取組み、およびグリーン購入法の基準改正等については、認識していなかった。しかし、森林認証に関しては、取引のある日本企業から森林認証材についての問い合わせを何件も受け、国内同業他社でも取得するケースが増えてきているため、現在 FSC 森林認証の CoC 認証取得を計画しているとのことだった。その背景にある国際的な違法伐採対策などについては、あまり頓着していないようだった。

同社の丸太調達は、自身で権利を有する伐採地だけでは足りず、他社からも購入している。メランティなど天然林材の 80%、ファルカタなど合板の中身材に用いる人工林材の 90%は購入分で賄っている。その調達状況が 2006 年になって、急に窮屈になったそうだ。

その理由を問うと、「今年になって警察が伐採地の土場や、工場の貯木場で原木の全量検査を行うようになり、書類手続きも丁寧に行わなければならなくなった。特に州をまたいでの輸送に関してはとても煩雑な手続きを要するため、違法行為は困難だ」と回答した。

以前も検査は行われていたものの、抜き取り調査で、最終的に警察のサインがなくても問題はなかったが、最近では逮捕されてしまうケースもあるようだ。チェック項目は、樹種、番号、材長、直径など。検査には約一週間が費やされ、材が工場に到着しても即座に加工ラインへ投入できず、操業計画が立てにくい状況だ。こうした厳しい検査体制は、バンジャルマシンでは 2006 年 3 月頃から、東カリマンタン州のサマリダでは 2006 年 1 月頃からはじまったとのこと。

グリーン購入法で日本政府が要求する「合法性」について問うと、上記のような状況ながら丸太を調達できていること自体、合法といえるのではないかと、との見解だ。また、木材利用許可(IPK)や地域の組合(*Koperasi*)によって伐採された丸太は調達していない。一般的に問題となっている違法伐採の可能性も否めず、リスク回避のためである。また、大手企業の伐採した丸太に比べ、IPK や *Koperasi* による丸太は、品質面でかなり劣っていることも調達しない一因だ。

また BRIK のエンドースメントシステムの信頼性についての質問には明確な回答はなかったが、

伐採地では自社スタッフもSKSHH発行過程に参加しているため、合法性は自社で確認できると述べている。ただし、切り株までのトレーサビリティについては言及していない。

(4) スガラティンバー社

【接見者】 Rachmat Timotius 氏、Risman Situmeang 氏

東カリマンタン州都サマリダに JAS 認定を取得した合板工場を構えるスガラティンバー社 (PT. Segara Timber) を訪問した。

同社でも、日本政府の取組み、およびグリーン購入法の基準改正等については、認識していなかった。森林認証制度についてもプロセスに時間がかかることといった情報は得ていたようだが、なぜ他社が取得するのか、その取得条件や、どのような手続きを必要とするのか、ほとんど把握していなかった。ここでも最重要課題は、経営維持とのことだった。

したがって「合法性」に関しても、明確な回答は得られなかった。しかしながら、同社は日本企業との取引も多く、品質・生産管理に関しては、ISO9000 シリーズを取得するなど、積極的に取り組んでいるようである。

バイヤーからの要求は、時に政府の規制よりも効果があることを証明する一例である。

(5) メランティサクティ社

接見者： Suryo Soetomo 氏、Ade Irwan 氏

前項のスガラティンバー社同様、サマリダに JAS 認定を取得した合板工場のあるメランティサクティ社 (PT. Meranti Sakti) を訪問した。

現在、同社の原料調達量は年間 65,000m³ である。ただし、自身で権利を有する伐採地の年間許容伐採量は 2006 年度で 29,000m³ であり、残りの約 55% の原木は他社から購入している。

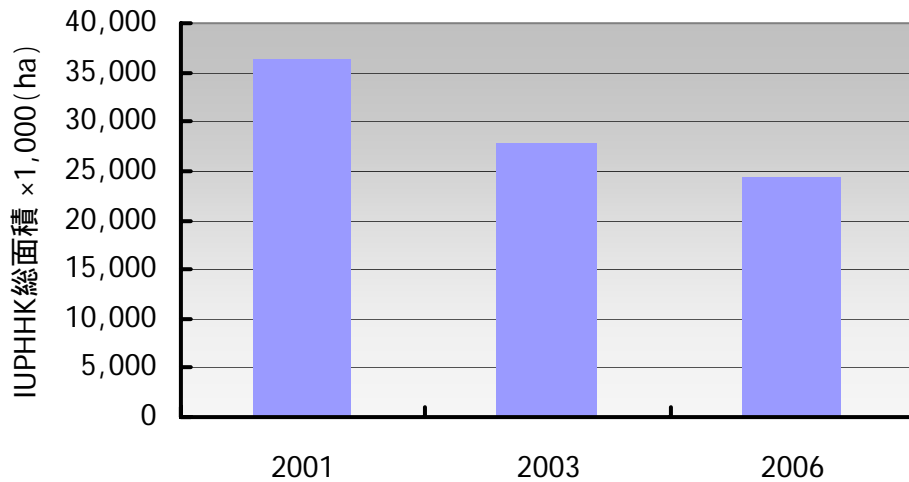
日本政府の取組み、およびグリーン購入法については、十分ではないものの、取引のある日本企業から情報は伝達しているようだった。しかし、何か特別に対応していることはない。

過去に森林認証の取得を検討したこともあるが、自身の伐採地から供給可能な原木量がわずか年間 8,000m³ 程度で、とてもビジネスにならないため断念したそうだ。

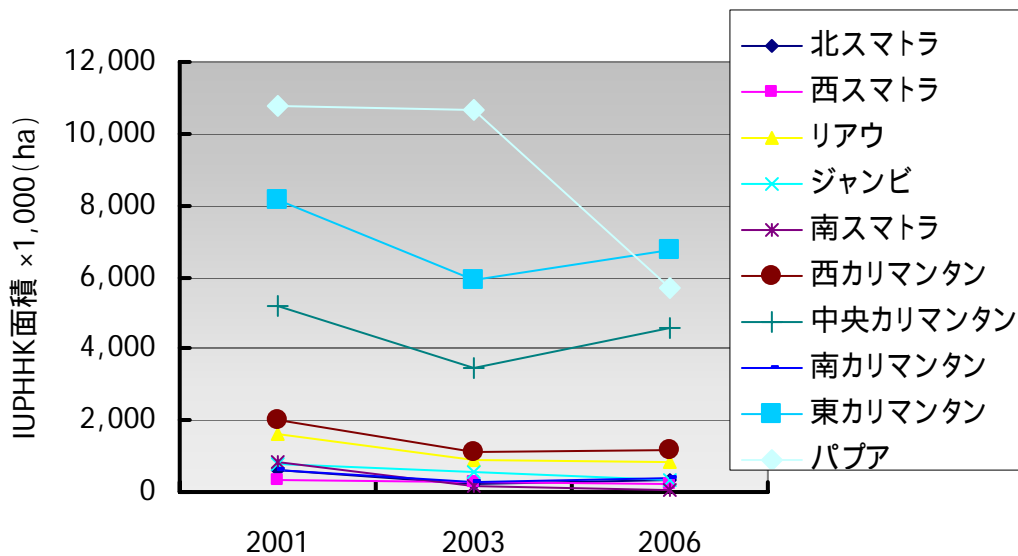
現在、工場の操業率はフル稼働時の約 40% 程度で、同業他社のように、社員への賃金支払いが滞るほど経営状況は悪化していないものの、決して楽観できる状況ではないという。原木調達が困難になった理由としては、木材価格の上昇、大径木の資源枯渇、原油高、警察の取締まり強化による影響などを挙げている。

「合法性」については、この厳しい状況下で調達できているので問題ないとの見解だ。問題は合法 / 違法よりも、適材自体が枯渇しており、調達すること、そして経営を維持することが困難なことだという回答には苦悩が窺えた。そうした根本的な悩みを抱えている状況に合わせて、義務化された林業省の事業者審査、民間の自主レベルの合法性検証やトラッキングシステム、そして FSC、LEI といった複数の認証制度と、様々なイニシアティブが存在し、さらにそれぞれが異なる基準や指標を掲げており、現場サイドとしては非常に対応しにくいことを訴えている。また、林業省の頻繁な法規制改正に対しても「営業妨害だ」との批判を浴びせている。

ここで、各社担当者の発言にもあった資源枯渇について、関連資料を図 5-1 に示す。図(a)は 2001 年、2003 年、および 2006 年の伐採事業権(IUPHHK)の発給総面積、図(b)は主要な州における同面積の推移である。図から企業に許可されている森林伐採面積が減少していることがわかる。



(a) IUPHHK 総面積の推移



(b) 主要な州の IUPHHK 面積の推移

図 5-1 近年の IUPHHK 面積の推移
出所 インドネシア林業省資料から筆者作成

以上より、業界団体、企業の日本政府の取組みに対する認知度は高いとは言えない。勿論、政府関係者の認識も低いため、政府から情報が通達される可能性もなく、現場サイドには国際的な

情報が伝わりにくい状況である。

また、そもそも政府と企業との関係があまり良好ではないように見て取れる。メランティサクティ社 Suryo 氏の林業省の頻繁な法規制改正に対する批判に見られるように、全般的に林業省の現場に対する配慮が十分ではなく、独り相撲の傾向が強いと考えられる。したがって、インドネシア政府や BRIK が、現行体制で「合法性」に対して十分対応できるとの見解を示しているものの、実際の現場レベルではその限りではないことを十分に考慮しておく必要がある。

一方で、各社が取引をしている日本企業からの直接的なアプローチは、政府からの通達よりも、情報伝達や彼らの業務改善に対して大きな効果があることがわかる。インドネシアにおいては、この点も無視できない。したがって、インドネシアの林業界に日本政府の取組みを効果的に周知・徹底させるためには、日本企業の協力は欠かせない要素である。

5-3 NGO、消費者の対応

NGO の対応、反応は二極化している。木材合法性基準(WLS)の策定の動きに関係している団体や、国際的な違法伐採対策の枠組み構築の動きに関係している団体などは、おおむね日本政府の取組みを評価している。インドネシアにとって重要な貿易国であると同時に、アジア地域の取組みのリーダーシップを発揮すべき日本の取組みは、絶大な波及効果を持つと認識している。

一方、そうした動きに対して外部者としてのスタンスを維持している NGO は、日本政府の取組みのみならず、EU-FLEGT やインドネシア-英国 MoU の取組みに対しても懐疑的である。それは、すべての規制や枠組みは紙ベースのものであり、KKN(腐敗、癒着、縁故主義)がはびこる国内事情がある中で、十分な信頼性を確保することは極めて困難だとしている。

第6章 まとめ

以上、インドネシアにおける森林の概況、森林法規・合法木材供給体制などについて概観した。本章では、合法性・持続可能性を担保するに当たっての留意点を記すとともに、今後、インドネシアにおける合法木材供給体制整備をはじめとした持続可能な森林経営に資するべく、輸入国である日本ができること、または取組むべきことについて提言したい。

6-1 合法性を担保するための留意点

a) 伐採権取得時の違法行為 / 木材利用許可 (IPK) の乱発

伐採権は、天然林用 (IUPHHK)、人工林用 (IUPHHKHT)、そして非林地、他用途への転換林地における木材・非木材林産物の利用権である木材利用許可 (IPK) がある。前 2 者は林業大臣によって、後者の IPK は 2 種類あり当該地域の県知事・市長によって付与される。そのうち特に非林業栽培地域 (KBNK) および他用途地域 (APL) といった主に農園や畑、墓地等を用途とした地域を対象とした IPK の発給には、中央政府が関与しないため、不正行為により安易に乱発されるケースも少なくない。

したがって、いずれの伐採権の場合でも、その取得過程における書類偽造や、便宜供与などの違法行為についての配慮が必要である。

b) 改正林産物取扱規則 (P55) の脆弱性

改正林産物取扱規則 (P.55/Menhut-II/2006) では、伐採地～加工工場～輸出港といった木材・木材製品の一連の流れにおける諸手続きを細部まで規定している。その過程には幾つか違法行為の発生しやすいポイントがある。その中でも、最も重要と思われるポイントは、伐採後における原木の山土場 (TPn) から林内貯木場 (TPK) までの搬送時である。丸太の輸送リスト (DP) は改正林産物取扱規則 (P.55/Menhut-II/2006) に組み込まれておらず、制度の欠点の一つである。

c) BRIK システムの脆弱性

輸入業者にとって BRIK エンドースメントは合法証明ツールの一つとされている。しかしながら、その手続きの際に義務付けられている提出書類のみでは、最終加工産業より上流の流通に関する丸太移動報告書 (LMKB) や加工材移動報告書 (LMKO) の提出は義務付けられていないため、最終加工産業より上流のサプライチェーンにおける木材移動の整合性に関して確認することができない。

また現状の BRIK エンドースメントは、SKSKB 発行前の違法行為を監視する責務は担っていないため、仮に SKSKB 発行前に違法丸太が混入し、SKSKB により合法化されると、BRIK エンドースメントでは、その違法行為を発見できない。

しかしながら、新規則 (P55) では、LMKB、LMKO の備考欄に、出荷木材の輸送目的地の情報を記載することが義務付けられている。この新規則の法遵守が徹底されると仮定すれば、伐採地までの木材移動の整合性を確認することができるとも考えられるため、必ずしも新規則に違法行為発見の可能性がないわけではないことを付け加えておく。

d) 通関時の検査時の課題

通関時における物品の抜き取り検査は、第三者機関であるスコフィンによって BRIK エンドースメント対象品目における特定品目のみに対して行われている。この検査は違法行為取締りの実績もあり、大変有効な手続きである。一層の取締り強化のために、この検査を BRIK エンドースメント対象品目すべてに対して行う必要がある。

e) その他の阻害要因

執行体制の脆弱性も問題となる。中央の林業省から地方の林業局への情報伝達、周知・徹底、州・県林業局の書類確認作業の不十分さや監督不行届き、現場担当者の能力や習熟度など、既存システムを適切に運用することのできる体制に数々の課題があり、脆弱であること。また、それ以前の問題として、中央の林業局によって目まぐるしく法規制が改正されていることもその大きな要因となっている。KKN と呼ばれる汚職、癒着、縁故びいきも大きな要因である。

また、合法性を担保するために、政府機関や民間組織によるトラッキングシステムや段階的アプローチによる認証取得支援などがあるが、生産者レベルでは、ほとんどその目的、特徴、相違点などを把握していない。こうした情報認知度の差により、混乱している傾向も窺える。

6-2 提言

インドネシアの森林開発は 1950 年代からはじまり、現在、天然林施業が行われている生産林の多くは過去に 1 度ないし 2 度伐採されている。本調査により訪れた東カリマンタン州東クタイ県北東部にある ST 社の生産林ではマカラングと呼ばれる先駆種が多く見られ、直径 2m 級の良材は見当たらなかった。伐採前の状態まで回復していない蓄積量の低い森林で生産が行われているのが現状である。

このような状況の中、国際社会における共通認識として「違法伐採問題」が取り上げられるようになった背景も、急速な森林劣化・減少に対する危機感からである。違法伐採の抑制・撲滅は、森林資源の保全・保護、適正な利用の実現のための第一歩であり、目的はあくまで持続可能な森林経営の実現にあることを強調したい。

なお、今後、インドネシアの林業関連法令は、2007 年政令 6 号をもとに、細則が順次改定されていく予定である。大規模伐採権所有者の施業規則についての改正のみならず、これからの主流になるであろう産業造林、民有林、さらにはコミュニティ林・村落林における施業規則が新たに制定される方向である。このようにインドネシアは現在、森林関連法規改正の真っ只中にある。今後、その改正がどのように展開するのか、消費国側も注視していく必要がある。

民間企業の対応について

木材関連企業が、インドネシアから信頼性の高い合法材を調達するためには、ここまで挙げてきた既存システムによる合法証明の脆弱性に留意することが必要である。これには既存の法規と森林・林業に関する幅広い知識と経験、自社の取扱い木材のサプライチェーンを把握することが求められる。しかし、これらの知識構築とサプライチェーン把握を、企業ごとに個別に行うことは、必ずしも現実的ではない。このため、本報告書 4.3 等で一部紹介した第三者機関の森林認証、合法性

検証、トラッキングシステムや、段階的アプローチなどの導入により合法性を担保することが必要である。

いずれにしても、合法木材調達を定着させるためには、制度に対する理解度の向上が鍵となる。このためにはグリーン購入を推進する担当者、または担当グループを自社内に置くことは効果的であろう。こうした担当者を置く余地のない企業については、適宜専門的な知見を有する NGO や研究機関等の情報提供やアドバイスを得ることが重要である。長期的には自社のグリーン購入に関する専門家を養成する必要もあるだろう。明文化した自社の調達方針、およびその実施状況や改善進捗を把握し、公開していくことは、取扱う木材の信頼性を確保する上で重要である。

日本政府の対応について

2007 年 1 月、インドネシア林業省、林産物業界、そして NGO も含んだマルチ・ステークホルダー・プロセスにより、インドネシア木材合法性基準 (WLS Ver4.0) が策定され、草案が林業大臣に正式に提出された⁸⁸。また、林産物取扱規則の改正や、政令 2007 年 6 号⁸⁹などにより、コミュニティや組合組織など、小規模な地域住民参加型森林管理・経営も考慮した法規も整備された。このように、インドネシア国内における合法木材供給体制の整備は着実に進んでいる。

一方、日本政府においても、こうした供給側の体制構築を、EU など他の木材輸入国と歩調を合わせて支援していくことが重要であろう。WLS は多くの関係者の議論の末に合意・策定された包括的な基準であり、レベルも高い。需要側としても、これを尊重し、例えば WLS に基づくチェック機能を BRIC のエンドースメントに追加していくことを働きかけることなどは効果的であると考えられる。

また、インドネシア-英国 MoU の取組み、EU-FLEGT の動きなどに歩調を合わせ、違法木材輸入規制の枠組みを構築することは重要であり、インドネシア政府との間で EU と同様の VPA を締結するなど検討事項であろう。さらに、Asia-FLEG など、国際的な枠組み構築の取組みに積極的に参加し、アジア地域のリーダーシップを取っていくことも考えられる。

さらに、現在の合法木材調達ガイドラインをより具体化していくため、WLS を日本政府のインドネシア産木材製品調達における合法性基準としてグリーン購入法へ適用すること、AFP により提案された合法性基準を参考とし、日本政府の輸入木材製品に関する合法性基準を策定することなども重要な検討課題であろう。

インドネシア政府は、毎年のごとく頻繁に法規制を改正しており、そのこと自体、法規制の浸透を阻害している面もある。このようなインドネシア政府側の課題を、適切な対話チャンネルを用いて相手側に伝達するとともに、改正の情報を的確に把握し、木材を取り扱う日本企業等に提供することも必要であろう。

⁸⁸ (社)全国木材組合連合会主催(2007年2月26-27日)の違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 東京の配布資料から

⁸⁹ 森林管理および森林管理計画策定ならびに森林利用に関する政令 No.6/2007

今回の調査でヒアリングした合板企業の担当者は、「森林資源が枯渇しているため、良材丸太調達は非常に困難で、工場操業もままならない状況である」と語ってくれた。木材のサプライチェーンの源流においては、このように確実に熱帯森林の蓄積量低下の影響が忍び寄ってきている。このままでは、インドネシアが、かつて日本等からの木材需要圧力による乱伐採で森林資源が枯渇してしまったフィリピンの二の舞になる日も遠くないかもしれない。他方、都市化、人口増加、インフラ整備、食糧需要の増加、バイオ燃料の需要拡大を背景にした急速な農地開発など、森林減少は一層進む傾向である。インドネシア熱帯林の開発圧力は高まっており、すでに枯渇しつつある森林資源を利用する上で、持続可能な森林経営の確立は緊急の課題となっている。

インドネシアにおける森林資源の保全を実現するためには、生産国の自助努力に併せ、消費国側からの木材製品購入にあたり、持続可能な森林経営のためのコストの分担、消費国内における認証材・合法材の需要喚起など市場を介した支援や、認証材・合法材の供給拡大のための支援などが欠かせない。資源枯渇が顕著に表れてきたインドネシアの森林における保全と利用との両立の実現に向けて、木材輸入大国としての日本が果たす役割は大きい。

参考文献

【和文資料】

- IGES (2002). “森林における違法伐採の規模およびメカニズム等に関する調査報告書”. 平成13年環境省請負業務結果報告書, (財)地球環境戦略研究機関.
- FoE Japan (2005). “世界の森林環境保全のための国内各層での「フェアウッド」利用推進事業に関するフィージビリティ調査最終報告書. 平成16年度環境省民間活動支援室請負事業報告書.
- FoE Japan (2007). Green Earth, 20号.
- エックス都市研究所 (2006). “地球的規模の問題に対する食料・農業・農村分野の貢献手法に関する検討調査委託事業～熱帯林の持続的管理・経営のための和が国の取り組み～”. 農林水産省委託調査報告書.
- 岡本幸江 (2004). “違法伐採のメカニズム - インドネシアの実態”. 井上真 編著, アジアにおける森林の消失と保全, 中央法規.
- 加藤学 (2004). “林業改革と資源レント配分の変化(第7章)”. 佐藤百合 編著, インドネシアの経済再編 - 構造・制度・アクター, アジア経済研究所.
- 外務省 (2007). G8 森林行動プログラム実施進捗状況報告書(外務省仮訳).
- JANNI (2004). インドネシアの森は誰のもの?. 日本インドネシア NGO ネットワーク.
- JATAN (2003). もうひとつの熱帯林破壊. 熱帯雨林行動ネットワーク.
- JATAN (2003). 違法伐採停止と原生林保護に向けた日本社会の貢献. 熱帯雨林行動ネットワーク.
- 宮川秀樹 (2000). “森林保全(第4章)”. 第4次インドネシア国別援助研究会報告書, 国際協力機構(JICA).
- 原田一宏 (1999). “地域住民の参加による保護地域管理のための方策 - インドネシア・グヌンハリムン国立公園を例として - ”. 林業経済, 1999年10月号.
- 荒谷明日兒 (2003). “インドネシアにおける森林減少、違法伐採、違法輸出の現状”. 平成15年度違法伐採対策支援事業報告書, (社)全国木材組合連合会.
- 全木連 (2007). 違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 東京 - 日本の木材調達政策に対する世界の対応 - 抄録集. (社)全国木材組合連合会.
- 藤間剛 (2005). “アジア森林パートナーシップ(AFP)における違法伐採対策のための合法性基準”. 熱帯林業, 第64号.
- 農林水産技術協会 (2004). 林産物貿易自由化が持続可能な森林経営に与える影響評価. 農林水産技術協会事務局.

【英文資料】

- AFP (2005). *Work Plan on Legality - Developing Minimum Standards of Legality, Timber tracking and Chain of Custody Systems, Certification Systems Among Asia Forest Partnership (AFP) Partners*. Asia Forest Partnership.
- Agus Setyarso (2007). *Review of the UK - Indonesia Memorandum of Understanding on Illegal Logging* (under preparation document)

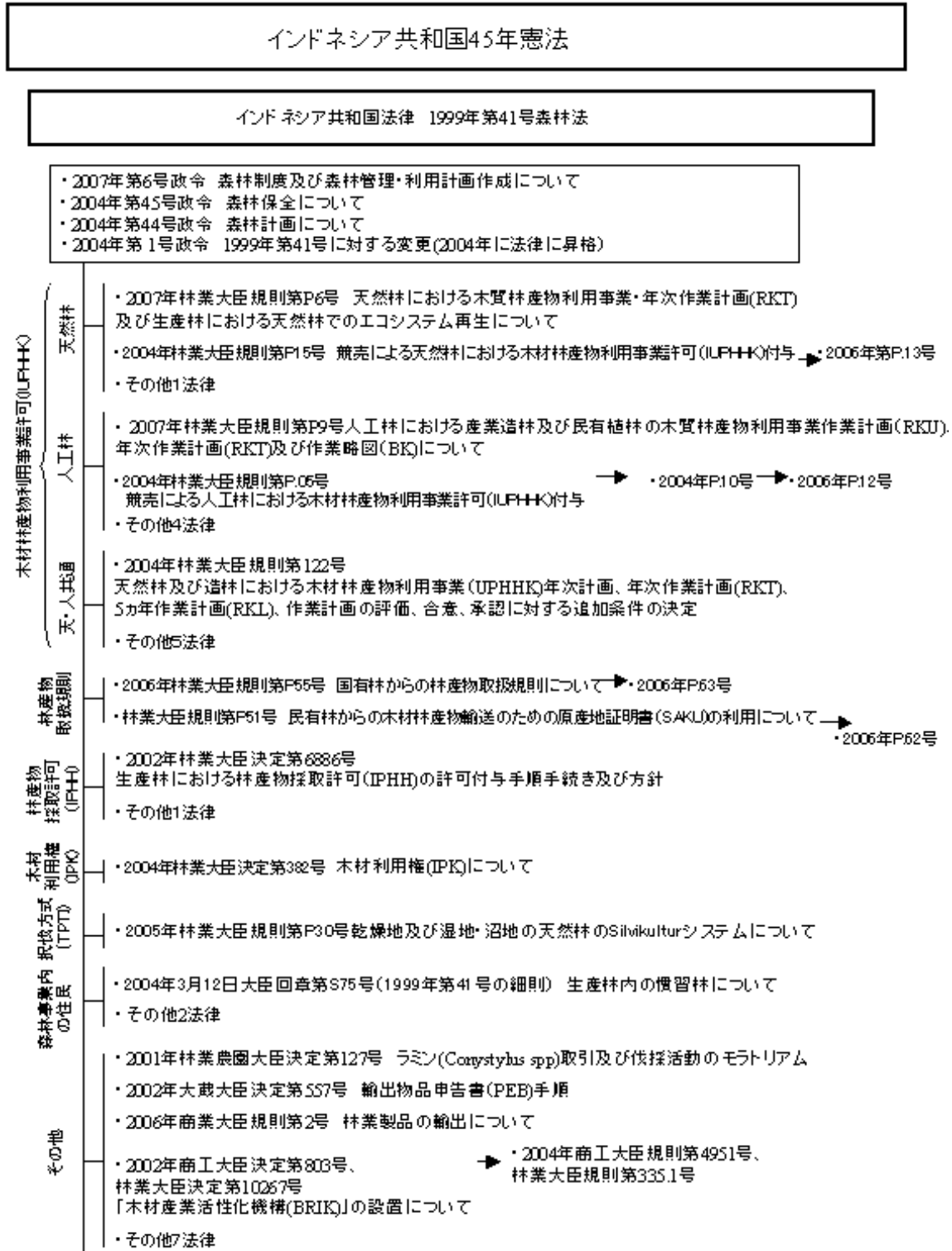
- CIFOR (2002). Hutan Adat. Warta Kebijakan, No.3.
- CIFOR (2002). Masyarakat Adat, Warta Kebijakan No.2
- FAO (2005a). *Global Forest Resources Assessment 2005*. FAO.
- FAO(2005b). *State of the world's forest*, FAO.
- Forest Watch Indonesia, Global Forest Watch (2002). *The state of the forest – Indonesia*.
- International Tropical Timber Organization (2005), *Annual Review And Assessment of The World Timber Situation 2005*.
- International Tropical Timber Organization (2006). *Status of Tropical Forest Management 2005*.
- Marcus Colchester (2006). *Justice in the forest*.
- Ministry of Forestry Indonesia (2005), Eksekutif Data Strategis Kehutanan 2005
- Ministry of Forestry Indonesia (2005), Forestry Statistics of Indonesia 2004
- TNC et al (2006). *Laporan workshop penyempurnaan standard legalitas kayu*. The Nature Conservancy.
- Telapak, Environmental Investigation Agency (2001), Timber Trafficking
- Telapak, Environmental Investigation Agency (2005), The Last Frontier
- World Bank (2001). *Indonesia: Environment and natural resource management in a time of transition*.

参考 WEB サイト

- WALHI www.walhi.or.id/kampanye/hutan/hut_punah/,
http://www.walhi.or.id/kampanye/hutan/shk/060819_htnsulwsi_li/
- インドネシア林業省 www.dephut.go.id/
- Down to Earth No. 53-54, August 2002, <http://dte.gn.apc.org/53MoU.htm>
- 日本貿易振興機構 (JETRO) 輸出品目規制 http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/idn/trade_02/#6
- コンパス紙, April 2006, <http://www.kompas.com/kompas-cetak/0604/28/ekonomi/2612665.htm>

付録

1. インドネシア森林法序列図



出所 筆者作成

2. 改訂林産物取扱規則原文(仮訳)

林業大臣規則 2006 年第 55 号 (No.P55/MENHUT-II/2006) (仮訳)

(林業大臣規則 2006 年第 63 号 (P.63/Menhut-II/2006 により一部改正)

国有林から生産された林産物取扱規則

林業大臣は、

次の事項を考慮し、

- a. 政令(2002 年第 34 号)第 7 章 73 条に基づき、林業大臣規則 2003 年第 126 号林産物取扱規則が制定された;
- b. 施行の評価結果及び現在の状況の展開を鑑みて、林産物取扱規則を再規定する必要がある;
- c. 上記の件に関連し、林業大臣規則を持って国有林から生産された林産物取扱規則を再制定する必要があると判断した。

(法令名略)

第 1 章 総則

第 1 条 この規則の中で意味することは;

1. 林産物取扱業務とは、生産計画、収穫、伐採、表示、計測・検査、輸送・流通・保管、管理及び報告に亘る業務である。
2. 国有林とは、所有権を設定されていない土地にある森林である。
3. 林産物とは、木材林産物(HHK)と国有林内で採取される野生動植物以外の非木材林産物(HHBK)の形状をした生命体物質である。
4. 天然林における木材林産物利用事業許可(IUPHHK)、以下天然 IUPHHK と呼ぶ、とは、木材林産物の伐採・収穫、植栽、保育保全、管理及び販売の活動で生産林を利用する許可である。
5. 天然林における非木材林産物利用事業許可(IUPHHBK)とは、天然林における非木材林産物の利用許可である。
6. 人工林における木材林産物利用事業許可(以後、IUPHHK Tanaman とする)とは、土地の確保、伐採・収穫、植栽、保育保全、管理及び販売の活動で生産林における植林木林産物を利用する許可である。
7. 人工林における非木材林産物利用事業許可(IUPHHBK)とは、とは、土地の確保、伐採・収穫、植栽、保育保全、管理及び販売の活動で生産林における非植林木林産物、人工林産品を利用する許可である。
8. 木材林産物採取許可(IPHHK)とは、生産林において、一定期間に一定量の収穫、輸送、管理及び販売を含む木材林産物取引を行うための許可である。
9. 非木材林産物採取許可(IPHHBK)とは、保安林又は生産林において、籐、蜂蜜、果実、樹脂、薬草その他のような非木材林産物の収穫、輸送、管理及び販売のための全ての活動に対する許可である。
10. 許可所持者とは、林産物利用事業又は林産物輸送活動のために許可を与えられた

私企業体(BUMS)、国営企業体(BUMN)、公営企業体(BUMD)、協同組合及び個人企業である。

11. 合法であるその他の許可(ILS)とは、木材利用権(IPK)の形で与えられる森林利用許可である。

12. 競売権所持者とは、国家競売債権サービス事務所により競売に掛けられる林産物所有権を所有する者として定められた事業団体、研究所又は個人である。

13. 木材利用権(IPK)とは、転換された生産林、借用使用という名目での地域の利用(記者注:借用地)、交換地(Tukar Munukar)そして他の用途地域(APL)又は非林業地域(KBNK)からの林産品及び非林産品の利用許可である。

14. 一次木材林産業事業許可(IUIPHHK)とは、丸太、小径丸太を加工し半完成品又は完成品を製造する工業の設立許可である。

15. 一次非木材産業事業許可(IUIPHBK)とは、非木材林産品加工し半完成品又は完成品を製造する工業の設立許可である。

16. 継続木材加工産業(IPKL)とは、一次木材林産業生産から原材料を調達し林産品を加工する産業である。

17. 統合木材加工産業とは、一次非木材産業事業と継続木材加工産業が一箇所の産業地域、一つの法人格内にある産業である。

18. 伐採作業区(Blok Kerja Tebangan)とは1年の期間内に伐採される一定の森林面積単位である。

19. 伐採作業区画(Petak Kerja Tebangan)とは、一定面積の伐採区の一部であり、同一の択伐を施行できる最小の利用事業区画である。

20. 山土場(TPn)とは、関係する伐採作業区画付近の伐採・収穫した林産物の集積のための場所である。

21. 貯木場(TPK)とは、IUPHHK/IPHHK/IPK 所持者の所有地であり、貯木場内又はその周辺は複数の山土場からの丸太・小径丸太を集積する場である。

22. 工場貯木場(TPK Industri)とは貯木池(Logpond)又は貯木地(Logyard)の形態をとる工場敷地内またはその周辺にある貯木場である。

23. 林外貯木場(TPK Antara)とは、権限のある公務員により定められた、IUPHHK/IPHHK/IPK/ILS 許可地域外に位置し、貯木池や貯木地の形をとる丸太又は小径丸太を集積する場所である。

24. 登録集荷場所とは、県/市営林局から認定を得た企業が所有する加工木材集積のための場所である。

25. 伐採結果報告承認職員(P2LHP)とは、丸太・小径丸太伐採結果報告承認を行うための職務と責任義務を与えられ任命された林産物検査官としての資格を満たす林務公務員である。

26. 非木材林産物生産報告承認職員(P2LP-HHBK)とは、非木材林産物生産報告承認を行うための職務と責任義務を与えられ任命された林産物検査官としての資格を満たす林務公務員である。

27. 丸太受領検査員(P3KB)とは、一次木材林産業、林外貯木場(TPK-Antara)又は公港にて受領される丸太の検査を行うための職務と責任義務を与えられ任命された林産物検査官

としての資格を満たす林務公務員である。

28. 合法丸太証明書発行職員(P2SKSKB)とは林業 PNS 部門及び非 PNS 部門にて活動する公務員で、SKSKB 文書を発行するための職務と責任義務を与えられ任命された林産物検査官としての資格を満たす林務公務員である。

29. 送り状発行職員(FA-KB/FA-HHBK/FA-KO 発行職員)とは、送り状文書を発行するための職務と責任義務を与えられ任命された林産物検査官としての資格を満たす林業部門で活動する企業の職員である。

30. 事業体とは、権限のある機関からの合法的な許可を持つ法人であり、林業部門において活動する企業である。

31. 林産物取扱活動における個人とは、林業部門における事業を実施する個人である。

32. 立木調査(Timber Crusing)とは、既に定められている規則に沿って集中的に実施される樹種、数量、直径、樹高及び現場・環境状況の情報を知るための、樹木(伐採が予定されている)、主要な樹木、保護樹木、若齢林、その他現場データについての計測、監督及び登録活動である。

33. 立木調査報告書(LHC)とは、樹木番号、樹種、直径、枝条を除く樹高及び材積見積が記載された伐採作業区画(Petak Kerja Tebangan)における立木調査活動の実施からの立木データ結果である。

34. 計測野帳(BU)とは、山土場(TPn)にて作成される伐採された木材計測結果の日々のメモである。

35. 丸太伐採報告書(LHP-KB)とは、定められた区画/区での丸太の形をした全実現立木伐採結果についての文書である。

36. 小径丸太伐採報告書(LHP-KBK)とは、定められた区画/区での小径丸太の形をした全実現立木伐採結果についての文書である。

37. 非木材林産物生産報告書(LP-HHBK)とは、定められた地域での非木材林産物の形をした全実現収穫結果についての文書である。

38. 丸太(KB)とは、伐採され玉切られた直系 30cm 以上(末口)の樹幹の部分である。

39. 小径丸太(KBK)とは、直径 30cm より小さな材で埠頭材、魚杭、杭、枕木、枝条、燃料、木炭原料、及び幹・立枯の残材または 40%を超えた心材部分が腐り/欠点があるために値引きされる直径 30cm 以上の丸太材である。

40. 非木材林産物(HHBK)とは、生産林・保安林内から採取された木材以外の林産物でとりわけ、籐、蜂蜜、果実、樹脂、薬草その他のようなものである。

41. 加工材(KO)とは、木材林産物加工製品のことであり。

42. 仙角(Kayu Pacakan)とは、まさかり、チェーンソーの様なものを使って丸太や小径丸太から加工した角材である。

43. 競売林産物とは、合法的な競売より出た木材林産物及び非木材林産物である。

44. 丸太一覧表(DKB/DKB-FA)とは、SKSKB/FA-KB 発行の基となり、丸太の出所・詳細を記載した SKSKB/FA-KB に添付される文書である。

45. 小径丸太一覧表(DKBK)とは、FA-KB 発行の基となり、FA-KB に添付される小径丸太の出所・詳細を記載した文書である。

46. 非木材林産物一覧表(DHHBK)とは、FA-HHBK 発行の基となり、FA-HHBK に添付さ

れる非木材林産物の出所・詳細を記載した文書である。

47. 加工材一覧表(DKO)とは、FA-KO 発行の基となり、FA-KO に添付される加工材の出所・詳細を記載した文書である。

48. 合法林産物証明書(SKSHH)とは、林産物取扱規則における全ての活動部分において林産物合法性の証拠となる文書である。

49. 合法丸太証明書(SKSKB)とは、権限のある官吏が発行した輸送文書であり、国有天然林内の、DR・PSDH 支払い済みの既に合法性証明プロセスを経た合法的許可地域から直接輸送される丸太の形をした林産物の輸送、管理及び所有において活用される。

50. 丸太輸送送り状(FA-KB)とは、企業の職員である FA-KB 発行職員により発行される書類で、生産林地域における人工林または国有天然林において合法的許可から出た丸太又は小径丸太の形をした林産物の輸送において活用される。

51. 加工材輸送送り状(FA-KO)とは、FA-KO 発行職員により発行される輸送文書であり、製材、凹版、ベニア、小片、LVL の形をした加工材の林産物輸送に活用される。

52. 非木材林産物輸送送り状(FA-HHBK)とは FA-HHBK 発行職員により発行される輸送文書であり、国有天然林における合法的許可地域より出た非木材林産物の輸送に活用される。

53. 継続輸送とは、事前に林外貯木場/工場内貯木場にて経由した丸太又は小径丸太の形をした林産物輸送のことである。

54. 丸太移動報告書とは、丸太移動がおこった貯木場にて作成された丸太受領、丸太引渡し、丸太供給残量を記した文書である。

55. 小径丸太移動報告書とは、小径丸太移動がおこった貯木場にて作成された小径丸太受領、小径丸太引渡し、小径丸太供給残量を記した文書である。

56. 非木材林産物移動報告書とは、非木材林産物受領、非木材林産物引渡し、非木材林産物供給残量を記した文書である。

57. 加工材移動報告書とは、工場又は合法的集積所にて作成された、加工材受領、加工材引渡し、加工材供給残量を記した文書である。

58. 木材樹種グループとは PSDH/DR 料金グループに基づき伐採された木材樹種のグループ化であり、同時にそれら丸太に付随する国の権利を代表するものである。

59. 総局長(Direktur Jenderal)とは、林業省生産総局(BPK)の職務と責任を委譲された総局長である。

60. 州営林局(Dinas Provinsi)とは、州地域における林業部門の職務と責任を委譲された事業局である。

61. 県・市営林局(Dinas Kabupaten/Kota)とは、県・市地域における林業部門の職務と責任を委譲された事業局である。

62. 事務所(Balai)とは、林業省生産総局かにあり、総局に対して責任を負う技術実施の事務所である。

第2節

林産物取扱規則の(適用)範囲及び意図

第2条

- (1) 林産物取扱規則は、森林保護、国家収入、林産物利用を最善の方法で実現させるため、林産物取扱規則が秩序正しく効率よく運用されるために、林業分野における事業又は活動を行うすべての対象に法的確実性及び指針を与えることを意図している。
- (2) 林産物取扱規則の範囲は、丸太、小径丸太、非木材林産物、国有林における合法的許可から出た加工林産物の形をしたすべての種類の林産物を対象としている。
- (3) 特別にインドネシア林業公社(Perum Perhutani)生産の林産物に関して、林産物取扱規則は、林産物の輸送手順に関連する事項を除き、インドネシア林業公社理事会により独自に統制される。

第3節

林産物の計測

第3条

- (1) 国有林からの全ての林産物は、PSDH・DR 算出の基礎として林産物検査認証を受けた者による計量及び検査が行われることが義務付けられている。
- (2) (1)でいう林産物の計量及び検査は現行の規定に沿って行われる。

第2章

計画

第1節

立木調査報告書(LHC)の作成

第4条

- (1) 伐採・収穫を実施しようとする木材林産物利用事業許可所持者は立木調査を実施しなければならない。そして IPK(木材利用権)所持者は潜在調査を行わなければならない。
- (2) (1)でいう立木調査及び潜在調査は現行の規定に沿って行われる。
- (3) (2)でいう立木調査の結果は、天然林における IUPHHK(木材林産物利用事業許可)に限り、様式 DKA.101a を用いて天然林 LHC(立木調査報告書)及び企業取締役役に署名された様式 DKA.101c を用いて年次伐採 LHC(立木調査報告書)要約を作成することが義務付けられている。
- (4) (2)でいう人工林 IUPHHK(木材林産物利用事業許可)での立木調査の結果は、企業取締役役により署名された様式 DKA.101b を用いた人工林立木調査報告書を作成することが義務付けられている。
- (5) (1)でいう IPK 潜在調査の結果は、許可所持者により署名され、州営林局長へ報告されなければならない。
- (6) (3)及び(4)でいう立木調査報告書(LHC)及び要約は、州営林局長へ報告され、写しを県・市営林局長へ送付されなければならない。

第2節

伐採・収穫・採取計画

第5条

- (1) 第4条(6)でいう報告済み天然林 LHC(立木調査報告書)又は人工林 LHC(立木調査報告書)に基づき、IUPHHK 所持者は年次伐採計画(RKT)を作成し、承認評価を受けるため州営林局長へ提出する。
- (2) 第4条(5)でいう報告済み IPK 潜在調査の結果に基づき、IPK 所持者は年次伐採略図(BKT)を作成し、州営林局長に提出し、写しを木材生産総局(BPK)長に提出する。
- (3) 承認された年次伐採計画(RKT)に基づき、IUPHHK 所有者は木材林産物の収穫・伐採を行うことができる。
- (4) 承認された木材林産物採取許可(IPHHK)における伐採目標に基づいて、木材林産物採取許可(IPHHK)所持者は、木材林産物の伐採・収穫を実施することができる。
- (5) 権限のある官吏により承認された木材利用権(IPK)における年次伐採略図(BKT)に基づいて、木材利用権(IPK)所持者は、木材林産物の伐採を実施することができる。
- (6) 非木材林産物利用許可(IUPHHBK)又は非木材林産物採取許可(IPHHBK)における非木材林産物採取目標に基づいて、非木材林産物利用許可(IUPHHBK)・非木材林産物採取許可(IPHHBK)所持者は非木材林産物の採取を実施することができる。

第3章

収穫・伐採

第1節

生產品報告書(LHP)の作成

第1段落

丸太生產品報告書(LHP-KB)の作成

第6条

- (1) IUPHHK(木材林産物利用事業許可)、木材林産物採取許可(IPHHK)、木材利用権(IPK)所持者は、収穫・伐採及び山土場での玉切りを行ったあと、現行規定による丸太の印付け、計測・検査を行う義務がある。
- (2) (1)でいう丸太の印付けは、立木調査報告書(LHC)にある立木番号と合致している。
- (3) (1)でいう計測・検査は、直径、材長、材積を含む玉切られたすべての丸太の寸法・容積を認知するためのものである。
- (4) 丸太番号、伐採区画番号、平均直径、在庁及び樹種を付ける丸太への表示は、印付け又は消されにくい印をつけて行われなければならない。
 - a. 乾燥した森林では;両木口(Kedua bontos)
 - b. 沼沢地の森林では;胴(badan kayu)
- (5) 伐採した夫々の樹木の伐根に、立木番号、樹種、伐採日付、年次伐採作業区画・及び年次作業計画(RKT)又は作業部分番号を、鑿を使って、又は消えにくい方法で印を付けなければならない。
- (6) 一本の立木は何本かの丸太になるので、玉切りされた丸太への番号付けは、元玉番号に A 文字を追記し(例:102A、102B...と続く)、それらの玉が更に切られる場合は A 文字の後に a 文字を追記する(例:102Aa、102Ab...と続く)。
- (7) それに続く計測結果のデータは、毎日丸太計測野帳(Buku Ukur Kayu Bulat)へ様式 DKA.102a を使用し、企業職員により記入される。

- (8) (7)でいう記入済み丸太は、続いて承認済丸太とは離れた場所に集積される。
- (9) (7)でいう野帳に基づき、IUPHHK(木材林産物利用事業許可)、木材林産物採取許可(IPHHK)、木材利用権(IPK)所持者は、様式 DKA.103a を用いて山土場において丸太伐採報告書(LHP-KB)を作成し、且つ、様式 DKA.103b を用いて丸太伐採報告書(LHP-KB)要約を作成する。
- (10) (9)でいう丸太伐採報告書(LHP-KB)及び丸太伐採報告書(LHP-KB)要約は、少なくとも毎月2回、月の中旬と下旬、伐採報告書(LHP)作成職員により、計測野帳からのデータを入力して山土場で作成されなければならない。
- (11) 丸太伐採報告書(LHP-KB)は、伐採作業区域(Blok)毎に作成される。もし1伐採年に1以上の伐採作業区域になった場合、丸太伐採報告書は、分離した方法で夫々の伐採作業区域毎に作成される。
- (12) 1年に2箇所以上の伐採作業区域があるときは、伐採作業区域の数に従って2名以上の丸太伐採報告書作成者を配置するように、夫々の伐採作業区域に最低1名の丸太伐採報告書作成者を配置しなければならない。
- (13) 1つの伐採作業区域に2以上の県・市地域がある場合は、丸太伐採報告書は夫々の県・市ごとに作成される。
- (14) 立木の伐採・収穫がないときは、事業者は摘要欄にその理由を記入して、ゼロの丸太伐採報告書を作成しなければならない。

第2段落

小径丸太伐採報告書(LHP-KBK)の作成

第7条 (略)

第3段落

非木材林産物生産報告書(LP-HHBK)の作成

第8条 (略)

第2節

伐採報告書作成職員(P2LHP)の任命

第9条

- (1) IUPHHK(木材林産物利用事業許可)、非木材林産物利用許可(IUPHHBK)、木材林産物採取許可(IPHHK)、非木材林産物採取許可(IPHHBK)、木材利用権(IPK)所持者は、LHP-KB、LHP-KBK、LP-HHBK 報告者作成職員(Petugas Pembuat)を持たねばならない。
- (2) (1)でいうLHP-KB、LHP-KBK、LP-HHBK 報告者作成職員(Petugas Pembuat)とは、州営林局長により任命された林産物検査の認証を受けた職員である。
- (3) LHP-KB、LHP-KBK、LP-HHBK 報告者作成職員(Petugas Pembuat)として任命される条件として、(1)でいう許可所持者は、州営林局長決定により任命されるために、州営林局長に以下の添付資料と共に候補者名簿を提出しなければならない。
 - a. 有効な証明書と検査員証の写し

b. 勤務サイト・地域と署名型

c. 事務所(Balai)長からの技術推薦状

(4)(3)でいう決定は、夫々の職員登録番号付与に伴い、県・市営林局長及び事務所(Balai)への写しが提出される。

(4) 東カリマンタン州の丸太伐採報告書作成者の登録番号の例；
001/19/1904/BT/SLM/KBの意味は、次のとおりである。

001:シリーズ番号

19 :州記号(東カリマンタン州)

1094:県記号(ペラウ県)

BT:会社記号(PT.Begitu Terang)

SLM:従業員略名(Solomon)

KB:丸太(略称)

(5) LHP-KB、LHP-KBK、LP-HHBK 作成職員の任命決定は最長1年間有効である。

第3節

LHPの承認

第1段落

LHP-KBの承認

第10条

- (1) 少なくとも毎月の中旬と下旬に、丸太伐採報告書作成者は、作業地域の伐採報告承認職員(P2LHP)に対して伐採報告書の承認申請を、添付 VI のフォーム例を用いて、提出しなければならない。
- (2) (1)でいう申請に基づき、P2LHP は現行の規定に沿って形量検査を行う(添付 III)。
- (3) 様式DKB.201aを用いて形量検査結果は丸太検査リストへ記入され、LHP-KB 検査調書を様式 DKB.201h を用いて作成し、調書結果が正しいと裏付けられた場合、LHP-KB 検査調書は、LHP-KB 承認の基として利用される。
- (4) LHP-KB 承認は山土場にて P2LHP により行われる。
- (5) 承認済 LHP-KB は PSDH 及び DR 支払い計算の基とされる。
- (6) 次期の LHP-KB 承認は、その前の期の LHP が PSDH 及び DR 支払いが済まされてから行われる。
- (7) (4)でいう承認済み且つ PSDH 及び DR 支払済みの丸太は、PSDH 及び DR 未払い丸太とは離されて集積される。
- (8) LHP-KB は要約が作成され、その要約は県・市営林局長へ提出され写しは以下へ提出される。
 - a. 州営林局長
 - b. 事務所(Balai)長
 - c. P2SKSKB
 - d. P2LHP

第 2 段落

小径丸太伐採報告書(LHP-KBK)の承認

第 11 条 (略)

第 3 段落

非木材林産物生産報告書(LP-HHBK)の承認

第 12 条 (略)

第 4 章

林産物の輸送

第 1 節

文書の種類

第 13 条

- (1) 林産物輸送において使用される合法文書は以下からなる；
 - a. 合法丸太証明書(SKSKB)は、DKA401 の様式である。
 - b. 丸太送り状(FA-KB)は、DKA301 の様式である。
 - c. 非木材林産物輸送送り状(FA-HHBK)は、DKA302 の様式である。
 - d. 加工木材林産物輸送送り状(FA-KO)は、DKA303 の様式である。
- (2) (1)の a.、b.及び c.でいう丸太、小径丸太、非木材林産物の輸送文書類は、国有林から生産された林産物の輸送、権限、所有における合法性の証拠として機能する林産物合法証明書である。
- (3) IUPHHK・IPK 地域内の貯木場から、許可地域外の他の場所を目的地とした全ての丸太輸送には、SKSKB 文書が添付されることが義務付けられている。
- (4) 林外貯木場・工場内貯木場からの継続輸送としての丸太及び小径丸太の全ての継続輸送には FA-KB 文書が添付されることが義務付けられている。
- (5) 国有林における合法的許可から出た全ての小径丸太の輸送には FA-KB 文書が添付されることが義務付けられている。
- (6) 人工林 IUPHHK 及びインドネシア林業公社より生産された丸太及び小径丸太の全ての輸送は、FA-KB 文書が添付されることが義務付けられている。
- (7) 工場から・工場へ輸送される製材、小片、ベニア、合板、LVL の形をした加工材の輸送は、FA-KO が添付されることが義務付けられている。
- (8) 集積場から・工場地以外の他の場所へ輸送される製材、小片、ベニア、合板、LVL の形をした加工材の輸送は、企業 Nota(訳者注:材積、樹種、原産地、目的地、日付が記載され、値段が付いていない送り状)を使用する。
- (9) (7)及び非木材林産物加工製品以外の加工材の全ての輸送は、売却・送付企業 Nota を使用する。
- (10) Sentra 工場又はたの集積場へ輸送される加工工場から出た木炭の全ての輸送は、FA-KO 文書を添付することが義務付けられている。
- (11) 発見・押収・没収により競売にかけられてた木材の全ての輸送は、様式 DKB.402 を用いた、現地の県・市営林局長により発行された競売輸送書を添付されることが義務付け

られている。

第 14 条

- (1) 第 13 条(1)でいう SKSKB、FA-KB、FA-KO 及び FA-HHBK 文書の使用は、以下の場合にのみ有効である；
 - a. 1 回の利用；
 - b. 1 所有者；
 - c. 1 林産物商品種類；
 - d. 1 輸送機；
 - e. 1 輸送方向
- (2) 全ての輸送機は、1 以上の輸送文書による林産物の輸送に利用することができる。
- (3) (1)の d.でいう 1 輸送機にて数個の荷物箱を利用する加工木材の輸送の場合、全ての荷物箱には FA-KO が添付されなければならない。
- (4) (1)の d.で条件付けされている 1 輸送機の利用は、経路及び輸送機の変更が合った場合無効となる。

第 15 条

- (1) 利用効率及び原料輸送に鑑みて、生産林内で加工された丸太については、技術的な行政的施行は木材生産総局(BPK)長により統制される。
- (2) (1)でいう合法的許可による加工活動から得た加工材は、その加工材の生産地とグループ化された一次木材林産物工場・工場体へのみ輸送することができる。
- (3) (2)でいう加工材の輸送では、関連する一次木材林産物工場・工場体の名前で FA-KO 文書を利用することが義務付けられている。
- (4) (3)でいう加工材の FA-KO は、事前に木材生産総局(BPK)長の許可を得てから、利用できる。

第 16 条

- (1) 天然林 IUPHHK 地域から出た丸太の輸送で、自然要因又は他の障害により SKSKB を利用することが効率的でない場合、輸送は FA-KB 文書を利用し州営林局により特別に統制される。
- (2) (1)でいう輸送規制は、以下の場合に対して施行される；
 - a. とりわけ河川の水が引けた場合のような、手動により行われる輸送
 - b. 主要輸送船が集積場・貯木場に停泊できなかったことにより、丸太の積荷作業が段階的に(徐々に)行われた又は 1 日以上時間を要した場合

第 2 節

輸送手順

第 1 段落

SKSKB 発行手順

第 17 条

- (1) 全ての SKSKB 発行において、申請者は SKSKB 発行申請を P2SKSKB に提出し、写しを

県・市営林局長へ提出する。

- (2)(1)でいう輸送される丸太は認証済み LHP-KB から出たもので、PSDH 及び DR を支払済みでなければならない。
- (3)(1)でいう SKSKB 発行申請は、以下のものが添付される；
 - a. 申請提出時の丸太ストック・準備量；
 - b. PSDH 及び DR 支払い証拠；
 - c. 丸太一覧表(DKB)；
 - d. 申請者の証明書；
- (4)(3)でいう SKSKB 添付資料としての DKB 作成規定は以下の通り制定される；
 - a. 承認済み且つ PSDH 及び DR を支払済みの LHP-KB からの LHP-KB 番号及び日付、丸太番号、木材樹種類、寸法及び丸太材積、データを様式 DKA.104a を利用し DKB に記入する；
 - b. DKB 記入はタイプライターを使用する；
 - c. DKB は関連する丸太許可所持者・丸太所有者により作成される；
 - d. DKB は 7 枚の写しを作成し、SKSKB 文書に沿って用途、機能、目的に従う；
 - e. DKB は P2SKSKB により検査、承認され、SKSKB 発行の基として使用される。
- (5)(4)a.でいう番号付けにおいて、1 本の原木の玉切りから 2 つ以上の玉が切り出された場合、DKB 記入における丸太玉切りの番号付けは、文字 A,B...を追記した LHP-KB にある玉番号と合致しなければならず、同様に玉切られた丸太の形量への番号及び印付けは、その変更合致しなければならない。

第 18 条

- (1)SKSKB の発行手続きは次のとおりである。
 - a. SKSKB 発行職員(P2SKSKB)は、申請受領から遅くとも 1 日で、管理の検査、丸太形量検査及び添付資料 III での規則に従い検査調書を作成しなければならない。
 - b. 形量検査を実施する前、SKSKB 発行職員(P2SKSKB)は、これから輸送される丸太が承認済み LHP-KB に基づき、且つ、PSDH 及び DR が支払済みであることを確認するために、管理の検査を行うことが義務付けられている。
 - c. 丸太形量検査において SKSKB 発行職員(P2SKSKB)は、計測と検査部門の知識と経験を持つ 1 名以上の人間の補助を受けることができる。
 - d. a.でいう丸太形量検査調書に基づき、検査結果が正当である場合、SKSKB 発行職員(P2SKSKB)は即丸太一覧表(DKB)に署名をし、丸太が輸送される場所・位置で有効である SKSKB を発行する。
 - e. SKSKB 発行職員(P2SKSKB)による SKSKB 中の林産物欄への記入は、丸太一覧表(DKB)の要約に基づく。
- (2)SKSKB 用紙記入はタイプライターを用いて行われる。

第 2 段落

林外貯木場における丸太用 FA-KB の発行方法

第 19 条

- (1) 林外貯木場からの継続輸送用 FA-KB の発行は、FA-KB 発行職員により林外貯木場にて行われる。
- (2) (1) でいう林外貯木場とは、林外貯木場の所有企業の提示に基づき現地の県・市長の決定により制定された林外貯木場である。
- (3) 林外貯木場の制定は 1 年間有効で、その制定決定書の写しは州営林局長および事務所 (Balai) へ提出される。それ以降は、県・市営林局に経緯の説明が行われた結果を考慮したうえで延長できる。
- (4) (1) でいう FA-KB には、DKB-FA が添付されなければならない。
- (5) DKB-FA の記入方法は以下の通りである：
 - a. DKB-FA の記入は、DKBK - FA に転記した、LHP-KB 番号及び日付、丸太番号、木材樹種類、SKSKB・DKB 又は一つ前の FA-KB・DKB-FA からの丸太の寸法及び材積を用いた輸送される丸太の識別データを、様式 DKA104b を用いて、FA-KB 発行職員により転記され行われる。
 - b. DKB-FA の記入は、タイプライターを用いて行われる。
 - c. DKB-FA は五枚作成され、FA-KB 文書に沿ってそれぞれの用途、機能、目的に従い使用される。
 - d. 原木の玉切りがあったことにより丸太の形量が変化した場合、丸太形量への番号付けは第 6 条 (6) の決定に従い、DKB-FA でのデータ記入が新しい番号と適合するようにする。
- (6) (5) でいう DKB-FA に基づき、FA-KB 発行職員は FA-KB を発行する。

第 3 段落

林外貯木場及び林内貯木場における天然林からの小径丸太用 FA-KB の発行方法

第 20 条 略

第 4 段落

植林木用 FA-KB の発行方法

第 21 条

- (1) 人工林 IUPHHK 及インドネシア林業公社 (Perum Perhutani) から出る丸太又は小径丸太用の FA-KB の発行は、FA-KB 発行職員により林内貯木場又は及インドネシア林業公社 (Perum Perhutani) 貯木場にて行われる。
- (2) (1) でいう FA-KB の発行は丸太用には DKB-FA、小径丸太用には DKBK が添付されなければならない。
- (3) DKB-FA・DKBK の記入方法は以下の通りである：
 - a. 丸太用 DKB-FA の記入は、PSDH を支払済みで承認済みの LHP-KB からの丸太の寸法及び材積、木材樹種類、丸太番号、LHP-KB 番号及び日付を用いた輸送される丸太の識別データを、DKB - FA へ転記され行われる。
 - b. 原木の玉切りがあったことにより丸太の形量が変化した場合、丸太形量への番号付けは第 6 条 (6) の決定に従い、DKB-FA でのデータ記入が新しい番号と適合するようにする。

- c. 小径丸太用 DKBK の記入は、PSDH を支払済みで承認済みの LHP-KBK からの丸太の寸法及び材積、木材樹種類、丸太番号、LHP-KBK 番号及び日付を用いた輸送される小径丸太のデータを、DKBK へ転記され行われる。
 - d. DKB-FA・DKBK の記入は、タイプライターを用いるか、手で記入される。
 - e. DKB-FA・DKBK は五枚作成され、FA-KB 文書に沿って用途、機能、目的に従う。
- (4) FA-KB 発行は DKB-FA・DKBK に記載されたデータ要約に基づく。
- (5) FA-KB の記入は、タイプライターを用いて行われる。
- (6) 林外貯木場からの人工林 IUPHHK からの丸太及び小径丸太の継続輸送は林外貯木場における FA-KB 発行職員により発行された FA-KB 文書を常に使用して行われる。
- (7) (6) でいう継続 FA-KB の発行は、事前の FA-KB からの丸太及び小径丸太の木材樹種類及び材積のデータを継続 FA-KB に転記及びその前の FA-KB 番号を記入して行われる。

第5段落

FA-HHBK の発行方法

第22条 略

第6段落

FA-KO の発行方法

第23条

- (1) FA-KO の発行は承認済み木材加工産業で登録済み集積場の FA-KO 発行職員により行われる。
- (2) インドネシア林業公社 (Perum Perhutani) の加工木材製品のための FA-KO 発行はインドネシア林業公社 (Perum Perhutani) 職員により行われる。
- (3) 輸送される加工木材に対して FA-KO を発行する前に、FA-KO 発行職員は現行の計測方法に沿って加工木材形量計測を行うことが義務付けられている。
- (4) (3) でいう計測結果は、様式 DKB.201d を用いた加工木材計測表へ記入される。
- (5) (4) でいう計測結果に基づき、FA-KO 発行職員は FA-KO の添付文書となる DKO を以下の規則に従い作成する：
- a. 上記計測結果を、様式 DKA.104e を用いて DKO へ記入する
 - b. DKO 記入はタイプライターを用いて行う
 - c. DKO は五枚作成され、FA-KO 文書の用途、機能、目的に従う。
- (6) (5) でいう DKO に基づき、FA-KO 発行職員は FA-KO を発行する。

第7段落

FA-KB、FA-HHBK、FA-KO 様式の使用

第24条

- (1) IUPHHK・IPK 所有者の林外貯木場からの継続丸太又は小径丸太輸送用の FA-KB 発行には、関連する IUPHHK/IPK 所有者の FA-KB 様式を使用する。一方で IUPHHK・IPK 以外の所有者の林外貯木場からの場合は、丸太を受領する工場所有の FA-KB 様式を使用する。

- (2)天然林からの小径丸太輸送用の FA-KB は、関連する許可所持企業所有の FA-KB 様式を使用する。
- (3)パルプ・チップ工場が目的地の天然林からの小径丸太の輸送用の FA-KB は事前に木材生産総局(BPK)長の許可を得た関連パルプ・チップ産業企業所有の FA-KB 様式を使用する。
- (4)人工林からの丸太又は小径丸太輸送用の FA-KB 発行には、関連する許可所持企業所有の FA-KB 様式を使用する。
- (5)州外に位置する小片・チップ又はパルプ産業を目的地とした、人工 IUPHHK からの丸太及び小径丸太の輸送には、木材生産総局(BPK)長の事前の許可を得てから、初めて FA-KB が利用できる。
- (6)インドネシア林業公社(Perum Perhutani)生産の丸太又は小径丸太の輸送用の FA-KB 発行はインドネシア林業公社(Perum Perhutani)所有 FA-KB 様式を使用する。
- (7)天然林からの非木材林産物輸送用の FA-HHBK 発行は、関連許可所持者の FA-HHBK 様式を使用する。
- (8)インドネシア林業公社(Perum Perhutani)生産の非木材林産物の輸送用の FA-HHBK 発行には、インドネシア林業公社(Perum Perhutani)所持の FA-HHBK 様式を使用する。
- (9)加工木材集積場又は工場からの加工木材の輸送用の FA-KO 発行には、産業工場所有又は登録済み集積企業所有の FA-KO 様式を使用する。
- (10) (9)でいう登録済み集積企業とは、県・市営林局へ企業及び集積場・位置を登録済みで、登録済み集積企業としての認定を得た、加工木材集積としての活動を行う企業である。

第 8 段落

FA-KB・FA-HHBK・FA-KO 発行職員の任命

第 25 条

- (1)天然林貯木場又は人工林貯木場での FA-KB 発行職員とは、社長の提案に基づき現地の事務所長より指定された許可所持企業の職員である。
- (2)林外貯木場からの継続輸送のための FA-KB 発行職員とは、林外貯木場所持企業の提案に基づき現地の事務所長より指定された林外貯木場所持企業の職員である。
- (3)FA-HHBK 発行職員とは、関連採取企業の社長の提案に基づき県・市営林局長により指定された採取企業の職員であり、インドネシア林業公社の場合 FA-HHBK はユニット長により指定されたインドネシア林業公社の職員により発行される。
- (4)FA-KO 発行職員とは、関連企業社長の提案に基づき、州営林局長により指定された加工木材登録集積企業又は工場の職員である。
- (5)FA-KB・FA-HHBK・FA-KO 発行職員に任命されるための条件として、社長は以下の添付資料と共に候補者の氏名を提出することが義務付けられている：
 - a. 有効な試験証及び証書の写し
 - b. 署名と職務地
- (6)夫々の発行職員に対する事務所長による登録番号制定を伴う FA-KB・FA-HHBK・

FA-KO 発行職員任命決定は林産物所持企業へ提出され、写しは州営林局長、県・市営林局長、関連発行職員に送付される。

(7)(6)でいう登録番号付与は、登録順番号、州コード、県・市コード、輸送文書種類、発行者の氏名略称、林産物商品名略称を以下の令の通り行われる：

北スマトラ州での FA-KB 発行職員登録番号：005/02/0203/FA-KB-Hsn/KBK

005=登録順番号

02=北スマトラ州コード

0203=ランカット県コード

FA-KB=輸送文書種類

Amr=FA-KBK 発行職員名略称

KBK=小径丸太木材分類名略称

第3節

文書利用規定

第1段落

文書の用途、機能、目的及び有効期間

第26条

- (1) SKSKB・FA-KB・FA-HHBK・FA-KO 文書の有効期間は通常適用期間を考慮し文書発行職員により制定される。
- (2) SKSKB・FA-KB・FA-HHBK・FA-KO 文書の有効期間開始日は文書発行職員による文書署名・発行日である。
- (3) SKSKB は 7 枚作成され、以下の用途に使用される：
 - a. 1 枚目及び 2 枚目：

1 枚目及び 2 枚目は輸送される丸太に付随する。目的地に到着し、P3KB による検査を受けたら、1 枚目は現地の県・市営林局へ届けられそして州営林局に送られる。2 枚目は丸太受領者の控えとなる。

SKSKB1 枚目及び又は 4 枚目に基づき、州営林局は丸太の産地の州営林局に情報を入れるために州地域に入って受領された SKSHH の要約を作成しする。
 - b. 3 枚目：

3 枚目は林産物産地の事務所 (Balai) 長へ。3 枚目を受領したら、事務所 (Balai) は 7 枚目に X 印によるチェックによる調査と林産物の産地の州営林局にある SKSKB のための報告を行う。それから調査結果は関係する州営林局長及び木材生産総局(BPK)長へ報告される。
 - c. 4 枚目：

4 枚目は輸送目的地の州営林局長へ送られ、受領された 1 枚目を検査するものとして使用され、毎月 4 枚目の SKSHH に対して丸太の産地の州営林局長に届けるための要約が作成される。
 - d. 5 枚目：

5 枚目は、丸太の産地現場において SKSKB 発行職員の控えとして、SKSKB 使用報告書

作成の基として使用される。

e. 6 枚目:

6 枚目は、丸太の産地現場において SKSKB を使用する事業者の控えとなる。

f. 7 枚目:

7 枚目は、丸太の産地の州営林局長へ送られ、SKSKB 発行職員の SKSKB 使用・発行報告と丸太輸送目的地の州営林局長により作成された 4 枚目の SKSKB 受領要約の X 印チェックの基として使用される。

(4) FA-KB・FA-HHBK・FA-KO は 5 枚作成され、以下の用途に使用される:

a. 1 枚目及び 2 枚目:

輸送される丸太に付随する; 1 枚目は目的地の県・市営林局長宛、2 枚目は受領者の控え

b. 3 枚目:

林産物産地の県・市営林局長宛

c. 4 枚目:

事務所 (Balai) 長宛

d. 5 枚目:

発行者控え

第 2 段落

輸送文書有効期間の延長

第 27 条

輸送中有効期限が切れた文書に対するの対応方法は以下の通りである:

a. SKSKB・FA-KB の場合、輸送中有効期限が切れた場合、以下の通り対応される:

- 1) 海上での丸太・小径丸太輸送を行う SKSKB・FA-KB の場合、その有効期限の切れた SKSKB・FA-KB は、船長により作成された、輸送の遅延が起きた原因についての説明を盛り込んだ証明書を添付することが義務付けられている。
- 2) 1) でいう文書の有効期限延長はその輸送された丸太・小径丸太が輸送目的地に到着した後、P3KB により行われる。
- 3) 陸・河川における丸太・小径丸太の輸送で又は公港で止められた SKSKB・FA-KB については、その有効期限が切れた文書、運転手・船長により作成された、輸送の遅延が起きた原因についての説明を盛り込んだ証明書を添付することが義務付けられている。
- 4) 3) でいう文書の有効期限延長は運転手・船長からの文書での申請に基づき現地にある林産物流通に関する最寄の林業公務員により行われる。
- 5) 4) でいう文書の有効期限延長許可において、計測及び検査は行われませんが、管理問題に関する輸送された丸太・小径丸太の形量チェックを行うことが義務付けられている。
- 6) 文書の有効期限延長は、署名、氏名、職務及び公務員番号(NIP)が添えられた延長実施の日数及び日付が記入された関連文書に準備された有効期限延長欄において実施される。

- 7) 文書の有効期限の延長は、署名日付から計算される。
- 8) SKSKB・FA-KB 文書の有効期限の延長は、普通通過期間及び残りの距離に合わせた輸送毎において、1回のみ与えられる。
- 9) b. 輸送中に有効期限が切れたFA-HHBK・FA-KO文書の場合、その文書に対しての延長を行う必要はなく、輸送に関しては運転手・船長により作成された、輸送の遅延が起きた原因についての説明を盛り込んだ証明書を添付することでよしとする。

第4節

目的地での輸送文書の取扱い

第1段落

林外貯木場目的地

第28条

林外貯木場が目的地の丸太又は小径丸太の輸送、取扱いは以下の通り統制される：

- a. 林外貯木場での丸太及び小径丸太の全ての受領は1件につき、SKSKB・FA-KB 文書の1枚目及び2枚目の到着から最長24時間以内に P3KB に報告することが義務付けられている。
- b. 報告を受領後 P3KB は SKSKB・FA-KB 文書の1枚目及び2枚目を1件につき遅くとも24時間以内に失効させる。
- c. SKSKB・FA-KB が失効した後、P3KB は丸太又は小径丸太の管理及び形量検査を添付 III の検査方法に沿って行う。
- d. 管理及び形量検査が行われた後、様式 DKB.201a.又は様式 DKB.201bを利用し丸太検査表及び小径丸太検査表を作成し、様式 DKB.201kを用いて丸太受領検査調書を作成し、SKSKB・FA-KB の準備欄に直ちに署名する。
- e. 仮に受領検査調書に基づき形量と文書の間に差異が見受けられた場合、P3KB は直属の上司に意見打診のため報告することが義務付けられている。
- f. P3KB は SKSKB・FA-KB の1枚目を収集し、様式 DKB.203e を用いて目的地における SKSKB 文書1枚目受領表を作成、一方で FA-KB は、様式 DKB.203fを用いて目的地における FA-KB・FA-HHBK・FA-KO 文書1枚目受領要約に記入することが義務付けられている。
- g. DKB に続く SKSKB の2枚目又は、失効済みで P3KB に署名を受けた DKB-FA に続く FA-KB の2枚目は、目的地の丸太所有者に返却され、控えとして保管される。
- h. 毎月中旬及び下旬の FA-KB 受領要約及び f.でいう受領表及び検査調書に続く SKSKB・FA-KB1枚目(原本)の集まりは県・市営林局長に提出され、同じ月の月末に州営林局長へ提出することが義務付けられている。

第2段落

工場目的地

第29条

一次産業目的地の丸太又は小径丸太の輸送は、以下のように統制される：

- a. 工場での丸太又は小径丸太のすべての受領にて、SKSKB・FA-KB 文書1枚目及び2枚

- 目を提出することにより遅くとも到着24時間以内に P3KB に報告することが義務付けられている。
- b. 報告を受けた P3KB は報告を受けてから遅くとも24時間以内にその文書を失効しなければならない。
 - c. SKSKB・FA-KB が失効された後、添付 III の検査方法に沿って丸太又は小径丸太の管理及び形量検査を行う。
 - d. 管理及び形量検査が行われた後、結果は様式 DKB.201a 又は様式 DKB.201b を用いて丸太検査表又は小径丸太検査表に記入され、様式 DKB.201k をも引いて丸太受領検査調書を作成し、SKSKB・FA-KB の準備欄に直ちに署名する。
 - e. 仮に検査調書(BAP)に基づき形量と文書の間に見受けられた場合、P3KB は直属の上司に意見打診のため報告することが義務付けられている。
 - f. P3KB は SKSKB・FA-KB の1枚目を収集し、様式 DKB.203e を用いて目的地における SKSKB 文書1枚目受領表を作成、一方で FA-KB は、様式 DKB.203f を用いて目的地における FA-KB・FA-HHBK・FA-KO 文書1枚目受領要約に記入することが義務付けられている。
 - g. DKB に続く SKSKB の2枚目又は、失効済みで P3KB に署名を受けた DKB-FA に続く FA-KB の2枚目は、目的地の丸太所有者に返却され、控えとして保管される。
 - h. 毎月中旬及び下旬の FA-KB 受領要約及び f. でいう受領表及び検査調書に続く SKSKB・FA-KB 1枚目(原本)の集まりは県・市営林局長に提出され、同じ月の月末に州営林局長へ提出することが義務付けられている。

第5節

丸太移動報告書(LMKB)の作成

第1段落

林内貯木場での丸太移動報告書、小径丸太移動報告書及び非木材林産物移動報告書の作成

第30条

- (1) IUPHHK 及び IPK 地域内の全ての貯木場において、様式 DKA.105a を用いて丸太移動報告書(LMKB)及び又は様式 DKA.105b を用いて小径丸太移動報告書(LMKBK)を、企業の担当職員が作成することが義務付けられている。
- (2) (1)でいう LMKB 又は及び LMKBK の記入方法は以下のとおりである：
 - a. 初期準備欄記入は、PSDH 及び又は DR 支払い済みの前の月の丸太・小径丸太在庫総数に基づく。
 - b. 増加欄の記入は、毎月の PSDH・DR 支払い及び承認済み LHP-KB・LHP-KBK での全ての丸太・小径丸太数に基づく。
 - c. 縮減欄の記入は、関連する貯木場から許可地域外へ出る丸太・小径丸太の輸送に対する SKSKB・FA-KB の全ての発行に基づく。
 - d. 最終準備欄は、初期準備量に増加分を付け足し、縮減分を減らしたものを基に記入する。
 - e. 備考欄には、増加欄における LHP-KB・LHP-KBK 番号や縮減欄における SKSKB・

LHP-KBK の輸送目的地などのような必要情報を記入する。

- (3) 非木材林産物集積場において、様式 DKA.105c を用いて非木材林産物移動報告書 (LMHHBK) を作成することが義務付けられている。
- (4) (3) でいう LMHHB 記入方法は以下の通りである：
 - a. 初期準備欄記入は、前の月の月末の非木材林産物在庫総数に基づく。
 - b. 増加欄の記入は、1ヶ月間 PSDH 完全支払いし、承認済み LP-HHBK に沿って生産された全ての非木材林産物数に基づく。
 - c. 縮減欄の記入は、1ヶ月間で発行された FA-HHBK に沿っての非木材林産物輸送実績量に基づく。
 - d. 最終準備は、関連する月における、初期準備量に増加分を付け足し、縮減分を減らしたものである。
 - e. 1ヶ月の間、紛失、沈没等の理由で準備残高に変化が起きた場合、PSLP-HHBK が認定する調書を作成することが義務付けられている。
 - f. 備考欄には、知らせる必要のある事項を記入する。
- (5) 天然林 IUPHHK 又は IPK における丸太用 LMKB は以下の用途のため 4 枚作成される：
 - a. 1 枚目：県・市営林局長宛
 - b. 2 枚目：P2SKSKB 宛
 - c. 3 枚目：現地の事務所 (Balai) 宛
 - d. 4 枚目：許可所持者の控え
- (6) 人工林 IUPHHK における丸太用 LMKB は以下の用途のため 4 枚作成される：
 - a. 1 枚目：県・市営林局長宛
 - b. 2 枚目：P2LHP 宛
 - c. 3 枚目：現地の事務所 (Balai) 宛
 - d. 4 枚目：許可所持者の控え
- (7) 人工林 IUPHHK 又は木材利用権 (IPK) における小径丸太用 LMKB は以下の用途のため 4 枚作成される：
 - a. 1 枚目：県・市営林局長宛
 - b. 2 枚目：P2LHP-KBK 宛
 - c. 3 枚目：現地の事務所 (Balai) 宛
 - d. 4 枚目：許可所持者の控え
- (8) LMHHBK は以下の用途のため 4 枚作成される：
 - a. 1 枚目：県・市営林局長宛
 - b. 2 枚目：P2LP-HHBK 宛
 - c. 3 枚目：現地の事務所 (Balai) 宛
 - d. 4 枚目：許可所持者の控え
- (9) (5)、(6)、(7) 及び (8) でいう、LMKB、LMKBK 及び LMHHBK は形量、樹種、総量、及び材積に合致しなければならない。

第 2 段落

林外貯木場における LMKB 及び LMKBK の作成

第 31 条

- (1) 全ての林外貯木場において、LMKB・LMKBK を作成することが義務付けられている。
- (2) 林外貯木場における LMKB・LMKBK の記入方法は以下の通りである：
 - a. 初期準備欄記入は、前の月の丸太・小径丸太在庫総数に基づく。
 - b. 増加欄の記入は、毎月林外貯木場に入った丸太・小径丸太の輸送に対する全ての SKSKB/FA-KB に基づく。
 - c. 縮減欄の記入は、関連する林外貯木場からの丸太輸送のための全ての FA-KB 発行に基づく。
 - d. 最終準備欄は、関連する月における、初期準備量に増加分を付け足し、縮減分を減らしたものにに基づき記入される。
 - e. 備考欄には、増加欄における SKSKB・FA-KB 作成地や縮減欄における FA-KB の目的地などのような必要情報を記入する。
- (3) LMKB・LMKBK は以下の用途のため 4 枚作成される：
 - a. 1 枚目：県・市営林局長宛
 - b. 2 枚目：P3KB 宛
 - c. 3 枚目：現地の事務所 (Balai) 宛
 - d. 4 枚目：林外貯木場所有者の控え
- (4) (1) でいう LMKB・LMKBK は形量、樹種、総量、及び材積に合致しなければならない。

第 3 段落

工場及び登録集積場における LMKB、LNKBK、LMHHBK、LMKO 及び LMHHOBK の作成
第 32 条

- (1) 木材林産物一次産業及び統合産業許可は毎月様式 DKA.105a・DKA.105b を使用し LMKB 又は LMKBK を、様式 DKA.105d を用いて加工木材移動報告書を作成することが義務付けられている。
- (2) 非木材林産物一次産業許可保持者は毎月、様式 DKA.105c を用いて LMHHBK を作成することが義務付けられており、様式 DKA.105e を用いて非木材加工林産物移動報告書 (LMHHOBK) を作成することが義務付けられている。
- (3) 加工材を集積する登録集積企業は、様式 DKA.105d を用いて加工木材移動報告書を作成することが毎月義務付けられている。
- (4) 工場における LMKB・LMKBK の記入方法は以下の通り：
 - a. 初期準備欄記入は、前の月の丸太・小径丸太在庫数に基づく。
 - b. 増加欄の記入は、毎月工場に入った全ての SKSKB/FA-KB に基づく。
 - c. 縮減欄の記入は、毎月の丸太・小径丸太の他の利用・加工要約に基づく。
 - d. 最終準備欄は、関連する月における、初期準備量に増加分を付け足し、縮減分を減らしたものにに基づき記入される。
 - e. 1 ヶ月の間、紛失、沈没等の理由で準備残高に変化が起った場合、PSLP-HHBK が認定する調書を作成することが義務付けられている。
 - f. 備考欄には、増加欄における SKSKB・FA-KB の産地及び縮減列におけ歩留まり量を含む情報を記入する必要がある。

- (5) パルプ・チップ・木炭工場における LMKBK 記入方法は以下の通り；
- a. 初期準備欄記入は、前の月の準備数に基づく。
 - b. 増加欄記入は、当 FA-KB 番号を記述した1ヶ月の周期で、パルプ・チップ・木炭工場へ入った日毎の小径丸太計測結果要約に基づく。
 - c. 縮減欄記入は、1ヶ月間に加工された小径丸太総量に基づく。
 - d. 最終準備欄は、関連する月における、初期準備量に増加分を付け足し、縮減分を減らしたものにに基づき記入される。
 - e. 紛失、沈没等の理由で準備残高に変化が起った場合、P3KB が認定する調書を作成することが義務付けられている。
 - f. 備考欄には、c. で述べられているその縮減欄でいう輸送目的地などの情報を記入することが必要である。
- (6) 1) でいう LMKBK は形量、樹種、総量、及び材積に合致しなければならない。
- (7) 非木材林産物一次工場での LMHHBK の記入方法は以下の通りである；
- a. 初期準備欄記入は、前の月の準備数に基づく。
 - b. 増加欄記入は、1ヶ月間に工場へ入った全ての FA-HHBK に基づく。
 - c. 縮減欄記入は、1ヶ月間に加工された非木材林産物の加工及び他の使用要約に基づく。
 - d. 最終準備欄は、関連する月における、初期準備量に増加分を付け足し、縮減分を減らしたものにに基づき記入される。
 - e. 備考欄には、b. で述べられているその増加欄に沿った工場に入った全ての FA-HHBK での非木材林産物の輸送出発地などの情報を記入することが必要である。
- (8) LMKO の記入方法は以下の通りである：
- a. 初期準備欄記入は、前の月の準備数に基づく。
 - b. 収得欄は、商品種類、単位、材積・重量などの加工木材製品の収得を記入する。
 - c. 縮減欄は、その加工材製品の利用、つまり自家消費分及び夫々の商品種類、単位、材積・重量の詳細を記した国内外流通分、を記入する。
 - d. 最終準備欄は、稼動月の収得点を付け足し、実現した利用・売却分を減らした初期準備算出量に基づき記入される。
 - e. 備考欄は、縮減欄における輸送目的地等の情報を記入することが義務付けられている。
- (9) LMHHOBK の記入方法は以下の通りである。
- a. 初期準備欄記入は、前の月の準備数に基づく。
 - b. 収得欄は、商品種類、単位、材積・重量などの非木材加工林産物製品の収得を記入する。
 - c. 縮減欄は、その非木材加工林産物製品の利用、つまり自家消費分及び夫々の商品種類、単位、材積・重量の詳細を記した国内外流通分、を記入する。
 - d. 最終準備欄は、稼動月の収得点を付け足し、実現した利用・売却分を減らした初期準備算出量に基づき記入される。
 - e. 備考欄は、縮減欄における輸送目的地等の情報を記入することが義務付けられてい

る。

(10) LMKB、LNKKB、LMHHBK、LMKO 及び LMHHOBK は以下の用途のため 4 枚作成される：

- a. 1 枚目：県・市営林局宛
- b. 2 枚目：州営林局宛
- c. 3 枚目：事務所 (Balai) 宛
- d. 4 枚目：産業事業許可所持者の控え

(11) (1) でいう許可所持者は LMKB、LNKKB、LMHHBK、LMKO 及び又は LMHHOBK の 1 枚目及び 2 枚目を遅くとも翌月の 5 日までに送ることが義務付けられている。

第 6 節

2 次加工以降の産業における林産物取扱規則

第 33 条

- (1) 二次加工以降の貯木場で受領された FA-KO は以下の規則の通り取り扱われる：
 - a. FA-KO1 枚目は加工木材受領企業職員に提出される。
 - b. FA-KO が受領された後、企業職員は FA-KO の準備欄に署名し、受領委任調書を作成する。
 - c. 産業企業は FA-KO1 枚目を収集し、FA-KO1 枚目受領登録書を作成し、*目的地における FA-KB、FA-HHBK、FA-KO 文書 1 枚目受領要約*を様式 DKB.203f を用いて作成し、県・市営林局へ提出することが義務付けられている。
 - d. 企業職員により受領され署名された DKO に続く FA-KO2 枚目は控えとして保管される。
- (2) 二次加工以降の産業許可所持者は、月間加工木材流通実現報告書を現地の州営林局へ提出する。
- (3) 二次加工以降の産業許可所持者は、毎月様式 DKA.105d を用いて LMKO を作成することが義務付けられている。
- (4) (3) でいう LMJO の用途及び作成方法は第 32 条の決定による。

第 7 節

公港での林産物取扱規則

第 34 条

- (1) 丸太・小径丸太の出入活動がある全ての公港において、P3KB を配置することが義務付けられている。
- (2) (1) でいう P3KB は、SKSKB・FA-KB 文書 1 枚目及び 2 枚目を丸太・小径丸太が経由する及び又は荷降ろしされる際に公港又は他の目的地において失効させる職務がある。
- (3) 公港に到着した丸太・小径丸太は到着から遅くとも 24 時間以内に P3KB に報告し、その丸太・小径丸太の SKSKB・FA-KB に対して P3KB が「失効済み」印を押印する義務がある。
- (4) 公港へ輸送する目的の丸太・小径丸太の輸送に対し、(2) でいう SKSKB・FA-KB 文書が失効された後、丸太・小径丸太形量と共に文書内容の正当性を添付 III で統制されている

検査方法に基づき検査し、失効済み SKSKB・FA-KB2 枚目は丸太・小径丸太所有者に返却される。

- (5) 丸太・小径丸太形量検査の結果が SKSKB・FA-KB の内容、種類、合計本数、直径・長さ、規定の耐久性を有した際の材積、と一致しない場合、P3KB は現行の規則に基づき手続きするため、早急に検査調書を作成する。
- (6) P3KB は SKSKB・FA-KB1 枚目を収集し、様式 DKB.203e を用いて、目的地における SKSKB 文書 1 枚目受領表を作成し、一方入ってきた FA-KB は記録され、様式 DKB.203 f を用いて目的地における FA-KB・FA-HHBK・FA-KO 文書 1 枚目受領要約へ記入されることが義務付けられている。
- (7) DKB に続く SKSKB2 枚目又は P3KB に署名され失効された DKB-FA・DKBK に続く FA-KB2 枚目は、目的地の丸太・小径丸太所有者に返却され、控えとして保管される。
- (8) 検査調書に続く SKSKB・FA-KB1 枚目(原本)、(6)でいう表及び毎月中下旬の FA-KB 受領要約は県・市営林局長へ提出され、以後その同じ月末には州営林局長へ提出することが義務付けられている。
- (9) 特定の目的地への、公港で経由し輸送機の交換を行う、SKSKB・FA-KB 文書を伴う丸太・小径丸太の輸送、つまり公港からその目的地への継続輸送は、その SKSKB・FA-KB 文書の一部であり継続用である FA-KB を添付することが義務付けられている。
- (10) (9)でいう FA-KB は、「継続輸送」と押印されて FA-KB 発行職員により発行された FA-KB である。
- (11) (10)でいう FA-KB 発行職員とは、企業の代表取締役からの提案に基づく、州営林局長により制定された丸太・小径丸太所有の権利の所持者である企業職員である。
- (12) (10)でいう継続輸送 FA-KB の発効方法は以下の通りである：
 - a. 継続 FA-KB は様式 DKA.301 を用いて行われ、記入はタイプライターを用いる
 - b. 継続 FA-KB は、その前の SKSKB・FA-KB に記載された目的地と一致した丸太・小径丸太輸送のためにのみ発行される。
 - c. 継続 FA-KB は、その前の SKSKB・FA-KB からの林産物一まとめに対して順番で発行される。
 - d. その前の SKSKB・FA-KB に記載されたものと一致した目的地において受領された継続 FA-KB は、「失効済み」印を押印するため、P3KB に報告することが義務付けられている。
 - e. FA-KB 文書が失効した後、P3KB は直ちに添付 III にて統制されている検査方法に沿って検査を行う。
 - f. 形量及び文書の正当性についての検査が行われた後、SKSKB・FA-KB1 枚目及び 2 枚目そして継続 FA-KB は準備欄に P3KB により署名されることが義務付けられている。
 - g. FA-KB 発行職員は、輸送機名、SKSKB・FA-KB 番号、林産物産地、材積・種類及輸送目的地を記した輸送毎の輸送機毎林産物受領・到着登録書を作成することが義務付けられている。

第35条

- (1) フェリー/渡岸用の港、又は輸送機器を代替しない公港を通過する陸路輸送機を利用する丸太・小径丸太輸送、つまり目的地まで新たな SKSKB・FA-KB を発行する必要の無い場合、
- (2) フェリー/渡岸用の港、又は輸送機器を代替しない公港を通過する陸路輸送機を利用する加工木材丸太輸送、つまり目的地まで新たな FA-KO を発行する必要の無い場合、輸送機交換が起っても荷物の解体を行わない荷物箱をしゆする輸送の場合も含む、
- (3) (1)(2)でいう SKSKB・FA-KB・FA-KO は、目的地に到着するまで有効であり、報告のため最寄の林業局職員又は P3KB に報告する義務がある。

第 8 節

競売林産物取扱規則

第 36 条

競売による丸太・小径丸太・加工材・非木材林産物の輸送一括又は段階的輸送には、輸送される競売木材総数に合致した競売報告書に基づき県・市営林局長により発行された競売物輸送証という輸送文書を添付することが義務付けられている。

第 9 節

輸出入用林産物取扱規則

第 37 条

- (1) 公港を通じての加工林産物の輸出において、港へ向かう輸送には、第 13 条でいう文書 (FA-KO 又は企業 Nota) が添付されることが義務付けられている。
- (2) (1)でいう FA-KO 又は企業 Nota は製品輸出報告書 (PEB) 記入の基となる。
- (3) 輸出業者により、1 枚目及び 2 枚目の FA-KO・企業 Nota は、現地の税関当局職員に PEB を発行するために提出され、続いて、毎月末関連輸出業者は、1 枚目 FA-KO・企業 Nota を現地の税関当局がある州営林局又は県・市営林局へ提出すること、そして 2 枚目 FA-KO を輸出される林産物林産物が合法であることの証拠として税関当局へ提出することが義務付けられている。
- (4) 毎月、林産物を輸出する全ての事業団体又は個人は、遅くとも翌月 5 日までに輸出実現量を県・市営林局へ、写しを州営林局長及び木材生産総局(BPK)長へ提出することが義務付けられている。

第 38 条

輸入について(略)

3. 木材合法性検証基準(最終版 Ver 4.0)(仮訳)

インドネシア・エコラベル協会(LEI)より入手した英語版(仮稿)の仮訳である

A1. 国営企業、民間企業、州・県有企業など森林管理単位からの木材の合法性検証基準

P1. 利用権および地域の確定

K1.1 森林管理単位(HPH, 天然林 IUPHHK-HA, IUPHHK-HT, HPHTI, または インドネシア林業公社管理地域)は生産林地域内に位置している

1.1.1 森林管理単位は IUPHHK の合法性を証明できる

K1.2 森林管理単位は、適切な担当官により合法化された伐採地域における伐採許可を有する

1.2.1 年次作業計画(RKT)が適切な担当官により合法化され、現地でそれを証明済である

P2. 合法的伐採方法、および手順の遵守

K2.1 合法的な作業計画が存在する

2.1.1 森林管理単位は有効な規則に沿った合法的な作業計画がある

K2.2 森林管理単位は、林産物の持続可能性を保証するための指定された条件を満たしている

2.2.1 伐採施業が有効な林業システム指針に従った条件を満たしている

2.2.2 伐採施業において使用される全ての機械は既に機器使用許可を取得しており、実際に現場で証明できる

K2.3 森林管理単位は TPn(山土場)から TPK(林内貯木場)へ、また TPK から一次加工場や市場へと輸送される全ての木材に関する物理的なマーキングと合法的な文書を保証できる

2.3.1 TPn(山土場)から TPK(林内貯木場)への木材輸送について合法的な輸送文書を有する

2.3.2 天然木は伐根まで、植林木は最小の伐採単位までの追跡に十分な情報が記載された完全なマーキングが施されている

2.3.3 森林管理単位は、林内貯木場の外への木材輸送記録を証明できる

K2.4 森林管理単位は規定の木材に関する納税を完了している

2.4.1 森林管理単位は DR や PSDH の全額支払証明を提示できる

P3. 伐採に関連する環境的、社会的側面への配慮

K3.1 森林管理単位は、AMDAL(環境影響評価)を受け、その文書の要求に込えている

3.1.1 森林管理単位は、有効な規定に沿い作業地域全体を網羅した合法的に承認された AMDAL 文書(ANDAL, RKL, RPL)を有する

3.1.2 森林管理単位は、RKL と環境影響の軽減や社会的便益の提供の実施状況を報告する RPL を

	有する
K3.2 森林管理単位は、地域住民の福利厚生と、労働者への安全性と福利厚生を保証することへの公約	3.2.1 森林管理単位は、住民の利害を考慮し、それらを現場で実施するため、施業によって影響を受ける地元共同体との協議会を行っている 3.2.2 森林管理単位は、労働規定を適用している

A2. コミュニティの管理する国有林から産出される木材の合法性検証基準

P1. コミュニティの国有林における事業許可

K1.1 森林管理単位の事業許可および輸送の合法性	1.1.1 森林管理単位は合法的な事業許可を提示できる 1.1.2 森林管理単位は、合法的な木材輸送文書を提示できる
---------------------------	---

P2. 森林管理単位の事業地における必須の森林保護、保全、管理義務、および森林・林業関連の納税

K2.1 事業地における森林保全活動の実施	2.1.1 計画に基づく伐採量 2.1.2 森林管理単位は決められた伐採区域からの木材であることを証明できる 2.1.3 森林管理単位は策定した森林資源保全計画を実施している
K2.2 森林・林業関連の納税	2.2.1 森林管理単位は、森林・林業関連の納税義務を果たしている

B. 森林管理単位以外により国有林から産出される木材の合法性検証基準

P1. 木材林産物利用に関するその他の許認可

K1.1 利用後、森林状態を転換する非林業地における利用区域内での森林資源利用許可	1.1.1 作業者は生産林地域内の借用地用の ILS 許可を得ている
K1.2 利用後、森林状態を維持する(植林地)非林業地における利用区域内での森林資源利用許可	1.2.1 作業者はHPK内に位置する転換地用のIPKを得ている

P2. 木材輸送に合致した伐採システムと作業手順

K2.1 土地区分計画に沿ったIPK・ILS計画と実施	2.1.1 IPK・ILSの実実施計画は合法的に承認されたものである 2.1.2 IPK・ILSから産出された丸太が大径丸太の場合は伐根まで、その他の丸太の場合は最小伐採区域まで追跡可能である
K2.2 納税義務と木材輸送の法遵守	2.2.1 森林・林業関連の納税証明書が提示できる 2.2.2 IPK・ILS許可所持者は合法的な木材輸送文書を提示できる

C. 私有林と非森林地域に関する木材の木材の合法性検証基準

P1. 合法的に明確な木材の所有権

K1.1 地域、木材、その流通に関連する所有権の合法性	1.1.1 私有林所有者はその合法性を証明できる
	1.1.2 伐採記録が伐採地と一致する
	1.1.3 所有者は丸太のトレサビリティを確保しなければならない
	1.1.4 所有者は合法的な木材輸送文書を提示できる

D. 輸送、加工および加工林産物輸送のための木材合法性追跡基準

P1. 木材加工産業の合法木材取引への貢献

K1.1 事業者 a) 加工業者、b) 輸出業者の合法的許認可	1.1.1 加工業者は合法的な許認可を得ている
	1.1.2 輸出業者は合法的な許認可を得ている
K1.2 事業者は管理、または所有している木材の原産地証明、および合法的な文書の添付を保証する	1.2.1 事業者によって管理、または所有している全ての木材には合法的な原産地証明書がある

P2. 事業者は原産地まで追跡可能な木材トラッキングシステムを有し、適用している

K2.1 木材・木材加工製品の追跡システムの存在と適用	2.1.1 IPHH と加工業者は受領された原材料が合法的に生産されたものであることを証明できる
	2.1.2 IPHH とその他の加工業者は木材・木材加工製品の追跡システムを所有し、適用している

P3. 加工木材の取引、引渡しに関する合法性

K3.1 島嶼間の輸送と取引	3.1.1 島嶼間で林産物を輸送する事業者は合法的な島嶼間木材取引登録業者(PKAPT)許可を有する
	3.1.2 島嶼間での木材・木材加工製品の輸送には合法的な許認可を有するインドネシア船籍の輸送船を使用しなければならない
	3.1.3 PKAPT により輸送される木材の林業関連法規に準拠した物理的特徴が合法文書のものとは一致する
K3.2 輸出用加工木材の船積み	3.2.1 加工木材製品の船積みは PEB、SKSHH 文書の要求を満たさなければならない
	3.2.2 輸出される木材製品タイプは合法的な輸出条件を満たす

4. インドネシア・エコラベル協会(LEI)森林認証の基準と指標

- a) LEI 基準 5000-1 持続可能な天然生産林管理システム (PHAPL) (仮訳)
- b) LEI 基準 5000-2 持続可能な人工林管理認証システム (PHTL) (仮訳)
- c) LEI 基準 5000-3 持続可能な CBFM (インドネシアの住民参加型森林管理) システム (PHBML)

同協会 Web サイトより入手した a)、b)、c) 基準の仮訳を以下に示す。ただし、基準と指標の項のみを抜粋した。

a) 持続可能な天然生産林管理システム (PHAPL) の基準と指標

生産の持続可能性

基準 1: 森林資源の持続可能性

- P1.1 森林域としての土地利用の保証。
- P1.2 森林の機能やタイプに基づいた森林整理の計画と履行。
- P1.3 侵害による困われた土地変化、森林域の機能転換、火災、他の障害の程度。
- P1.4 森林火災管理システム。
- P1.5 地域森林生態系に沿った育林学システムの選択と履行。
- P1.6 非木材林産物の存在とその多様性の保証。

基準 2: 林産物の持続可能性

- P2.1 計画・履行の全段階において生産活動の継続性を保証するエリア編成。
- P2.2 立木生長と収量の監視。
- P2.3 森林の生産能力に合った年間生産量。
- P2.4 森林利用効率。
- P2.5 余剰用地の状態。
- P2.6 森林内での木材追跡システムの合法性。
- P2.7 林産物収穫における森林管理の基盤。
- P2.8 低インパクトの伐採搬出業の実行。
- P2.9 地域社会のための林産物利用の分配。

基準 3: 商取引の持続可能性

- P3.1 企業の財政状態。
- P3.2 地域経済発展への寄与。
- P3.3 管理情報システム (MIS)。
- P3.4 計画、保護、生産、森林経営とビジネス面での専門家の利用可能性。
- P3.5 森林経営への投資と再投資。
- P3.6 森林資本の増大。

生態的持続可能性

基準 1: 生態系の安定性

- E1.1 保護されるべき全面積と比べ良く機能している保護区の割合で、関係者により承認更にもし

くは、認可されている。

E1.2 保護されるべき全面積と比べ適切に計画された保護区の割合で、既に現場において正確な位置を図示されている。

E1.3 保護区内における被害の程度。森林火災の危険性も含まれる。

E1.4 管理単位のなかで、様々な森林の構成/タイプの保護区内の動物相と/または植物相の多様性の状態。

E1.5 森林構造と植物種構成に対する被害の度合。

E1.6 土壌に対する生産管理活動がもたらす被害の度合。

E1.7 水に対する生産管理活動がもたらす被害の度合。

E1.8 立木/森林構造、構成物に対して行われた損害管理の有効性。

E1.9 土壌に対する生産管理活動のインパクト抑制技術の有効性。

E1.10 水に対する生産管理活動のインパクト抑制技術の有効性。

E1.11 生物を支えるシステムとしての森林生態系保護の重要性、過剰伐採活動が森林生態系にもたらすインパクト、絶滅危惧/固有/保護種保護の重要性を認識させることの有効性。

基準 2: 絶滅危惧/固有/保護種の生存

E2.1 絶滅危惧/固有/保護種、希少な生態系(特別エリア)への配慮に基づいて定められた保護区の割合。それは関係者によって確認されたものかまたは更に承認されたものである。

E2.2 適切に計画された保護区の割合。それは特に絶滅危惧/固有/保護種、希少な保護生態系の生存の為のもので、すでに現場で正確に示されたものである。

E2.3 固有生態系のあるエリア内の絶滅危惧/固有/保護種に対する被害の度合。

E2.4 固有生態系のあるエリア内の絶滅危惧/固有/保護種の状態。

E2.5 絶滅危惧/固有/保護 plant(植物?作物?)種とその生息地に対する生産管理活動が及ぼすインパクトの度合。

E2.6 絶滅危惧/固有/保護野生生物種とその生息地に対する生産管理活動が及ぼすインパクトの度合。

E2.7 絶滅危惧/固有/保護 plant 種とその生息地の安定。

E2.8 絶滅危惧/固有/保護野生生物種とその生息地の安定。

社会的機能の持続可能性

基準 1: 保証された地域社会基盤の森林土地所有形態システム

S1.1 森林コンセッションエリアと地元地域社会エリアとの境界が明確に図示され、関係者の賛同を得ている。

S1.2 地域社会の世代を越えて保証された伝統的森林エリアへのアクセスと完全管理。

S1.3 地域社会の世代を越えて保証されたコンセッションエリア内の林産物利用に対する完全管理。

S1.4 同じ森林エリアにおいて複数の主張が重複した際に解決するための適切な解決手順や方法の使用。

基準 2: 保証された回復力と地域社会、従業員の経済発展

- S2.1 地域社会が世代間の生計の持続性を最低限支えることができる経済的資源。
- S2.2 管理システムにおける地域社会の伝統的知識の使用と実行に対する認可と公的補償。
- S2.3 地域社会の雇用機会とビジネス機会へのアクセス。
- S2.4 国内資本の拡大。
- S2.5 従業員の福利と適切な居住施設を向上させるプログラムの定期的な再検討。

基準 3: 地域社会と従業員の社会・文化的人種差別撤廃の保証された持続性

- S3.1 人権が保障されている。
- S3.2 社会・文化面での人種差別撤廃に対する管理ユニットのインパクトが最小限に抑えられている。
- S3.3 地域社会と従業員のエンパワメントが促進されている。

基準 4: 栄養状態を守り地域社会の健康への負の影響を防ぐ責任の実行

- S4.1 地域社会の健康状態に対する管理ユニットの活動によるインパクトが最小限に抑えられている。
- S4.2 保健当局との協力体制が構築されている。

基準 5: 労働者権利の保障

- S5.1 相互作業合意があり実行されている。
- S5.2 地域最低賃金と公正な給与構造が実行されている。
- S5.3 保健と安全に関する規則が実行されている。

b) 持続可能な人工林管理認証システム(PHTL)の基準と指標

生産機能の持続性

基準 1: 資源の持続可能性

- P1.1 人工林としての土地の保証
- P1.2 森林火災の管理制度
- P1.3 主な人工林選択、植林制度及び技術
- P1.4 非材木林産物の利用の向上
- P1.5 立木の生育と収穫のモニタリング履行
- P1.6 林産物及び人工林受容能力、土地土台
- P1.7 森林地認可の質
- P1.8 森林地に対する権利の発行
- P1.9 森林管理における組織単位

基準 2: 林産物の持続可能性

- P2.1 森林破壊域
- P2.2 種子の有効性
- P2.3 人工林の受容力及び結果の質
- P2.4 管理の受容力及び結果の質

- P2.5 環境にやさしい森林収穫の制度履行
- P2.6 管理情報制度
- P2.7 全活動面に対する資金提供の存続及び規律

基準 3: ビジネスの持続可能性

- P3.1 産物の地域組織
- P3.2 人工林産物の収穫と利用の有効性
- P3.3 内部の林産物管理
- P3.4 期待されるビジネスの収益性、法人組織の健全性を有する効率的な生産地域の適合性
- P3.5 人工林調査の利用と発展
- P3.6 地域共同体とのビジネス提携の確立
- P3.7 立木の資産増進

生態系・環境機能の持続可能性

基準 1: 土壌及び水質の持続可能性

- E1.1 理想的な広さに対する認定され、うまく進行している保全地域の割合や実際の範囲比率
- E1.2 土地や水の機能持続性の適切性かつ受容力に基づいた効率的な産物地域計画
- E1.3 理想的な広さに対する保全地域及び効率的な産物地域における実際の境界の割合や比率
- E1.4 うまく進行している保全地域の境界線の割合や比率
- E1.5 生産地域における侵食を抑制できる植林制度の計画と履行
- E1.6 産物の余剰汚染を含む(物理的科学的)土壌肥沃の変化
- E1.7 産地における土壌侵食の変化の割合
- E1.8 保全地域における植物構造や種の変化及び消滅の割合
- E1.9 管理単位の活動により引き起こされる現存の基準測定に対する水質地域における量的変化及び継続性の変化、質的变化の割合
- E1.10 土壌の質や水路機能に影響を及ぼす植林活動や人工林の立木管理における土地利用の傾向と制度運用
- E1.11 (殺虫剤、除草剤、環境にやさしい化学肥料による)土壌及び性質汚染の侵食に対する土地の保護
- E1.12 保全地域の森林類型の構造及び組成(植生)の管理・再生活動
- E1.13 土壌の質や水路機能の持続可能性を保存する廃棄物処理制度
- E1.14 水質汚染の可能性を有する化学物質の利用
- E1.15 環境にやさしい土地利用の類型制度における活動的な自治体のかかわり

基準 2: 自然の多様性に関する持続可能性

- E2.1 保全地の理想的な広さに対する実際の広さの割合(プラズマ、外来の絶滅の危機にある植物相、野生生物の回廊、緩衝地帯、認定されうまく管理され共同体によって利用される森林資源)
- E2.2 植物相保全及び人工林の立木保護地域共同体に非常に役立つ森林資源の重要性に基づく地域構造及び管理単位
- E2.3 保護地の理想的な広さに対するうまく構造化された保全地の実際の広さの割合(プラズマ、外来の絶滅の危機にある植物相、野生生物の回廊、緩衝地帯、共同体によって利用される植林地)

E.2.4 保全地の安全の保障・管理(プラズマ、外来の絶滅の危機にある植物相、野生生物の回廊、緩衝地帯、認定されうまく管理され共同体によって利用される森林資源)

E.2.5 保護地の野生生物の多様性

E.2.6 森林資源情報制度(場所、可能性、耕作技術、収穫技術など)

E.2.7 自然の捕食者を使った)環境にやさしい技術を用いたペスト及び疾患、寄生の抑制活動、その結果管理単位地域における自然の生態系が破壊されないこと

E.2.8 地域共同体により利用される森林資源の存在

社会経済及び文化機能の持続可能性

基準 1: 共同体の利用権利及び管理の持続可能性

S1.1 森林利用地の地位の確実性

S1.2 共同体による森林利用権確実性/

S1.3 コミュニケーションと輸送手段の保障

S1.4 自治体の雇用機会

S1.5 自治体による管理単位のインフラ利用

基準 2: 社会的文化的融合の持続可能性

S2.1 管理単位が共同体に関する社会的文化的影響を考慮に入れること

S2.2 地域共同体によって所有される資源の利用と破壊に対する結果

S2.3 地域共同体の対する経済資源の多様性の増加

S2.4 地域共同体に対する確かな環境保証

S2.5 共同体の健康状態の保証

S2.6 地域共同体の共同施設

S2.7 紛争管理過程の役割

S2.8 地域共同体の生産性の創出及び管理

S2.9 健全な管理単位が管理単位地域における経済発展に貢献すること

基準 3: 労働関係の持続可能性

S3.1 労働者の安全と健康

S3.2 契約協定における労働のかかわり

S3.3 労働組合の自由に対する保証

S3.4 労働の福利を支える施設

S3.5 全労働者に対する出世機会

S3.6 全労働者に対する教育・スキルの増進

S3.7 賃金が地位基準に従うこと

c) 持続可能な CBFM(インドネシアの住民参加型森林管理)システムの基準と指標

生産機能の持続可能性

基準 1: 森林資源の持続可能性

指標:

- P1.1 領域や境界が明確である。
- P1.2 森林地域内の変化の程度。
- P1.3 森林維持管理。
- P1.4 森林の維持能力に合致した育林システム。

基準 2: 林産物の持続可能性

指標:

- P2.1 領域編成に関する管理努力。
- P2.2 持続可能な伐採のための生産能力の保証。
- P2.3 生産計画に関する管理努力。
- P2.4 森林利用能率に関する管理努力。
- P2.5 森林内での木材追跡システムの合法性。
- P2.6 森林管理の構造基盤。
- P2.7 公正な利益分配の存在。

基準 3: 森林ビジネスの持続可能性

指標:

- P3.1 管理ユニットの財政状態。
- P3.2 市場へのアクセス能力。
- P3.3 管理情報システム(MIS)。
- P3.4 森林管理における技術専門家の利用可能性。
- P3.5 森林経営への投資と再投資。
- P3.6 地元地域社会の社会的・経済的状況改善に対する寄与。

生態的機能の持続可能性

基準 1: 森林生態系の安定性が維持されうる。

指標:

- E1.1 環境に対する障害を最小に止める生産管理制限の有効性。
- E1.2 保護されるべき全面積と比べ適切に計画され、且つ、既に現場において正確な位置を図示されている保護区の割合。
- E1.3 森林生態系(土壌、水、森林構造とその構成要素)の安定性に対する生産管理活動のインパクトとその度合が記録されている。
- E1.4 保護されるべき領域の図表化と計画の存在。

基準 2: 絶滅危惧/固有/保護種の生存が維持されうる。

指標:

E2.1 森林域内における絶滅危惧/固有/保護種とその生息地のもつ重要な役割に関する情報の利用可能性。

E2.2 絶滅危惧/固有/保護種に対する生産管理活動がもたらすインパクトを最小化する努力とその有効性の存在。

社会的機能の持続可能性

基準 1: 土地所有形態システムと森林地域社会の明確性。

指標:

S1.1 領域の状態が地域社会や他の者との紛争段階に無いこと。

S1.2 他の領域との境界が明確であること。

S1.3 地域社会の利害と一致した領域の機能が永久的な森林領域として認められている。

S1.4 同じ森林地域での主張に関する公正で民主的な紛争解決方法の適用。

S1.5 CBFM アクターは真に地域社会のメンバーで、個人またはパートナーシップによって森林管理を行う。

基準 2: 保証された地域社会経済の回復と発展

指標:

S2.1 地域社会が世代を越えた生計の持続性を改善もしくは最低限維持できる経済的資源。

S2.2 男女とも個人能力の現レベルの改善もしくは最低限維持できる生産技術の利用。

S2.3 森林管理と伐採後の活動は可能な限り地域社会のエリア内で展開され、地元の人的資源を雇用する。

基準 3: 生産過程における均衡の取れた社会関係の構築

指標:

S3.1 CBFM 実施に参加する当事者(所有者、従業員、流通業者)間で築かれる社会関係は均衡である。

S3.2 CBFM 制度内の権限の民主的で明確な共有。

基準 4: 地域社会の利害に一致した公正な利益分配

指標:

S4.1 森林管理活動によってもたらされた地域社会に対する損失に関して、地域社会の全てのメンバーが合意した補償の存在。

S4.2 CBFM 活動に参加する機会が全ての地域社会のメンバーと社会に対して開かれている。

S4.3 管理ユニットがその活動を地域社会と/または社会に対して説明する仕組みの利用可能性。